様式1-2-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関	1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人福祉医療機構						
評価対象中期目	見込評価(中期目標期間実績評	第3期中期目標期間					
標期間	価)						
	中期目標期間	平成25~29年度					

2	2. 評価の実施者に関する事項									
主	務大臣	厚生労働大臣								
	法人所管部局	社会・援護局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 石垣 健彦 福祉基盤課長						
		社会・援護局障害保健福祉部		社会・援護局障害保健福祉部企画課 朝川 知昭 企画課長						
		医政局		医政局医療経営支援課 佐藤 美幸 医療経営支援課長						
		年金局		年金局資金運用課 宮崎 敦文 資金運用課長						
		労働基準局		労働基準局労災保険業務課 相浦 亮司 労災保険業務課長						
	評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官室 牧野 利香 政策評価官						

3. 評価の実施に関する事項

平成29年8月2日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

4. その他評価に関する重要事項

該当なし

様式1-2-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 総合評定様式

1. 全体の評定		
評定	B:全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められている。	(参考:見込評価)※期間実績評価時に使用
(S, A, B, C, D)		В
評定に至った理由	項目別評定は16項目中、Aが4項目、Bが12項目であり、うち重要度「高」であるものがそれぞれ4項目及び1項目ある生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、Bとした。	る。また、全体の評定を引き下げる事象もなかったため、厚
	なお、平成 26 年度までの評価結果と比較して、平成 27 年度及び平成 28 年度評価結果並びに見込評価結果については相当これは、従前から「独立行政法人の評価に関する指針」に則り適切な評価を行ったところであるが、平成 27 年度より、「平年度に中期目標期間を終了した独立行政法人の中期目標の期間における業務の実績に関する評価の結果についての点検結果おける、A評定を付す場合の根拠、理由等のより一層の明確化等の指摘を踏まえた評価を実施しているためであり、平成 27 全体の評定がAとなっていた平成 26 年度までと同水準であると認められる。	成 26 年度における独立行政法人の業務の実績及び平成 26 :」(平成 27 年 11 月 17 日付独立行政法人評価制度委員会)に

2. 法人全体に対する記	平価
法人全体の評価	待機児童解消加速化プランに基づく保育の場の整備や地域包括ケアシステム、地域共生社会の実現が求められる中、必要な施設整備の資金等の融資を実施するにあたって、貸付審査期
	間の短縮や資金交付の迅速化など利用者サービスを向上させるなど、定量面で高い実績をあげているだけでなく、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、社会福祉施設等及び医療施設等
	の維持及び存続を図りつつ、貸付債権の適正な管理によりリスク管理債権比率を低い水準で維持するとともに、平成28年熊本地震を受け迅速かつきめ細やかに対応したこと等、定性
	面においても多くの実績をあげていることは高く評価できる。
	一方で、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評定を行う上で	特に全体の評価に重大な影響を与える事象はなかった。
特に考慮すべき事項	

3. 課題、改善事項など	. 課題、改善事項など							
項目別評定で指摘した	該当なし							
課題、改善事項								
その他改善事項	該当なし							
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項	該当なし							
令を検討すべき事項								

4. その他事項	
監事等からの意見	【監事からの意見】 経営企画会議やガバナンス委員会等によるガバナンス体制が整備されており、理事長のリーダーシップのもと、各年度の業務目標の進捗管理が行われ、各部門それぞれが求められる役割を適切に果たし、総じて、中期目標を上回る成果を上げていると評価している。
その他特記事項	該当なし

様式1-2-3 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定総括表様式

中期目標			左	F度評				目標評価	項目別 調書No.	備考欄
		25 年度	2 6 年度	2 7 年度	28 年度	29 年度	見込 評価	期間実 績評価		
Ι	. 国民に対して提供するサ	ービス	その他	の業務	の質の	向上に	関する事	項		
	福祉医療貸付事業(福祉 貸付事業)	S	AO	AO	AO		AO		1-1	
	福祉医療貸付事業(医療 貸付事業)	S	AO	ВО	AO		AO		1-2	
	福祉医療貸付事業(債権管理)	S	A	ВО	ВО		ВО		1-3	指標設 定困難
	福祉医療経営指導事業	A	AO	ВО	AO		AO		1 - 4	
	社会福祉振興助成事業	A	В	В	В		В		1 - 5	
	退職手当共済事業	S	AO	AO	ВО		AO		1 - 6	
	心身障害者扶養保険事 業	A	В	В	В		В		1-7	
	福祉保健医療情報サービ ス事業 (WAMNET 事業)	A	A	В	В		В		1-8	
	年金担保貸付事業及び労 災年金担保貸付事業	A	A	В	В		В		1-9	指標設 定困難
	承継年金住宅融資等債 権管理回収業務及び承継 教育資金貸付けあっせん 業務	A	В	В	В		В		1-10	

※重要度を	「高」	と設定している項目については各評語の横に「○」を付す	0
難易度を	「高」	と設定している項目については各評語に下線を引く。	

中期目標		年度評価					中期期間	目標評価	項目別調書No.	備考欄
		25 年度	2 6 年度	27 年度	28 年度	29 年度	見込 評価	期間実績評価		
Ι.	業務運営の効率化に関する	事項								
	業務・システムの効率化 と情報化の推進	A	В	В	В		В		2-1	指標設 定困難
	経費の節減	A	A	В	A		В		2 - 2	
Ш.	財務内容の改善に関する事	項								
	運営費交付金以外の収入 の確保 自己資金調達による貸付 原資の確保 不要財産の国庫納付	A	В	В	В		В		3 – 1	指標設 定困難
IV.	その他の事項									
	効率的かつ効果的な業務 運営体制の整備	S	В	В	В		В		4-1	指標設 定困難
	業務管理(リスク管理)の充実	S	В	В	В		В		4-2	指標設 定困難
	人事に関する事項	A	В	В	В		В		4-3	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1-1	福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)										
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第5号								
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	及び第6号								
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を	関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 694,704								
度	構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年 6 月	業レビュー									
	2日)においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護										
	ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備及び地域包括ケアの推進										
	が挙げられており、社会福祉施設等の整備について長期・固定・低利によ										
	り資金を提供する本事業は重要度が高いものである。										

2. 主要な経年データ

①主要なアウトス			②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)											
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
協調融資金融機関	最終年度に	_	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上	8機関以上		予算額(千円)	57,624,268	58,695,810	56,631,833	53,671,310	
数 (計画値)	340 機関以上						(340 機関)							
協調融資金融機関	_	300 機関	19 機関	9機関	11 機関	10 機関			決算額(千円)	56,267,306	55,564,450	53,036,595	49,531,304	
数 (実績値)			(319 機関)	(328 機関)	(339 機関)	(349 機関)								
達成度	_	_	237.5%	112.5%	137.5%	125.0%			経常費用 (千円)	56,529,828	55,424,956	53,670,378	50,780,093	
貸付審査期間の短	30 目以内	_	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内	30 日以内		経常利益 (千円)	△1,091,873	$\triangle 2,224,052$	△724,007	△6,399	
縮(計画値)														
貸付審査期間の短	_	27.5 日	28.2 日	28.1 目	26.1 目	29.2 目			行政サービス実施コ	8,340,682	4,266,491	7,552,262	5,981,907	
縮(実績値)									スト (千円)					
達成度	_	_	106.4%	106.8%	114.9%	102.7%			従事人員数	188.46 人	190.30 人	187.44 人	191.43 人	
資金交付の迅速化	15 営業日以内	_	15 営業日	15 営業日	15 営業日	15 営業日	15 営業日							
(計画値)			以内	以内	以内	以内	以内							
資金交付の迅速化 (実績値)	_	7.7 営業日	7.5 営業日	7.4 営業日	7.5 営業日	7.8 営業日								
達成度	_	_	200.0%	202.7%	200.0%	192.3%								

⁽注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	主務大臣	こよる評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)			
第4 業務の質の向	第3 業務の質の向	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定			
上に関する事項	上に関する目標	① 併せ貸し(協調融	① 協調融資金融機関数については、平成 28	評定: A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>			
	を達成するため	資)金融機関数を受	年度末において 349 機関まで拡大 (各年度平	○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国が	○ 政策融資の果たすべき役割				
	にとるべき措置	託金融機関数の 9	均 12.3 機関増加)し、中期計画を達成した。	推進する社会福祉施設の整備事業等の福祉施	を踏まえ、国が推進する社会				
通則法第29条第	通則法第30条第	5%以上(340機		策への支援として、各種融資条件の改善及び	福祉施設の整備事業等の福				
2項第3号の国民に	2項第2号の国民に	関)まで拡大する。		優遇措置を実施した結果、中期目標期間にお	祉施策への支援として、各種				
対して提供するサー	対して提供するサー			ける審査実績は 4,656 件 1,053,237 百万円と	融資条件の改善及び優遇措				
ビスその他の業務の	ビスその他の業務の	② 審査業務について	② 借入申込み受理から貸付内定通知までの平	なり、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応す	置を実施した結果、中期目標				
質の向上に関する事	質の向上に関する事	は特殊異例な案件を	均処理期間については、特殊異例な案件を除	ることにより、国の目指す福祉、介護サービ	期間における審査実績は				
項は、次のとおりと	項は、次のとおりと	除き、借入申込み受	き、毎年度 30 日以内を維持(平均 27.9 日)	スを安定的かつ効率的に提供する基盤整備を	4,656 件 1,053,237 百万円と				
する。	する。	理から貸付内定通知	し、中期計画を達成した。	推進するとともに、当該施設に従事する介護	なり、利用者ニーズに迅速か				
		までの平均処理期間		職員等の新たな雇用の創生に貢献することが	つ的確に対応することによ				
1 福祉医療貸付事	1 福祉医療貸付事	30日以内を維持す		できた。	り、国の目指す福祉、介護サ				
業(福祉貸付事業)	業(福祉貸付事業)	る。		○ 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震への	ービスを安定的かつ効率的に				
福祉貸付事業につ	福祉貸付事業につ			被災地支援の取組みとして、被災した社会福	提供する基盤整備を推進した				
いては、国の福祉政	いては、国の福祉政	③ 資金交付業務につ	③ 資金交付に係る処理期間については、請求	祉施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資	ことは高く評価できる。				
策に即して民間の社	策に即して民間の社	いては、請求内容の	内容の不備が著しいもの等を除き、毎年度 15	率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧					
会福祉施設等の整備	会福祉施設等の整備	不備が著しいもの等	営業日以内を維持(平均 7.6 営業日)し、中	貸付等について周知したうえで、円滑、迅速	○ また、平成 28 年熊本地震				
に対し長期・固定・	に対し長期・固定・	を除き、請求後15	期計画を達成した。	かつきめ細かな対応を図り、審査から資金交	及び東日本大震災への被災地				
低利の資金を提供す	低利の資金を提供す	営業日以内を維持す		付にあっては最優先に実施するとともに、被	支援の取組みとして、被災し				
ること等により、福	ること等により、福	る。		災施設等の開設者や地方公共団体等との意見	た社会福祉施設等の開設者				
祉、介護サービスを	祉、介護サービスを			交換及び個別融資相談等を実施するなど、被	に対し、貸付限度額、融資率				
安定的かつ効率的に	安定的かつ効率的に	<その他の指標>		災地支援に資する取組みを積極的に実施し	及び償還期間の優遇措置を講				
提供する基盤整備に	提供する基盤整備に	なし		た。	じた災害復旧貸付等について				
資するため、以下の	資するため、以下の			○ 利用者サービス向上の観点から、国の福祉	周知したうえで、円滑、迅速				
点に特に留意してそ	点に特に留意してそ			政策に即した施設整備に係る資金需要を踏ま	かつきめ細かな対応を図り、				
の適正な実施に努め	の適正な実施に努め			え、福祉施設の整備計画の早期段階から事業	審査から資金交付にあっては				
ること。	る。			者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を	最優先に実施するとともに、				
				整備し、利用者ニーズの把握や建物の機能性	被災施設等の開設者や地方				
		<評価の視点>		等、長期にわたる安定経営が可能となるよう	公共団体等との意見交換及				
(1) 国の福祉政策	(1) 政策優先度に	○ 毎年度、国と協議	○ 国及び地方公共団体の福祉政策と緊密に連	機構職員が有する専門性を活かした多面的な	び個別融資相談等を実施する				
における政策目	即して効果的か	のうえ、当該年度に	携し、地域における医療及び介護の総合的な	支援・助言等を積極的に実施するとともに、	など、被災地支援に資する取				
標を着実に推進	つ効率的な政策	おける融資の基本方	確保を推進する施設整備及び待機児童解消加	平成 28 年度においては貸付業務の円滑な実	組みを積極的に実施したこと				
するため、毎年	融資を行うた	針を定めた融資方針	速化プランの実現に向けた保育所整備等、政	施を推進するため地方公共団体や関係団体に	も高く評価できる。				
度、国と協議の	め、毎年度、国	に基づき、政策優先	策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融	融資制度のPRを行うなど、制度周知を積極					
うえ、当該年度	と協議のうえ、	度に即した効果的か	資について、地方公共団体の意見を踏まえる	的に実施した。	○ 定量目標としては、協調融				
における融資の	当該年度におけ	つ効率的な政策融資	とともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策	また、借入申込者が自らの経営状況及び事	資金融機関数(最終年度末に				
基本方針を定め	る融資の基本方	を実施しているか。	定した各年度の融資方針に基づき実施した。	業計画に合わせて償還期間や金利を選択する	おいて 40 機関以上の増)、審				

た融資方針に基	針を定めた融資		《審査実	績》	(件、百万円)	ことができるよう、償還期間に応じた柔軟な	查処理期間(30 日以内)及
づき、政策優先	方針に基づき、		年度	件数	金額	金利(期間別金利)制度を平成 27 年度から	び資金交付期間(15 営業日
度に即して効果	福祉貸付事業を		H25	1,337	334,718	導入した。	以内)を設定しているところ
的かつ効率的な	実施する。		H26	1,261	274,758	これらの取組みにより、貸付審査を了した	である。
政策融資を実施			H27	939	190,842	貸付先または事業完了に至った貸付先を対象	この目標設定について、審
すること。			H28		252,919	としたアンケート調査を実施した結果、97.7%	査処理期間及び資金交付期
			計	4,656	1,053,237	(中期目標期間平均)の貸付先から「満足し	間は、平成 21 年の介護基盤
				,	,,	た」との回答を得ることができた。	緊急整備等臨時特例基金の
(2) 政策融資の果	(2) 政策融資の果	○ 政策融資の果たす	〇 政策	融資の果たすべきる	役割を踏まえ、次の	○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観	創設等によって、受理件数が
たすべき役割を	たすべき役割を	べき役割を踏まえ、	とおりi	政策に沿った融資	条件の改善及び優遇	点から、受託金融機関が開催する研修会や機	平成20年度から平成23年度
踏まえ、国の要	踏まえ、国の要	国の要請等に基づき、	措置を	講じた。		構が開催する受託金融機関業務研修会議にお	にかけて 247%と大幅な増加
請等に基づき、	請等に基づき、	政策融資として災害	年度	主な条件	件改善等	いて、経営サポートセンターと連携して機構	となっており、今中期目標期
災害復旧、制度	災害復旧、制度	復旧、制度改正、金		・都市部における	社会福祉施設整備	が保有する社会福祉施設に関するデータや福	間において処理件数の増加が
改正、金融環境	改正、金融環境	融環境の変化に伴う	H25	に対する融資率	図の引上げ等	祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関	見込まれたことから、業務量
の変化に伴う経	の変化に伴う経	経営悪化等の緊急時			けの相手方の拡充	する情報を提供するとともに、全国地方銀行	の増加を勘案して中期計画を
営悪化等の緊急	営悪化等の緊急	における資金需要に			【可外保育施設及び 業に対する融資制	協会との意見交換会(平成 28 年度は厚生労	設定したものであり、妥当な
時における資金	時における資金	迅速かつ機動的に対		度の創設	来に対する融負刑	働省及び財務省も参加)を定期的に開催し、	ものである。
需要に迅速かつ	需要に迅速かつ	応する等、民業補完	H26	*****	貸付けの相手方の	機構と民間金融機関が連携・協調していくた	また、協調融資金融機関数
機動的に対応す	機動的に対応す	を徹底しつつ、融資		拡充		めの考え方やそれぞれの取組み等について意	は、前中期目標期間中の取組
る等、民業補完	る等、民業補完	対象の重点化及び必			経営高度化に対す	見交換を行った。	による増加傾向を踏まえつ
を徹底しつつ、	を徹底しつつ、	要な融資枠の確保、		る融資支援 ・地域医療企業総	合確保基金の対象	また、併せ貸し(協調融資制度)の一層の	つ、その数を代理貸付の受託
融資対象の重点	融資対象の重点	融資条件の改善等に		事業への融資率		普及を図るため、併せ貸しの利用が低調な事	金融機関数の 95%まで拡大
化及び必要な融	化及び必要な融	より、増大する利用	H27		こども園の整備に	業について要因分析を行い、分析結果を踏ま	することを目指し設定したも
資枠の確保、融	資枠の確保、融	者ニーズへの対応を		対する融資制度	度の創設	え、融資相談時における協調融資制度の案内	のであり妥当なものである。
資条件の改善等	資条件の改善等	図っているか。	H28		施設整備する場合	や民間金融機関(メインバンク)の支援体制	その前提のもと、
により、増大す	により、増大す			の優遇融資の対	対象地域の拡充	の状況確認を徹底したほか、行政機関や福祉	・協調融資金融機関数は中期
る利用者ニーズ	る利用者ニーズ					医療関係団体に対し機構の融資制度及び協調	目標期間における平均達成
への対応を図る	への対応を図					融資制度の周知・広報活動等を積極的に実施	率 153.1%
こと。	る。					した結果、中期計画(目標 340 機関)に対し	・審査処理期間は中期目標期
特に、東日本	特に、東日本	特に、東日本大震	〇 東日	本大震災で被災した	た社会福祉施設等の	て平成 28 年度末時点で覚書締結金融機関数	間における平均達成率
大震災で被災し	大震災で被災し	災で被災した社会福	開設者	に対して、引き続き	き、機構ホームペー	は 349 機関まで拡大し、中期計画を達成(中	107.7%
た社会福祉施設	た社会福祉施設	祉施設等に対し、引	ジにおり	いて、貸付限度額、	融資率及び償還期	期目標期間における達成度平均 : 153.1%)す	・資金交付期間は中期目標機
等に対し、引き	等に対し、引き	き続き被災地支援に	間の優別	遇措置等を講じた	災害復旧・復興貸付	るとともに、制度利用者が円滑に民間資金を	関における平均達成率
続き被災地支援	続き被災地支援	資するため復旧・復	の実施	について周知する	など、円滑かつきめ	活用することができる体制整備を推進した。	198.8%
に資するため復	に資するため復	興資金等の優遇融資	細やかれ	な対応を図り、審査	査、貸付契約及び資	○ 審査業務及び資金交付業務の迅速化につい	となった。このうち、協調融
旧•復興資金等	旧·復興資金等	を実施しているか。	金交付	にあっては最優先	で実施することによ	ては、いずれも中期計画の目標値の範囲内で	資金融機関数及び資金交付
の優遇融資を実	の優遇融資を実		り被災	施設等の復旧・復	興を支援した。	処理することができた。(中期目標期間にお	期間は、利用者サービスの向
施すること。	施する。		〇 平成	28 年熊本地震で	坡災した社会福祉施	ける達成度平均:審査業務 107.7%、資金交	上を図る観点から、達成度が
			設等の	開設者に対し、災害	害復旧資金の相談窓	付業務 198.8%)	高いことがそのまま高い評価
			口を開	設したうえで、	特例措置(融資率	○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割	につながるところであるが、
			100%,	無利子、償還期間	最長 39 年等) を講	を踏まえ、地域における医療及び介護の総合	審査処理期間については、融
 					6		

じた災害復旧貸付について機構ホームページ 的な確保を推進する施設整備、待機児童解消 において周知するとともに、被災地域の地方 公共団体や関係団体に対して周知するなど、 円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査、 貸付契約及び資金交付にあっては最優先で実 施することにより被災施設等の復旧を支援し 《審杳実績》(再掲) (件、百万円) 東日本大震災 熊本地震 件数 件数 金額 金額 H2550 17,219325,687 H26 H27232,348 H28 252.2395 151<課題と対応> 5 151 計 130 27,493 特になし。 ○ 被災地におけるニーズを的確に把握するた め、被災した社会福祉施設等の開設者、地方 公共団体及び関係団体と意見交換(東日本大 震災 24 回、熊本地震 9 回) を実施するとと もに、地方公共団体や関係団体と連携を図り、 被災した社会福祉施設等の開設者に対する個 別融資相談会(東日本大震災 15 か所 82 件、 熊本地震3か所4件)及び訪問相談(東日本 大震災 41 件) を実施した。 (3) 利用者サービ ○ 利用者サービスの ○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取 (3) 福祉・介護サ ービスを安定的 スの向上を図る 向上を図るため、手 組みを行った。 かつ効率的に提 ため、手続きの 続きの簡素化を促進 a 機構や福祉関係団体が開催するセミナー 供する基盤整備 簡素化を促進す するとともに、福祉 等において、個別融資相談会(83回、融資 を推進するた るとともに、福 施設の整備計画の早 相談件数 529 件) を実施した。また、平成 め、事業者の施 祉施設の整備計 期段階から的確な融 28年度においては、新たに医療貸付事業と 設整備等に関す 画の早期段階か 資相談等に応じ、速 合同で全国5ブロックで個別融資相談会(6 る相談等を適切 ら的確な融資相 やかに安定的な事業 回、融資相談件数 32 件) を開催し、法人 に実施すること 談等に応じ、速 実施ができるよう必 経営の安定及び福祉サービスの質の向上に により、利用者 やかに安定的な 要な見直しの提案、 資する観点から、事業計画の早期段階から サービスの向上 事業実施ができ 助言等を行っている 融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建 を図ること。 るよう必要な見 物の機能性等について助言を行った。 直しの提案、助 b 借入申込み等の手順を整理した「融資の 言等を行う。 ポイント (ガイドライン)」を借入申込者、 協調融資機関及び地方公共団体など関係機

加速化プランの実現に向けた保育所等の整 備、耐震化整備、さらに東日本大震災及び平 成 28 年熊本地震への対応としての災害復 旧・復興支援など、利用者ニーズに迅速かつ 的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するな ど、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施 設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を 提供すること等により、福祉、介護サービス を安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資 する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る 実績を上げ、地域における社会福祉事業施設 の基盤整備を支援することができた。

資業務である点を踏まえれ ば、償還確実性を考慮した審 査処理期間が必要であり、極 端な期間の短縮は十分な審査 に支障を生じさせる点等から 望ましいものではない。

この点を踏まえ、加重平均 の観点から総合的に判断すれ ば、他の2つの目標が120% 以上の達成度であり、審査処 理期間についても100%を上 回る達成度であることは、高 く評価することができる。

○ 以上のとおり、定量目標に ついて高く評価できることに 加え、定性面での実績におい ても、地域における介護サー ビスの提供体制確保を推進す る施設整備、待機児童解消加 速化プランの実現に向けた保 育所等の整備の推進や平成 28 年熊本地震並びに東日本 大震災における迅速かつきめ 細やかな対応等により国の福 祉政策に即して民間の社会福 祉施設等の基盤整備を支援 することができたことから 「A」と評価する。

			までの事務手続き及び審査の要点等につい		
			て積極的に周知を行った。		
			c 貸付内定時及び事業完成時における利用		
			者アンケートの結果を踏まえ、平成 26 年		
			度において、貸付契約、資金交付及び事業		
			完成報告等の手続きに必要となる提出書類		
			を電子化し、機構ホームページに掲載する		
			ことにより、利用者サービスの向上を図る		
			とともに、機構の事務手続きの効率化を進		
			めた。		
			d 借入申込者が自らの経営状況及び事業計		
			画に合わせて償還期間や金利を選択するこ		
			とができるよう、償還期間に応じた柔軟な		
			金利 (期間別金利) 制度を平成 27 年度か		
			ら導入した。		
			e 平成 27 年度に福祉貸付部と医療貸付部を		
			統合し、福祉施設と医療施設の合築計画等		
			について融資相談から審査をワンストップ		
			で対応できる体制を整備した。		
			また、平成28年度には福祉医療貸付部		
			と助成事業部を統合・再編のうえ、福祉医		
			療貸付部に「NPOリソースセンター」を		
			創設し、福祉系NPOに対する「貸付」「助		
			成」「専門的助言や情報提供」による支援		
			を総合的、効果的かつ効率的に実施する体		
			制を整備した。		
(4) 民業補完の推	 (4) 民間金融機関 (○ 融資や経営診断を ○) 民間金融機関との協調融資の促進を図る観		
進の観点から、	と協調した融資	通じて得た社会福祉	点から、次の取組みを行った。		
融資や経営診断	を推進するた	施設に関するノウハ	a 受託金融機関が開催する研修会において、		
を通じて得たノ	め、融資や経営	ウやデータ等を民間	機構が保有する社会福祉施設に関するデー		
ウハウ等を民間	診断を通じて得	金融機関に対し積極	タ等を提供した。(実績:24 機関)		
金融機関に提供	た社会福祉施設	的に提供しているか。	b 機構と民間金融機関が連携・協調してい		
するとともに、	に関するノウハ		くための考え方やそれぞれの取組み等につ		
併せ貸しの一層	ウやデータ等を		いて、全国地方銀行協会と定期的に意見交		
の普及に努める	民間金融機関に		換を行った。(実績:14回)		
こと。	対し積極的に提		なお、平成 28 年度においては、厚生労		
	供する。		働省と財務省をメンバーに加えて意見交換		
			会を開催した。		
			c 機構が開催する受託金融機関業務研修会		

			議において、経営サポートセンターと連携
			し、福祉・医療に関する政策動向・経営動
			向等に関する情報を提供した。(実績:8回)
なお、併せ貸	また、併せ貸	○ 併せ貸しの利用が	○ 協調融資機関数については、上記①のとお
しの普及にあた	しの一層の普及	進んでいない要因を	り、中期計画(目標 340 機関)に対して 349
っては、併せ貸	を図るため、	分析した結果を踏ま	機関まで拡大した。
しの利用が進ん	① 併せ貸しの利	え、併せ貸しの周知	○ 併せ貸しの一層の普及を図るため、次の取
でいない児童福	用が進んでいな	を図るなど利用の向	組みを行った。
祉事業及び障害	い児童福祉事業	上に資する取組を行	a 平成 25 年度において、併せ貸しの利用が
者福祉事業につ	及び障害者福祉	っているか。	進んでいない児童福祉事業及び障害者福祉
いて要因を分析	事業については		事業について、過去の融資実績を基に低調
し、当該分析結	要因を分析した	○ 併せ貸し(協調融	な理由の要因分析を行うとともに、協調融
果を踏まえて利	結果を踏まえ、	資)制度の充実を図	資利用機関数の拡大方策を策定した。
用の向上に資す	併せ貸しの周知	り、制度の適切な運	また、代理貸付の受託金融機関であって、
る取組を行うも	を図るなど利用	用を行うとともに、	協調融資機関となっていない金融機関に対
のとすること。	の向上に資する	制度の対象拡大につ	し加入案内を行うとともに、加入の低調な
	取組を行う。	いて中期計画を達成	信用金庫、信用組合が開催するセミナー等
	② 併せ貸し(協	しているか。	に出向き、協調融資制度の周知・広報を行
	調融資)制度に		った。(実績:2団体)
	ついて、併せ貸		b 平成 25 年度に策定した拡大方策に基づ
	し (協調融資)		き、平成 26 年度から、行政機関や福祉医
	金融機関数を受		療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び
	託金融機関数の		協調融資制度について説明するとともに、
	95%以上(3		併せ貸し(協調融資制度)の一層の普及に
	40機関) まで		向けて意見交換を行った。(実績:123 団
	拡大するなど制		体)
	度の充実、適切		また、機構が開催する行政機関担当者向
	な運用を行う。		け説明会や受託金融機関業務研修会議にお
			いて、機構の融資制度及び協調融資制度の
			説明を行うなど、併せ貸し(協調融資制度)
			の一層の普及を図るための周知・広報活動
			等を行った。
			c 平成27年度からは、従前から実施してい
			る融資相談時の事業者に対する協調融資制
			度の案内に併せ、民間金融機関(メインバ
			ンク)の支援体制の状況を確認することを
			徹底した。
(5)審査業務及び	(5)審査業務につ	○ 審査業務の平均処	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。
資金交付業務に	いては特殊異例	理期間については、	
1		•	9

ついて利用者サ	な案件を除き、	特殊異例な案件を除
ービスの向上を	借入申込み受理	き、中期計画を達成
図ること。	から貸付内定通	しているか。
	知までの平均処	
	理期間30日以	○ 資金交付業務の平 ○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。
	内を維持する。	均処理期間について
	また、資金交	は、請求内容の不備
	付業務について	が著しいもの等を除
	は、請求内容の	き、中期計画を達成
	不備が著しいも	しているか。
	の等を除き、請	
	求後の平均処理	
	期間15営業日	
	以内を維持す	
	る。	

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-2	福祉医療貸付事業(医療貸付事業)		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 2 号及び第 3
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 超高齢化社会に直面する中、いかに医療介護サービスを持続的かつ効率的	関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 718・728
度	に提供していくことが課題。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月	業レビュー	
	2日)においても、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効		
	率的な医療提供体制の実現が挙げられており、医療施設等の整備について長		
	期・固定・低利により資金を提供する本事業は重要度が高いものである。		

2. 主要な経年デー	タ												
①主要なアウトス	プット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
貸付審査期間の短 縮(計画値)	30 日以内		30 日以内	予算額(千円)	_		_	_					
貸付審査期間の短 縮(実績値)	_	19.5 日	19.4 日	19.3 日	19.3 日	19.3 日		決算額(千円)	_	l	_	_	
達成度	_		154.6%	155.4%	155.4%	155.4%		経常費用 (千円)	_	_	_	-	
資金交付の迅速化 (計画値)	15 営業日以内		15 営業日 以内	経常利益 (千円)	_	_	_	-					
資金交付の迅速化 (実績値)	_	8.9 営業日	9.1 営業日	8.7 営業日	8.9 営業日	8.6 営業日		行政サービス実施コ スト (千円)	_	_	_	_	
達成度	_	_	164.8%	172.4%	168.5%	174.4%		従事人員数	_	_	_	_	

⁽注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	期間評価に係る自己評価及び主務大臣によ 法人の業務事		主	 こよる評価
十分1口际	下	工な肝臓は除せ	業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 福祉医療貸付事		 <主な定量的指標>			評定 A	評定
業(医療貸付事業)	業(医療貸付事業)		① 借入申込み受理から貸付内定通知までの平		一件化 A	一叶足
术(区冰貝门ず木/	医療貸付事業につ	は特殊異例な案件を	均処理期間については、特殊異例な案件を除			(見込評価時との乖離がある
医療貸付事業につ	いては、国の医療政	除き、借入申込み受	き毎年度30日以内を維持(平均19.3日)し、			
いては、国の医療政		理から貸付内定通知	中期計画を達成した。	への支援として、各種融資条件の改善及び優	関係施設の整備事業等の医	
策に即して民間の医		までの平均処理期間	十朔日 画を 建成 した。	遇措置を実施した結果、中期目標期間におけ	療施策への支援として、各種	
療施設等の整備に対		30日以内を維持す		る審査実績は522件514,801百万円となり、	融資条件の改善及び優遇措	
し長期・固定・低利		る。 		利用者ニーズに迅速かつ的確に対応すること	置を実施した結果、中期目標	
の資金を提供するこ		<i>∕</i> ⊌°		により、国の目指す医療サービスを安定的か	期間における審査実績は522	
と等により、医療サ		② 答念な付業数につ	② 資金交付に係る処理期間については、請求		件 514,801 百万円となり、利	
	効率的に提供する基	いては、請求内容の	内容の不備が著しいもの等を除き毎年度 15		用者ニーズに迅速かつ的確に	
効率的に提供する基		不備が著しいもの等	営業日以内を維持(平均8.8日)し、中期計		対応することにより、国の目	
盤整備に資するた		を除き、請求後15	画を達成した。	被災地支援の取組みとして、被災した医療関	指す医療サービスを安定的か	
め、以下の点に特に		営業日以内を維持す	画を建成した。	係施設等の開設者に対し、貸付限度額、融資	つ効率的に提供する基盤整備	
留意してその適正な				本及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧		
	美旭に劣める。	る。			を推進したことは高く評価で	
実施に努めること。		/ スの他の投挿へ		貸付について周知したうえで、円滑、迅速かっため畑のかわせばた四川、家本から次合方	きる。	
		<その他の指標>		つきめ細やかな対応を図り、審査から資金交	○ ナナ 正代 00 欠終土地震	
		なし		付にあっては最優先に実施するとともに、被		
		/証年の祖上へ		災施設等の開設者や地方公共団体等との意見		
(1) 国の医療政策	(1) 办学原出帝四	<評価の視点>	○ 「医療代付に係て岸陸動次の甘木十分」(お	交換及び個別融資相談等を実施するなど、被 ※地支援に終する取組みなります。	支援の取組みとして、被災し	
(1)国の医療政策			○ 「医療貸付に係る病院融資の基本方針(ガ		た医療関係施設等の開設者	
における政策目標は美容な状態			イドライン)」を適用し、都道府県の医療計		に対し、貸付限度額、融資率	
標を着実に推進	つ効率的な政策	めたガイドラインに				
するため、国と	融資を行うた	基づき、政策優先度				
協議のうえ、融	め、国と協議の	に即した効果的かつ	療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び			
資の基本方針を	うえ、融資の基	効率的な政策融資を	小児医療)等に係る医療連携体制に位置付け			
定めたガイドラ	本方針を定めた	実施しているか。	られる政策優先度の高い地域医療等を実施す			
インに基づき、	ガイドラインに		る病院または民間の金融機関では融資が難し			
政策優先度に即	基づき、医療貸		い中小病院に融資の重点化を図るなど、政策		被災施設等の開設者や地方	
して効果的かつ	付事業を実施す		優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資			
効率的な政策融	る。		を実施した。	業計画に合わせて償還期間や金利を選択する		
資を実施するこ			《審査実績》(件、百万円)			
と。			年度 件数 金額	金利(期間別金利)制度を平成 27 年度から	組みを積極的に実施したこと	
			H25 202 199,608	導入した。	も高く評価できる。	
			H26 122 107,261	これらの取組みにより、貸付審査を了した		
			H27 103 108,814	貸付先または事業完了に至った貸付先を対象	○ 民業補完の推進の観点か	
			H28 95 99,118	としたアンケート調査を実施した結果、96.7%	ら、受託金融機関業務研修会	
			計 522 514,801	(中期目標期間平均) の貸付先から「満足し	議において福祉医療機構が保	

(2)政策融資の果
たすべき役割を
踏まえ、国の要
請等に基づき、
災害復旧、制度
改正、金融環境
の変化に伴う経
営悪化等の緊急
時における資金
需要に迅速かつ
機動的に対応す
る等、民業補完
を徹底しつつ、
融資対象の重点
化及び必要な融
資枠の確保、融
資条件の改善等
により、増大す
しまり、増入り る利用者ニーズ
- ,
への対応を図る
こと。
特に、東日本
大震災で被災し
た医療関係施設
等に対し、引き
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
続き被災地支援
に資するため復
旧資金等の優遇
措置を実施する
こと。

(2)政策融資の果 たすべき役割を 踏まえ、国の要 請等に基づき、 災害復旧、制度 改正、金融環境 の変化に伴う経 営悪化等の緊急 時における資金 需要に迅速かつ 機動的に対応す る等、民業補完 を徹底しつつ、 融資対象の重点 化及び必要な融 資枠の確保、融 資条件の改善等 により、増大す る利用者ニーズ

への対応を図

特に、東日本

大震災で被災し

た医療関係施設

等に対し、引き

続き被災地支援

に資するため復

旧資金等の優遇

措置を実施す

る。

○ 政策融資の果たす べき役割を踏まえ、 国の要請等に基づき、 政策融資として災害 復旧、制度改正、金 融環境の変化に伴う 経営悪化等の緊急時 における資金需要に 迅速かつ機動的に対 応する等、民業補完 を徹底しつつ、融資 対象の重点化及び必 要な融資枠の確保、 融資条件の改善等に より、増大する利用 者ニーズへの対応を 図っているか。

特に、東日本大震 災で被災した医療関 係施設等に対し、引 き続き被災地支援に 資するため復旧資金 等の優遇措置を実施 しているか。

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次の とおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇 措置を講じた。

年度	主な条件改善等
H25	・在宅復帰・在宅療養強化型介護老人保健施設に係る融資率の引上げ・国家戦略特別区域計画に係る融資率の引上げ及び貸付金利の引下げ
H26	・医療施設等の津波対策としての高 台移転整備に係る融資率の引上げ 及び貸付金利の引下げ ・持分なし医療法人移行のための経 営安定化資金に係る貸付限度額 の引上げ及び償還期間の延長
H27	・地域医療介護総合確保基金の対象 事業への融資率の引上げ
H28	・「地域医療構想」に基づき病床転換等を行う医療機関に対し、一定期間、元金を据え置くことができる新たな融資制度の創設・都市部の借地に介護老人保健施設を整備する場合の優遇融資対象地域の拡充

- 東日本大震災で被災した医療関係施設等の 開設者に対して、引き続き、機構ホームペー ジにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期 間の優遇措置等を講じた災害復旧貸付の実施 について周知するなど、円滑かつきめ細かな 対応を図り、審査、貸付契約及び資金交付に あっては、最優先で実施することにより被災 施設等の復旧・復興を支援した。
- 平成 28 年熊本地震で被災した医療関係施 設等の開設者に対し、災害復旧資金の相談窓 口を開設したうえで、特例措置(融資率 100%、当初3年間は7.2億円まで無利子、 償還期間最長 39 年等) を講じた災害復旧貸 付について機構ホームページにおいて周知す るとともに、被災地域の地方公共団体や関係 団体に対して周知するなど、円滑、迅速かつ きめ細かな対応を図り、審査、貸付契約及び

た」との回答を得ることができた。

○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観 点から、受託金融機関が開催する研修会や機 構が開催する受託金融機関業務研修会議にお いて、経営サポートセンターと連携して機構 が保有する医療関係施設に関するデータや福 祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関 する情報を提供するとともに、全国地方銀行 協会との意見交換会(平成28年度は厚生労 働省及び財務省も参加)を定期的に開催し、 機構と民間金融機関が連携・協調していくた めの考え方やそれぞれの取組み等について意 見交換を行った。

また、平成27年度から、これまで社会福 祉事業施設に限定していた民間金融機関との 協調融資制度の対象範囲を医療関係施設まで 拡充するとともに、融資相談時における協調 融資制度の案内や民間金融機関(メインバン ク) の支援体制の状況確認を徹底するなど、 制度利用者が円滑に民間資金を活用すること ができる体制整備を推進した。

- 審査業務及び資金交付業務の迅速化につい ては、いずれも中期計画の目標値の範囲内で 処理することができた。(中期目標期間にお ける達成度平均:審査業務 155.2%、資金交 付業務 170.0%)
- 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割 を踏まえ、医療関係施設の耐震化整備、医療 機能分化等を推進する施設整備、東日本大震 災及び平成 28 年熊本地震への対応としての 災害復旧支援など、利用者ニーズに迅速かつ 的確に対応し、円滑な基盤整備を支援するな ど、国の医療政策に即して民間の医療施設等 の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供 すること等により、医療サービスを安定的か つ効率的に提供する基盤整備に資する取組み を定めた中期計画を大幅に上回る実績を上 げ、地域における医療関係施設の基盤整備を 支援することができた。

<課題と対応>

有する医療関係施設に関する データや医療に関する政策動 向・経営動向等の情報を提供 するとともに、全国地方銀行 協会と意見交換を行ってお り、引き続き民業補完の推進 を図っていることが認められ る。さらに、平成27年度か らこれまで社会福祉事業施設 に限定していた民間金融機関 との協調融資制度の対象範囲 を拡大するなど制度利用者が 円滑に民間資金を活用できる 体制整備を整えていることは 高く評価できる。

- 定量目標としては、審査処 理期間(30 日以内)及び資 金交付期間(15営業日以内) を設定しているところである。 この目標設定について、審 査処理期間及び資金交付期 間は前中期目標期間において 受理件数が増加傾向にあった こと(伸び率200%以上)等 を踏まえ設定したものであ り、今中期目標期間において 処理件数の増加が見込まれた ことから、業務量の増加を勘 案して中期計画を設定したも のであり、妥当なものである。 審査処理期間は中期目標期
- 間における平均達成率 155.2%)
- 資金交付期間は中期目標機 関における平均達成率 170.0%

となり、全体の達成度平均は 162.6%となる。

〇 以上のとおり、定量目標全

			T
	資金交付にあっては最優先で実施することに	特になし。	体の達成度平均が 162.6%であ
	より被災施設等の復旧を支援した。		ることに加え、定性面での実績
	《審査実績》(再掲) (件、百万円)		においても、医療関係施設の耐
	東日本大震災 熊本地震 年度		震化整備、医療機能分化等を推
			進する施設整備や平成 28 年熊
	H25 48 19,413		本地震並びに東日本大震災にお
	H26 17 5,549		ける迅速かつきめ細やかな対応
	H27 11 3,468		等により国の医療政策に即して
	H28 3 879 7 847		民間の医療関係施設等の基盤
	計 79 29,309 7 847		整備を支援することができたこ
			とから「A」と評価する。
	○ 被災地におけるニーズを的確に把握するた		
	め、被災した医療関係施設等の開設者、地方		
	公共団体及び関係団体と意見交換(東日本大		
	震災 40 回、熊本地震 14 回)を実施するとと		
	もに、地方公共団体や関係団体と連携を図り、		
	被災した医療関係施設等の開設者に対する個		
	別融資相談会(東日本大震災 10 か所 19 件、		
	熊本地震1か所1件)及び訪問相談(東日本		
	大震災23件、熊本地震3件)を実施した。		
	○ 激甚災害に対処するための特別の財政援助		
	等に関する法律に基づき、政令により激甚災		
	害の適用を受ける地域において被害を受けた		
	医療関係施設に対し、災害復旧を支援するた		
	め、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇		
	措置を講じた。		
	- - - - - - - - - -		
を安定的かつ効 スの向上を図			
率的に提供する ため、手続き			
基盤整備を推進 簡素化を促進			
するため、事業 るとともに、			
者の施設整備等 療施設の整備			
に関する相談等画の早期段階			
を適切に実施すら的確な融資			
ることにより、談等に応じ、			
利用者サービスやかに安定的			
の向上を図るこ 事業実施がで			
と。 るよう必要な			
直しの提案、			
-	14		1

	-k		Ţ	
	言等を行う。	地方公共団体や関係団体に出向き、融資制		
		度のPRを行った。(実績:226回)		
		c 借入申込み等の手順を整理した「融資の		
		ポイント」を借入申込者、協調融資機関及		
		び地方公共団体など関係機関に対して公表		
		し、融資相談から事業完了までの事務手続		
		き及び審査の要点等について積極的に周知		
		を行った。		
		d 借入申込者が自らの経営状況及び事業計		
		 画に合わせて償還期間や金利を選択するこ		
		とができるよう、償還期間に応じた柔軟な		
		金利 (期間別金利) 制度を平成 27 年度か		
		ら導入した。		
		e 貸付金額の算定方法を簡素化し、所要額		
		に融資率を乗じる方法に変更した。(建築		
		資金:平成 27 年度から、土地取得資金:		
		平成 28 年度から)		
		f 平成 27 年度に福祉貸付部と医療貸付部を		
		統合し、福祉施設と医療施設の合築計画等		
		について融資相談から審査をワンストッフ		
		で対応できる体制を整備した。		
(4) 民業補完の推	(4)民間金融機関	 ○ 融資や経営診断を ○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る鶴		
進の観点から、	と協調した融資	通じて得た医療関係 点から、次の取組みを行った。		
融資や経営診断	を推進するた	施設に関するノウハ a 受託金融機関が開催する研修会において、		
を通じて得たノ	め、融資や経営	ウやデータ等を民間 機構が保有する医療関係施設に関するデー		
ウハウ等を民間	診断を通じて得	金融機関に対し積極 タ等を提供した。(実績:18機関)		
金融機関に提供	た医療関係施設	的に提供しているか。 b 機構と民間金融機関が連携・協調してい		
すること。	に関するノウハ	くための考え方やそれぞれの取組み等につ		
-	ウやデータ等を	いて、全国地方銀行協会と定期的に意見交		
	民間金融機関に	換を行った。(実績:14 回)		
	対し積極的に提	なお、平成 28 年度においては、厚生労		
	供する。	働省と財務省をメンバーに加えて意見交換		
	-	会を開催した。		
		c 機構が開催する受託金融機関業務研修会		
		議において、経営サポートセンターと連携		
		し、福祉・医療に関する政策動向・経営動		
		向等に関する情報を提供した。(実績:8回)		
		○ 併せ貸しの一層の普及を図るため、次の取		
		組みを行った。		
		a 医療関係施設の整備に際して民間金融機		

		1	
			関からの資金調達をより円滑に行うことが
			できるようにするため、これまで社会福祉
			事業施設に限定していた民間金融機関との
			協調融資制度の対象範囲について、平成 27
			年度から医療関係施設まで拡充し、福祉医
			療貸付事業全体とした。
			b 融資相談時に事業者に対して協調融資制
			度を案内するとともに、平成 28 年度から
			は民間金融機関(メインバンク)の支援体
			制の状況を確認することを徹底した。
			c 平成 28 年度においては、行政機関や福祉
			医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及
			び協調融資制度について説明するとともに、
			意見交換を行った。(実績:70 団体)
(5)審査業務及び	(5)審査業務につ	·	○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。
資金交付業務に	いては特殊異例	理期間については、	
ついて利用者サ	な案件を除き、	特殊異例な案件を除	
ービスの向上を	借入申込み受理		
図るとともに、	から貸付内定通	しているか。	
病院の機能や経	知までの平均処		
営状況について			○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。
の第三者評価結	内を維持すると		
果を融資審査に	ともに、病院の		
活用すること。	機能や経営状況		
	についての第三		
	者評価結果を融	しているか。	
	資審査に活用す		
	る。		○ 日本医療機能評価機構やISO審査登録機
	また、資金交		関による第三者評価結果を融資に活用した。
	付業務について		
	は、請求内容の	査に活用しているか。	
	不備が著しいも		
	の等を除き、請		
	求後の平均処理		
	期間15営業日		
	を維持する。		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-3	福祉医療貸付事業(債権管理)		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、第2号、
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供	関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 718・728
度	体制を構築・維持することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」(平	業レビュー	
	成28年6月2日)においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け		
	皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、貸付債		
	権を適正に管理しつつ、地域における社会福祉施設等及び医療施設等の維		
	持及び存続を図るため、経営の効率化や安定化に向けた支援を実施する本		
	事業は重要度が高いものである。		

2	2. 主要な経年データ	タ													
	①主要なアウトフ	プット(アウト	カム)情報						(②主要なインプット情	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
	指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
										予算額(千円)	_	Ι	l	-	
										決算額(千円)	_	_	_	_	
										経常費用(千円)	_	_	_	_	
										経常利益(千円)	_	_	_	_	
										行政サービス実施コ スト(千円)	_	_	_	_	
										従事人員数	_	_	_	_	

⁽注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣は	こよる評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期	間実績評価)
3 福祉医療貸付事	3 福祉医療貸付事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	
業(債権管理)	業(債権管理)	なし		評定: B	<評定に至	こった理由>	<評定に至	った理由>
福祉医療貸付事業	福祉医療貸付事業			○ 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り	〇 ニッポ	ペンー億総活躍プラン	(見込評価	i時との乖離がある。
における債権管理に	における債権管理に	<その他の指標>		巻く経営環境については、介護報酬及び診療	等により	福祉・医療施設の整	合には重点	的に理由を記載
ついては、政策融資	ついては、政策融資	なし		報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続	備が進め	られる中、厳しい経	<今後の課	!題 >
としての役割を踏ま	としての役割を踏ま			いているが、このような厳しい経営環境の中	営環境に	ある地域における既	(見込評価	i時に検出されな
え、地域における社	え、地域における社			で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつき	存施設等	幹の維持・存続を図る	た課題、新	中期目標の変更
会福祉施設等及び医	会福祉施設等及び医			め細かな対応を行うとともに、地域の社会福	ことを最	優先とした期中管理	要になる事	項等あれば記載
療施設等の維持及び	療施設等の維持及び			祉施設及び医療施設の維持・存続を図ること	や平成 2	28 年熊本地震等で被	<その他事	項>
存続を図ることを最	存続を図ることを最			が機構の役割であることを認識しつつ、既往	災した福	福祉・医療施設等への		
優先とし、貸付債権	優先とし、貸付債権			貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援	返済猶予	予期間の延長等の必		
の適正な管理を行う	の適正な管理を行う			することができた。	要な支援	そを迅速かつきめ細か		
とともに、リスク管	とともに、リスク管			○ 貸付先の状況については、事業報告書等に	に行う本	本事業の役割は極めて		
理債権比率の改善に	理債権比率の改善に			より継続的に収集・分析し、経営状況の的確	重要であ	っる。		
努めつつ、不良債権	努めつつ、不良債権			な把握に努めるとともに、貸付先の各年度決				
の処理を促進するた	の処理を促進するた			算に基づきイエローゾーン先の抽出を行った	○ 貸付先	この状況については、		
め、以下の点に特に	め、以下の点に特に			うえで実地調査等を実施し、経営動向、財務	 事業 	報告書等により継続		
留意してその適正な	留意してその適正な			状況の把握及び収支改善に向けた方策の提示	的に収	7集・分析し、経営状		
実施に努めること。	実施に努める。			を行ったほか、平成 28 年度においては新た	況の的	1確な把握に努めると		
				に3か年の経年分析を実施し、それぞれの結	ともに			
		<評価の視点>		果を役員及び貸付関係部へフィードバックし	 貸付 	先の各年度決算に基		
(1) 貸付債権の適	(1) 貸付債権の適			た。	づき今	後リスク管理債権化		
正な管理	正な管理			また、正常先・その他要注意先の管理の高	するお	さそれのある貸付先		
福祉医療貸付	福祉医療貸付	○ 継続的に貸付先の	○ 貸付先の事業の状況や財務の状況等を把握	度化等を図る取組みとして、該当する貸付先	(イエ	ニローゾーン先)の抽		
事業の貸付債権	事業の貸付債権	事業の状況や財務の	するため、次のとおりフォローアップ調査等	に対する期中管理の充実を図るため、イエロ	出を行	fったうえで実地調査		
について、継続	について、継続	状況等を把握するた	を実施した。	ーゾーン先の抽出基準の見直し及び高度化の	等を実	薬施し、経営動向、財		
的に貸付先の事	的に貸付先の事	めのフォローアップ	a 大口貸付先について、前年度の事業実施	取組みを開始するとともに、業況注視先の管	務状況	兄の把握及び収支改		
業の状況や財務	業の状況や財務	調査を実施している	状況や中期的な経営方針及び今後の事業計	理について、関係部署との横断的管理運用の	善に向]けた方策の提示を行		
の状況等を把握	の状況等を把握	カュ。	画等について把握するため、顧客業務部を	標準化を図るため、新たに業務手順マニュア	ったほ	まか、		
するためのフォ	するためのフォ		中心とした貸付関係部が連携して機構の理	ルを策定したうえで、定期的に信用リスク分	 平成 	え 28 年度においては		
ローアップ調査	ローアップ調査		事長等が当該貸付先の経営層に対しヒアリ	科会へ対象先の状況報告を行う体制を整備し	新たに	13か年の経年分析を		
を実施するとと	を実施するとと		ングを実施した。(実績: 83貸付先)	たほか、大口貸付先の管理を改め、機構の経	実施し	、それぞれの結果を		
もに、債権区分	もに、債権区分		b 貸付債権の適正な管理の一環として、今	営の健全性に大きな影響を及ぼす可能性のあ	役員及	び貸付関係部へフィ		
別に適切な管理	別に適切な管理		後リスク管理債権化するおそれのある貸付	る貸付先について、個社別に管理する貸付先	ードバ	ミック		
を行うこと。	を行う。		先(以下「イエローゾーン先」という。)	の基準及びその管理方法を定め、該当貸付先	するなど	が期中管理に適切に取		
			の抽出を平成 25 年度から開始し、抽出・	の個社管理を開始し信用リスク分科会へ報告	り組んて	ごいると認められる。		
			分析結果等について信用リスク分科会(そ	を行うなど、貸付債権の一体的かつ効率的な				
			れまでの信用リスク等管理状況報告会を平	管理を推進した。	○ また	正常先・その他要注		

成 28 年度に改組) 等において報告すると | ○ 債権悪化の未然防止の取組みについては、 ともに、貸付関係部にフィードバックした。 なお、平成28年度には、アドバイザリ 一の監査法人の協力を得て、抽出基準の見 直し及び高度化の取組みを開始した。

- c 正常先・その他要注意先の管理の高度化 等を図るため、平成 28 年度において次の 取組みを行った。
 - ・ 正常先・その他要注意先に対する実地 調査先選定の適切性、経営支援の有効性 の継続的な評価・確認を行うため、アド バイザリーの監査法人の協力を得て、影 響のある指標を抽出等するための取組み を開始した。
 - ・ 業況注視先の管理について、関係部署 と連携して、横断的管理等、管理方法の 見直しを行い、新たに業務手順マニュア ルを策定のうえ実施するとともに、信用 リスク分科会において全対象先の状況報 告を行い、今後も定期的に報告を実施す る体制を整備した。
- ぼす可能性のある貸付先(特殊債権に係 る貸付金及びこれに準ずる貸付金を有す る貸付先を除く) に対し、貸付先の状況 に応じた一体的かつ効率的な管理を推進 するため、個社別に管理する貸付先の基 準及びその管理方法を定めたうえで、該 当貸付先の個社管理を開始し、信用リス ク分科会において貸付残高 50 億円超の 貸付先に係る決算状況等について報告を 行った。
- ・ 信用リスク等管理の高度化を図る観点 から、自己査定における実態査定先及び 簡易査定先について、より債務者の実態 を踏まえた債務者区分となるよう、自己 査定マニュアル等規程を改正するととも に、改正内容に基づいた自己査定を実施 した。
- 債権区分別に適切 | 延滞債権については、貸付先と償還に関す

- 経営サポートセンターと連携し、改善計画の 策定が困難な貸付先に対する「再建計画作成 支援ツール」を作成し、施設開設間もないイ エローゾーン先等に対し、同ツールを活用し た経営改善支援等を実施するとともに、延滞 を繰り返し発生している先(短期延滞先)に 対してフォローアップ調査等を実施し各種支 援を行ったほか、平成28年度においては、 短期延滞先の傾向等について信用リスク分科 会に報告のうえ貸付関係部へフィードバック するなど、リスク管理債権に対する態勢の強 化を図った。
- 東日本大震災で被災した貸付先について は、平成 28 年度末を期限として元利金の返 済を最長 5.5 年間猶予する措置を講じたとこ ろであるが、返済再開が可能となった貸付先 について貸付条件の変更措置を講じるなどの 積極的な支援を行った結果、猶予措置期間内 ○ さらに、熊本地震で被災し で全ての貸付けについて返済を再開させる等 の対応が完了した。
- 機構の経営の健全性に大きな影響を及 熊本地震で被災した貸付先については、元 利金の返済を最長 3.5 年間猶予する措置を講 じ、熊本県下の339貸付先に対し、返済猶予 の希望調査を行い、希望した 19 貸付先につ いて返済猶予期間の延長等必要な措置を講じ るなど、熊本地震で被災した社会福祉施設及 び医療施設等の復旧を支援するための取組み を実施している。

<課題と対応> 特になし。

意先の債権管理の高度化等 を図る取組みとして、該当す る貸付先に対する期中管理の 充実を図るため、イエローゾ ーン先の抽出基準の見直し及 び高度化の取組みを開始して いるほか、大口貸付先の管理 を改め、機構の経営の健全性 に大きな影響を及ぼす可能性 のある貸付先について、個社 別に管理する貸付先の基準及 びその管理方法を定め、該当 貸付先の個社管理を開始し信 用リスク分科会へ報告を行う など貸付債権の一体的かつ効 率的な管理を推進していると 認められる。

た貸付先については、元利金 の返済を最長 3.5 年間猶予す る等の措置を講じ、熊本地震 で被災した社会福祉施設及び 医療施設等の復旧を支援する ための取組みを実施している ほか、東日本大震災で被災し た貸付先については、平成28 年度末を期限として元利金の 返済を最長 5.5 年間猶予する 措置を講じたところである が、返済再開が可能となった 貸付先について貸付条件の変 更措置を講じるなどの積極的 な支援を行った結果、猶予措 置期間内で全ての貸付けにつ いて返済を再開させる等の対 応が完了していることも評価 できる。

○ 以上のとおり、政策融資の 果たすべき役割を踏まえ、所

	な管理を行っている る交渉を進めるとともに、貸付条件の変更契	期の目標どおり、社会福祉施
	か。 約を締結したうえで、返済を再開した。	設等及び医療施設等の維持
	○ 貸出条件緩和債権については、残高プロラ	及び存続を図りつつ、貸付債
	タ方式を原則として、民間金融機関等との交	権の適正な管理を行っている
	渉を図り、融資シェア見合いの返済額の確保	と認められ定性的な評価は高
	を図った。	いところだが、定量的な評価
	○ 東日本大震災への対応については、毎年度、	が困難なことから「B」と評
	返済猶予中の全ての貸付先に対するフォロー	価する。
	アップ調査を実施し、現況の把握に努めると	
	ともに、今後の返済に対する要望や返済再開	
	に向けた方策についてヒアリングを実施する	
	など、個々の貸付先の状況を踏まえた支援を	
	実施した。	
	○ 平成 28 年熊本地震の発生に伴い、残高を	
	有する熊本県下の貸付先に対し、震災直後に	
	返済猶予利用希望調査を行い、19貸付先(25	
	資金)について6か月間の返済猶予の申出を	
	受けた。	
	上記返済猶予先のうち 13 貸付先について	
	は、6か月経過後に変更契約等の締結を行い	
	順次返済を再開させたが、6 か月での再開が	
	困難な6貸付先については、返済猶予期間(最	
	長3年) 内における返済再開に向けて引き続	
	きフォローアップを実施することとした。	
(2)債権悪化の未 (2)債権悪化の未		
然防止の取組 然防止の取組		
① 福祉医療経 ① 福祉医療経	○ 福祉医療経営指導 ○ 債権管理部門と経営支援部門が連携し、経	
営指導事業等 営指導事業等	事業等との連携の強 営悪化が懸念される貸付先に対して経営指標	
との連携の強 との連携の強	化により、債権悪化 等を基に改善点等を指摘するなど、適切な経	
化による債権 化による債権	の未然防止に取組ん 営改善支援策を講じることにより、債権悪化	
悪化の未然防悪化の未然防	でいるか。 の未然防止を図った。	
止に取組むこ 止に取組む。	また、平成 27 年度からは、主に社会福祉	
と。	法人を対象に、ガバナンスが脆弱な貸付先や	
	経営改善計画書の作成が困難な貸付先に対す	
	る「再建計画作成支援ツール」を策定のうえ、	
	当該ツールを用いて改善点を指摘するなど、	
	経営改善に向けた取組みを開始した。(実績:	
	38 貸付先)	
② 金融機関と ② 金融機関と	○ リスク管理債権の ○ リスク管理債権に対する態勢強化を図るた	

しての健全性	しての健全性	発生要因別分析等を	め、次の取組みを行った。
を確保する観	を確保する観	行い、分析結果を貸	a 新規にリスク管理債権化した案件につい
点から、リス	点から、リス	付関係部にフィード	
ク管理債権の	ク管理債権の	バックするなど、リ	するため信用リスク分科会において定期的
発生要因等の	発生要因等の	スク管理債権に対す	に報告した。
分析を行い、	分析を行い、	る態勢の強化を図っ	b リスク管理債権に関する未然防止策の一
分析結果を貸	分析結果を貸	ているか。	環として、貸付金の元利金の回収業務担当
付関係部にフ	付関係部にフ	- 0	部署において、短期延滞先に係る傾向調査
ィードバック	ィードバック		を実施し、貸付先の経営状況の変化を早期
するなど、リ	するなど、リ		に察知するとともに、信用リスク分科会に
スク管理債権	スク管理債権		おいて役員及び貸付関係部へフィードバッ
に対する態勢	に対する態勢		クを行い、貸付先の危険情報の共有化を図
の強化を図る	の強化を図		った。
こと。	る。		○ 平成 26 年度から、イエローゾーン先のう
			ち、貸付先の事業や財務状況等の詳細を把握
			する必要がある貸付先に対して面談等(166
			貸付先)を実施するとともに、金融支援を必
			要とする貸付先に対しても面談等(延べ 763
			回)を実施し、必要に応じて施設経営に関す
			る支援を講じるなど、債権悪化の未然防止を
			図った。
			〇 平成 27 年度においては、貸付先の事業状
			況や財務状況等を適切に把握し、貸付債権の
			適正管理及び債権悪化の未然防止をより強化
			するとともに、信用リスクについて機構内で
			十分な相互牽制を効かせることを目的として、
			顧客業務部に与信管理課を新設した。
			○ 平成 28 年度においては、次の取組みを行
			った。
			a 信用リスク等管理については、従来、信
			用リスク等管理状況報告会において実施し
			ていたが、効率的かつ効果的にガバナンス
			が発揮できる態勢を構築する観点から、ガ
			バナンス委員会における審議機能の一部を
			移転し、福祉医療貸付事業に係る信用リス
			ク等管理に特化した審議等を行うことを目
			的として信用リスク分科会を設置した。
			b 新規にリスク管理債権化した案件につい
			ては3か月毎に全件リスト化するとともに、
			要管理先以下の案件(貸付残高 720 百万円 47) は 27 まかてま 47 円 17 また 27 また
			超)についても処理状況リストを作成し、

			田山陸畑の仏河ナロハ	到合い却生した
			期中管理の状況を同分	
			c 貸出条件緩和債権の	
			一層の経営支援機能を	
			条件変更後3年以上を	
			図られていない貸付先	
			に区分して原因分析を	行い、分析結果を同
			分科会に報告した。	
			d 破綻懸念先の管理に	ついて、期中管理強
			化の観点から、破綻懸	念先以下(貸付残高
			100百万円以上)貸付	先の実地調査状況一
			覧を作成し、同分科会	に報告した。
(3)経営が悪化し	(3)経営が悪化し			
た貸付先等への	た貸付先等への			
対応	対応			
① 政策融資の	① 政策融資の	○ 政策融資の果たす	○ 貸出条件緩和の実施に	あたっては、地域に
果たすべき役	果たすべき役	べき役割を踏まえ、	おける社会福祉施設及び	
割を踏まえ、	割を踏まえ、	経営が悪化あるいは	存続を支援するという観	
経営が悪化あ	経営が悪化あ	悪化が懸念される貸	から提出される改善計画	
るいは悪化が	るいは悪化が	付先に対して、貸出	の公共性及び必要性、経	営状態等を十分に勘
懸念される貸	懸念される貸	条件緩和等の措置を	案し、個々の貸付先にと	
付先に対し	付先に対し	講ずることにより、	を調整のうえ緩和措置を	
て、貸出条件	て、貸出条件	地域における民間の	企業金融円滑化法」の期	
緩和等の措置	緩和等の措置	社会福祉施設等及び	年度末)においても引き	
を講ずること	を講ずること	医療施設等の経営を	ることなく適正に対応し	
により、地域	により、地域	支援しているか。	《貸出条件緩和の実績》	(件)
における民間	における民間	又版しているが。		資金数
の社会福祉施	の社会福祉施		 	
			H25 103	167
設等及び医療	設等及び医療		H26 117	185
施設等の経営	施設等の経営		H27 119	216
を支援するこ	を支援する。		H28 142	249
と。			計 481	817
				Alle Lan
②き損する可			○ き損する可能性が高い	
能性が高い債	能性が高い債	高い債権の管理の徹	件の内容に応じて必要な	法的措置を講じるな
権の管理の徹	権の管理の徹	底を図るとともに、	ど、的確に実施した。	
底を図るとと	底を図るとと	必要に応じて債権保		
もに、必要に	もに、必要に	全措置を的確に実施		
応じて債権保	応じて債権保	しているか。		
全措置を的確	全措置を的確			
に実施するこ	に実施する。			

と。			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-4	福祉医療経営指導事業		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第4号
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体	関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728
度	制を構築することが喫緊の課題。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成 28 年	業レビュー	
	6月2日)においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や		
	質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。こうした課題に対		
	応していくためには、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安		
	定化を図りつつ、施設等の整備を促進する必要があり、福祉医療機構が保有		
	するノウハウを活用して経営指標の提供や経営診断を実施する本事業は重要		
	度が高いものである。		

①主要なアウトフ	゜ット(アウト	カム)情報						②主要なインプット	、情報(財務情	青報及び人員に	関する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	2 9 年度		2 5 年度	26年度	2 7年度	28年度	29年度
1 セミナーあたり 受講者数(計画値)	180 人以上	_	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	180 人以上	予算額(千円)		_	_	_	
1 セミナーあたり 受講者数 (実績値)	_	231.8 人	238.1 人	221.7 人	223.3 人	224.1 人		決算額(千円)	_	_	_	_	
達成度	_	_	132.3%	123.2%	124.1%	124.5%		経常費用(千円)	_	_	_	_	
セミナー有用度 (計画値)	平均 80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	経常利益(千円)	_	_	_	_	
セミナー有用度 (実績値)	_	96.7%	98.5%	96.9%	97.1%	98.1%		行政サービス実 施コスト (千円)		-	_	-	
達成度	_	_	123.1%	121.1%	121.4%	122.6%		従事人員数	_	_	_	_	
個別経営診断件数 (計画値)	延べ 1,400 件以上	_	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上	280 件以上 (1,400 件)						
個別経営診断件数 (実績値)	_	延べ 4,658 件	364件(364件)	353 件 (717 件)	309件 (1,026件)	337件 (1,363件)							
達成度	_	_	130.0%	126.1%	110.4%	120.4%							

個別経営診断有用 度(計画値)	平均 80 % 以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			
個別経営診断有用 度 (実績値)	_	95.8%	97.3%	96.9%	95.1%	96.4%				
達成度	_	_	121.6%	121.1%	118.9%	120.5%				
個別経営診断の処 理日数(計画値)	50 日以内	_	50 日以内							
個別経営診断の処 理日数(実績値)	_	34.7 日	31.4 日	28.3 日	25.8 日	25.6 日				
達成度	_	-	159.2%	176.7%	193.8%	195.3%				

⁽注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣に	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
4 福祉医療経営指	4 福祉医療経営指	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定
掌事業	導事業	① 中期目標期間にお	① 1セミナーあたりの平均受講者数について	評定: A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
福祉医療経営指導	福祉医療経営指導	ける1セミナーあた	は、毎年度 180 人以上(平均 226.8 人)とな	○ 集団経営指導(セミナー)については、政	○ 福祉・医療施設等の経営者	(見込評価時との乖離がある
事業(集団経営指導	事業(集団経営指導	りの平均受講者数を	り、中期計画を達成した。	策動向等を踏まえたテーマの設定や積極的な	に対し、国の政策動向や経営	合には重点的に理由を記載
(セミナー) 及び個	(セミナー) 及び個	180人以上とする。		PR活動を実施するとともに、受講希望者の	に関わる正確な情報等を提供	<今後の課題>
川経営診断)につい	別経営診断)につい			受講機会の確保に努めた結果、1 セミナーあ	するとともに、経営状況を的	(見込評価時に検出されな
ては、民間の社会福	ては、民間の社会福	② 受講者にとっての	② 受講者にとっての有用度については、毎年	たりの平均受講者数は各年度において中期計	確に診断することにより、福	た課題、新中期目標の変更
止施設、医療施設の	祉施設、医療施設の	有用度を平均80%	度平均80%以上(平均97.7%)となり、中期	画の目標値を大きく上回る実績(中期目標期	祉・医療サービスを安定的か	要になる事項等あれば記載
Y 営者に対し、公的	経営者に対し、公的	以上とする。	計画を達成した。	間における達成度平均 : 126.0%)をあげるこ	つ効率的に提供できる施設経	<その他事項>
な立場から経営に関	な立場から経営に関			とができた。	営を支援するものであり、基	
つる正確な情報や有	わる正確な情報や有	③ 個別経営診断につ	③ 個別経営診断における診断件数について	セミナーの内容については、民間と競合す	本的に前中期目標期間におけ	
益な知識を提供し、	益な知識を提供し、	いては、中期目標期	は、中期計画に基づく毎年度の計画(280件	ることのないよう、機構によるリサーチ結果	る平均値を基に設定している	
あるいは経営状況を	あるいは経営状況を	間中に延べ1,40	以上)を達成(平均 340.8 件)した。	等に基づいた機構職員による講義を行うとと	ほか、「個別経営診断の処理	
り確に診断すること	的確に診断すること	0件以上の診断を実		もに、社会福祉法人制度改革、地域包括ケア	日数」については、前中期目	
こより、福祉、介護、	により、福祉、介護、	施する。		システム、地域医療構想(ビジョン)など地	標期間最終年度に比べて診断	
医療サービスを安定	医療サービスを安定			域における施設経営に焦点を当てた講義を行	内容の充実等による業務量増	
りかつ効率的に提供	的かつ効率的に提供	④ 個別経営診断の利	④ 個別経営診断の利用者にとっての有用度に	うなど、各年度において時宜を得た政策動向	加を見込んで設定したもので	
できる施設の経営を	できる施設の経営を	用者にとっての有用	ついては、毎年度平均80%以上(平均96.4%)	に関する情報提供等を行った結果、各年度の	あり、妥当なものである。	
支援するため、以下	支援するため、以下	度を平均80%以上	となり、中期計画を達成した。	有用度は中期計画の目標値を大きく上回り	各目標の平均達成度は、	
り点に特に留意して	の点に特に留意して	とする。		(中期目標期間における達成度平均:	集団経営指導(セミナー)	
その適正な実施に努	その適正な実施に努			122.1%)、健全で安定した経営に向けての有	の1セミナーあたり受講者	
めること。	める。	⑤ 経営分析診断につ	⑤ 経営分析診断の平均処理期間については、	益な情報を提供することができた。	数 126.0%	
		いては、申込書の受	毎年度 50 日以内を維持(平均 27.8 日)し、	○ 民間金融機関への経営指導等の研修会、地	・ セミナー有用度 122.1%	
		理から報告書の提示	中期計画を達成した。	方公共団体及び社会福祉協議会等へ講師を派	• 個別経営診断件数	
		までの平均処理期間		遣するとともに、民間金融機関における経営	121.7%	
		を 5 0 日以内とする。		指導ノウハウに係るニーズ調査及び全国地方	· 個別経営診断有用度	
				銀行協会への情報提供を行うなど民間金融機	120.5%	
		<その他の指標>		関等への経営指導のノウハウの普及に取り組	・ 個別経営診断の処理日数	
		なし		んだ。	181.3%	
				□ ○ 社会福祉法人及び医療法人等の経営者を支	となっており、全項目におい	
		<評価の視点>		援するため、施設の経営状況や介護報酬・診	て達成度 120%を超えている	
(1)集団経営指導 	(1)集団経営指導		○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。	療報酬改定等の影響に係るリサーチレポート	ことから、高く評価すること	
(セミナー) に	(セミナー) に	数について、中期計		を中期目標期間において 47 件作成し、プレ	ができる。	
ついては、施設	ついては、受講	画を達成しているか。		スリリースするとともに機構ホームページに		
の健全経営のた	希望者の受講機			公表したところであるが、同期間中にマスコ	○ セミナーの内容は、民間と	
めに必要な情報	会確保とPRに			ミに記事として199回引用されており、関係	競合することのないよう、機	
を広く施設経営	努め、中期目標			者から一定の評価を得ることができた。	構によるリサーチ結果等に基	
者等に提供する	期間における1			○ 個別経営診断については、平成 27 年度か	づいた機構職員による講義を	

こと。	セミナーあたり			ら経営分析プログラム、ガバナンス診断プロ	行うとともに、社会福祉法人
	の平均受講者数			グラム及び個別支援プログラムの3つのメニ	制度改革、地域包括ケアシス
	を180人以上			ューを提供し、特に、個別支援プログラムと	テム、地域医療構想(ビジョ
	とする。			して、法人・施設ごとに抱える様々な課題に	ン) など地域における施設経
				対し、個別のニーズに合わせた改善の方向性	営に焦点を当てた講義を行う
ただし、民間	(2) セミナーにつ	○ 受講者にとっての	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。	や改善策を提示するなどのコンサルティング	など、各年度において時宜を
と競合しない企	いては、民間の	有用度について、中		を実施するなど、より積極的な経営改善支援	得た政策動向に関する情報提
画立案を行い、	社会福祉施設や	期計画を達成してい		を実施した。	供等を行っている。
施設整備の事業	医療関係施設の	るか。		これらの取組みにより、各年度の個別経営	
計画の立案及び	適切な経営を支			診断件数は目標を大きく上回る(中期目標期	○ また、民間金融機関への経
施設の機能強化	援するため、民	○ セミナーについて、	○ セミナーについては、民間と競合すること	間における達成度平均:121.7%) とともに、	営指導等の研修会、地方公共
に資する情報等	間コンサルティ	民間コンサルティン	のないよう、機構によるリサーチ結果等に基	個別経営診断の利用者にとっての有用度も中	団体及び社会福祉協議会等
の提供に重点化	ング事業者の実	グ事業者の実施する	づいた機構職員による講義を実施するととも	期計画の目標値を大きく上回っており(中期	へ講師を派遣するとともに、
すること。	施するセミナー	セミナーの内容と重	に、施設整備や経営管理に関する優良実践事	目標期間における達成度平均:120.5%)、施	民間金融機関における経営指
	の内容と重複せ	複せず、機構の独自	例に関する講義を行うなど、機構の独自性を	設の健全経営を支援することができた。	導ノウハウに係るニーズ調査
	ず、機構の独自	性を発揮できる施設	発揮した。	○ 以上のとおり、機構の独自性を発揮したセ	及び全国地方銀行協会への情
	性を発揮できる	整備や経営管理に関	また、社会福祉法人制度改革に伴う法人経	ミナーの実施及びリサーチレポートの作成・	報提供を行うなど民間金融機
	施設整備や経営	する優良実践事例や	営等に係る講義、介護報酬改定や診療報酬改	プレスリリース等により有益な情報を広く提	関等への経営指導のノウハウ
	管理に関する優	政策動向の情報提供	定を踏まえた施設経営に係る講義、地域包括	供するとともに、民間金融機関等への経営指	の普及に取り組んだ。
	良実践事例や政	等を中心に内容の充	ケアシステムや地域医療構想(ビジョン)な	導のノウハウ普及に積極的に取り組んだほか、	
	策動向の情報提	実を図っているか。	ど地域における施設経営に焦点を当てた講義	法人の多様なニーズにこたえるため、経営診	○ 社会福祉法人及び医療法
	供等を中心に内		を追加するなど、各年度において時宜を得た	断メニューの見直しを実施するなど、福祉・	人等の経営者を支援するた
	容の充実を図		政策動向に関する情報提供等に努めることに	介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提	め、施設の経営状況や介護報
	り、受講者にと		より、受講者に有用な講義となるよう内容の	供できる施設の経営に資する取組みを定めた	酬改定等の影響に係るリサー
	っての有用度を		充実を図った。	中期計画を大幅に上回る実績を上げることが	チレポートを作成し公表して
	平均80%以上			できた。	いるところ、年々認知される
	とする。				ようになっていることから、
また、機構が	また、機構が	○ 機構が有する病院	○ 民間金融機関等への経営指導ノウハウの普	<課題と対応>	今中期目標期間中にマスコミ
有する病院等の	有する病院等の	等の経営ノウハウを	及のための取組みについて、次のとおり実施	特になし。	に記事として199回引用され
経営指導のノウ	経営ノウハウを	民間金融機関等に普	した。		ており、高い評価を得ている
ハウについては、	民間金融機関等	及するため、民間金	a 民間金融機関に対する経営指導等の研修		ものと思料される。
民間金融機関等	に普及するた	融機関向けセミナー	会等		
へ普及を行うこ	め、民間金融機	等を開催しているか。	・ 民間金融機関に職員を派遣し、福祉施		○ 個別経営診断については、
と。	関向けセミナー		設や病院の最近の経営動向を含めた医		平成 27 年度から経営分析プ
	等を開催する。		療・福祉制度及び政策動向等に関する講		ログラム、ガバナンス診断プ
			義を行った。(実績:6 機関 250 名)		ログラム及び個別支援プログ
			・ 受託金融機関業務研修会議等において、		ラムの3つのメニューを提供
			機構によるリサーチ結果に基づき、病		し、特に、個別支援プログラ
			院・医療経営指導等のノウハウの普及を		ムとして、法人・施設ごとに
			行うための講演を行った。(実績:8 回		抱える様々な課題に対し、個
			470 機関 527 名)		別のニーズに合わせた改善の

	(2) 施設経営者等
	が施設の経営状
	況を的確に把握
	し、健全な施設 経営を行うこと
	ができるように、
	顧客等のニーズ
	を踏まえ施設経
	営を支援するた
	めの情報の収
	集・分析・提供の充実強化に努
	めるとともに、
	新規の施設種別
	に係る経営指標
	や診断メニュー
	を策定するこ
	と。特に、福祉 医療貸付事業の
	債権管理業務と
	連携し、経営が
	悪化あるいは悪
	化が懸念される
	施設に対する経
	営支援に努める

こと。

ズを踏まえ施設

経営を支援する

ための情報の収

集・分析・提供

の充実強化に努

め、新規の施設

種別に係る経営

指標や診断手法

の策定等を段階 的に実施する。

経営指標や診断手法

の策定等を段階的に

実施しているか。

- ・ 福祉医療分野に係る民間金融機関から のデータ提供依頼、疑義照会などに対応 した。(実績:6機関)
- b 外部講演等講師派遣
 - 地方公共団体や社会福祉協議会等に職 員を派遣し、社会福祉法人制度に関する 動向や経営・会計等に関する講義を行っ た。(実績:146回)
- c ニーズ調査等
- 民間金融機関向けの講義資料に反映す るため、民間金融機関へのヒアリングを 実施した。(実績:17機関)
- (3) 顧客等のニー 顧客等のニーズを 顧客サービス向上の観点から、福祉医療貸 付事業の融資先が自らの施設の経営状況と経 踏まえ施設経営を支 援するための情報の 営指標を比較することができる「経営指標自 収集・分析・提供の 己チェックシート」(無料診断) サービスを 充実強化に努め、新 WAM NET基盤を活用して提供し、施設 規の施設種別に係る 経営者への支援を行った。

《チェックシート利用実績》

(件)

年度	特養	ケアハウス	保育所	病院	老健
H25	648	160	307	226	186
H26	600	133	358	247	151
H27	629	142	317	204	152
H28	532	111	347	167	114
計	2,409	546	1,329	844	603

○ 平成 26 年度から、社会福祉法人や医療法 人等の経営者を支援するため、特別養護老人 ホームや病院などの経営状況や介護報酬・診 療報酬改定等の影響に係るリサーチレポート を作成し、プレスリリースするとともに、機 構ホームページにおいて公表した。なお、当 該レポート内容については、マスコミに記事 として引用された。

また、社会福祉法人や医療法人等福祉医療 の経営に関する情報を幅広く提供するため、 外部媒体(雑誌等)において執筆した。

《レポート数等実績》

(回)

年度	レポート数	引用回数	執筆数
H26	14	33	1

方向性や改善策を提示するな どのコンサルティングを実施 するなど、より積極的な経営 改善支援を実施している。

○ 以上のとおり、社会福祉法 人及び医療法人等のニーズを 把握したうえで、必要性の高 い法人の経営分析やガバナン スの強化に重点をおいた事業 の展開を講じており、定量面 で目標を大幅に上回る成果が 得られている他、定性面でも リサーチレポートがマスコミ に記事として数多く引用され ている等高い評価を受けてい ることから、「A」と評価す る。

H27 15 85	2
H28 18 81	5
計 47 199	8
рт 27 250	
○ 法人の多様なニーズにこたえるため、	経営
診断メニューの見直しを図り、従前から	っの簡
易経営診断に加え、次の3つの個別経営	含診断
メニューを新設し、平成 26 年度に試行	
を行い、平成27年度から本格実施した	.0
a 経営分析プログラム	
法人単位での財務比較による業界内	引での
立ち位置、同種同規模等施設との財務	引比較
及び安定性・機能性等優良施設との個	蚓別比
較による分析を実施し、改善すべき訳	課題に
ついて改善によるインパクト試算及び	が改善
策の可能性の広がりを提示	
b ガバナンス診断プログラム	
社会福祉法人のガバナンス体制強化	ムに対
応するため、PDCAの考え方をベー	-スに
法人の現在のガバナンス体制を評価し	_ 、改
善すべき課題について法人の現状認識	歳を促
すための評価報告書を提示	
c 個別支援プログラム	
法人及び施設の経営者が抱える様々	な課
題について機構のデータ等を多角的に	2活用
し、個別の事情やニーズに合わせた改	女善の
方向性や改善策を提示	
《コンサルティング実績》 (件)
年度 経営分析 ガバナンス診断 個別3	5援
H26 8 2	2
H27 19 1	12
H28 14 -	9
計 41 3	23
	0) Hd.
○ 平成 27 年度からは、顧客等のニーフ	
まえ施設経営を支援するため、次の取組	まみを

実施した。

a 社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施した。なお、平成28年度においては、当該動向調査についてマスコミに11

			Г	
		回記事として引用された。		
		《動向調査実績》(回、件)		
		年度 調査回数 調査対象法人数		
		H27 2 387		
		H28 4 403		
		b 簡易経営診断について、従前の施設単位		
		での分析に加え、法人単位での分析診断機		
		能を追加した。 c 経営分析参考指標について、従前の指標		
		に障害福祉サービスを追加するとともに、		
		法人単位の指標を追加した。		
		○ 平成 28 年度においては、コンサルティン		
		グ及びリサーチ業務から得られた知見を公表		
		するため、社会福祉法人経営者等を対象とし		
		た実績報告会を新たに開催した。(参加者数		
		70 名)		
		○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。		
については、福				
祉医療貸付業務	中期計画を達成して			
や債権管理業務	いるか。			
と連携しつつ、				
経営が悪化ある		○ 経営部門と債権管理部門が連携し、経営悪		
いは悪化が懸念	や債権管理業務と連	化が懸念される貸付先やリスク管理債権先を		
される施設に対				
し問題点の解決	化あるいは悪化が懸			
に重点を置いた		じた。		
診断・支援の手		○ 平成 28 年度においては、東京都より「施		
法・内容の充実 を図ることを目	を置いた診断・支援 の手法・内容の充実			
を図ることを日 指し、中期目標	の手伝・内谷の元美 を図っているか。	Send of the transfer of days		
期間中に延べ	-	所の利用状況、職員状況及び施設整備状況等		
期间中に延い 1,400件以		についての調査並びに財務分析等を行い、東京都のデータと機構独力データをはよりに初生		
上の診断件数の		京都のデータと機構独自データをもとに報告		
実施に努める。		書をとりまとめた。		
また、個別経	○ 個別経党診断の利	○ 上記④のとおり、中期計画を達成した。		
営診断の利用者	用者にとっての有用	○ 工品受力とおり、中州計画を建成した。		
にとっての有用				
度を平均80%	画を達成しているか。			
以上とする。				
,, <u>,,</u> ,,,,,,				

	(月) 和田老の知法	○ 由江井河+四八×+n	
	(5)利用者の利便		○ 上記⑤のとおり、中期計画を達成した。
	の向上を図るた	告書提示までの平均	
	め、経営分析診	処理期間が中期計画	
	断については、	を達成しているか。	
	申込書の受理か		
	ら報告書の提示		
	までの平均処理		
	期間を50日以		
	内とする。		
(3)集団経営指導	(6)集団経営支援	○ 集団経営指導及び	○ 集団経営指導及び個別経営診断の各業務に
及び個別経営診	及び個別経営診	個別経営診断の各業	おいて、毎年度、実費相当額を上回る自己収
断の各業務にお	断の各業務につ	務において、運営費	入を確保し、中期計画を達成した。
いて、運営費交	いて、運営費交	交付金の縮減の観点	
付金の縮減の観	付金の縮減の観	から適切なサービ	
点から自己収入	点から適切なサ	ス・料金体系の設定	
の拡大に努める	ービス・料金体	と受講者等の増加を	
こと。	系の設定と受講	図り、中期目標期間	
	者等の増加を図	中に実費相当額を上	
	ることにより、	回る自己収入を確保	
	中期目標期間中	しているか。	
	において実費相		
	当額を上回る自		
	己収入を確保す		
	る。		

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1-5	社会福祉振興助成事業											
業務に関連する政策・施	$V\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I\!I$	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 7 号及び第 8									
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	号									
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 723・728									
度		業レビュー										

2. 主要な経年データ	タ												
①主要なアウトフ	[*] ット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
NPO 等への助成 (計画値)	80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	予算額(千円)	_	_	_	_	
NPO 等への助成 (実績値)	_	85.8%	81.8%	82.4%	82.0%	85.2%		決算額(千円)	_	_	_	_	
達成度	_		102.3%	103.0%	102.5%	106.1%		経常費用 (千円)		_	_	_	
平均処理期間 (計画値)	30 日以内	_	30 日以内	経常利益(千円)	1	_	_	_					
平均処理期間 (実績値)	_	29.2 日	27.1 日	24.2 日	18.3 日	22.1 日		行政サービス実施コ スト (千円)		_	_	_	
達成度	-	_	110.7%	124.0%	163.9%	135.7%		従事人員数	_	_	_	_	
助成事業の新たな 連携 (計画値)	85%以上	_	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上						
助成事業の新たな 連携 (実績値)	_	92.3%	96.1%	94.1%	94.5%	96.0%							
達成度	_	_	113.1%	110.7%	111.2%	112.9%							
助成事業の利用者 満足度(計画値)	80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上						
助成事業の利用者 満足度(実績値)	_	94.0%	95.5%	94.9%	92.2%	95.6%							
達成度	_	_	119.4%	118.6%	115.3%	119.5%							

参加者満足度	80%以上	_	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上			
(計画値)										
参加者満足度	_	97.0%	95.9%	96.8%	98.6%	92.6%				
(実績値)										
達成度	_	_	119.9%	121.0%	123.3%	115.8%				

⁽注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉 貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉 医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
5 社会福祉振興助	5 社会福祉振興助	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
成事業	成事業	① 特別な場合を除き、	① 特定非営利活動法人及び非営利の任意団体	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
社会福祉振興助成	社会福祉振興助成	全助成件数の80%	が行う事業に対する助成割合については、毎	○ 各年度の助成事業の募集にあたっては、政	○ 各年度の助成事業の募集	(見込評価時との乖離がある
5 業(以下「助成事	事業(以下「助成事	以上が特定非営利活	年度 80%以上 (平均 82.9%) となり、中期計	策動向や国民ニーズ等を踏まえて国と協議の	にあたっては、政策動向や国	合には重点的に理由を記載
纟」という。)につい	業」という。) につい	動法人、非営利の任	画を達成した。	うえ募集要領を策定した。特に、平成 29 年	民ニーズ等を踏まえて国と協	<今後の課題>
ては、特定非営利活	ては、特定非営利活	意団体が行う事業と		度分助成事業の募集にあたっては、国の施策	議のうえ募集要領を策定して	(見込評価時に検出されな
b法人(N P O)等	動法人 (NPO) 等	する。		とより一層連携を図るため、「ニッポン一億	おり、特に平成 29 年度分の	た課題、新中期目標の変更
こよる民間の創意工	による民間の創意工			総活躍プラン」の各項目に合わせた助成テー	助成事業の募集にあたって	要になる事項等あれば記載
にある活動や地域に	夫ある活動や地域に	② 助成金の申請の受	② 助成金申請書の受理から助成決定までの平	マに改めるなど、助成事業全体の見直しを行	は、国の施策との連携をより	<その他事項>
密着したきめ細かな	密着したきめ細かな	理から助成決定まで	均処理期間は、毎年度 30 日以内を維持(平	うとともに、通常の募集要領に加え、過去の	一層図るため、「ニッポンー	
活動等に対して、効	活動等に対して、効	の平均処理期間を3	均 22.9 日)し、中期計画を達成した。	優良事例に基づき全国的に普及させたい事業	億総活躍プラン」の各項目に	
具的な資金助成を行	果的な資金助成を行	0日以内とする。		を新たに「モデル事業」として、別途募集した。	合わせた助成テーマに改める	
ことにより、高齢	うことにより、高齢			その結果、国が示した社会福祉政策を振興	など、助成事業全体の見直し	
・障害者が自立し	者・障害者が自立し	③ 助成先団体のうち、	③ 助成先団体による自己評価において、毎年	するうえで政策的に必要なテーマに沿った事	を行うとともに、通常の募集	
生活を送れるよ	た生活を送れるよ	85%以上の団体か	度 85%以上(平均 95.2%)の助成先団体から、	業(平成 25~29 年度分助成として計 1,055	要領に加え、過去の優良事例	
、また、子どもた	う、また、子どもた	ら、助成事業を通じ	助成事業を通じて新たに他団体・関係機関と	事業 4,775 百万円) を採択することができた。	に基づき全国的に普及させた	
が健やかに安心し	ちが健やかに安心し	て新たに他団体・関	の連携等の効果があったとの回答を得ており、	なお、平成 29 年度分助成事業については	い事業を新たに「モデル事業」	
「成長できるよう必	て成長できるよう必	係機関等との連携等	中期計画を達成した。	国と協議のうえ、募集時期を約3か月前倒し	として、別途募集した。	
厚な支援等を行うた	要な支援等を行うた	の効果があったとの		し平成 28 年度内に募集を開始した結果、助	また、平成 29 年度分助成	
り、以下の点に特に	め、以下の点に特に	回答を確保する。		成先団体が平成 29 年度当初から資金繰りの	事業については国と協議のう	
眉意してその適正な	留意してその適正な			懸念なく事業を実施できることとなり、利用	え、募集時期を約3か月前倒	
	実施に努める。	④ 助成事業が対象と	④ 助成事業が対象とした利用者の満足度につ	者の利便性向上を図ることができた。	しし平成 28 年度内に募集を	
		した利用者のうち、	いては、毎年度80%以上(平均94.6%)とな	○ 助成事業の選定にあたっては、過去5年間	開始した結果、助成先団体が	
		80%以上の利用者	り、中期計画を達成した。	に2回以上助成を受けた団体について審査時	平成 29 年度当初から資金繰	
		から満足していると		の減点を行ったほか、平成 29 年度分助成事	りの懸念なく事業を実施でき	
		の回答を得る。		業の選定にあたっては、事業の継続性や将来	ることとなり、利用者の利便	
				の発展性など選定基準をより明確化するとと	性向上を図ることができた。	
		⑤ 助成事業報告会参	⑤ 助成事業報告会参加者の満足度について	もに、助成対象期間を原則3年に限定するこ		
		加者のうち、80%	は、毎年度80%以上(96.0%)となり、中期		 ○ 定量目標は、例えば、「助	
		以上の参加者から満	計画を達成した。	○ 特定非営利活動法人及び非営利の任意団体	成事業の新たな連携」につい	
		足しているとの回答		が行う事業に対する助成割合並びに助成金申	ては従来 80%以上であった	
		を得る。		請書の受理から助成決定までの平均処理期間	目標を今中期計画策定時に	
		211 00		については、それぞれ中期計画の目標値を上	85%に、「助成事業の利用者	
		<その他の指標>		回る実績を上げることができた。(中期目標	の満足度」については従来	
		なし		期間における達成度平均: 助成割合 103.5%、	70%以上であった目標を	
		.60		処理期間 133.6%)	80%に見直す等、前中期目標期間の実練し考慮した変異な	
		<評価の視点>		○ 助成先団体における円滑な事業実施を支援	期間の実績と考慮した妥当な 目標設定を行っている。	
(1)助成事業の募	(1) 肚母東紫の曹		○ 毎年度、募集にあたっては、助成対象事業、		その前提のもと、各目標の	

評価等を追	助成対象テーマ及び重点的に支援する事業等	当たっては、国が示	集に当たって	集に当たって
業の継続、	について、政策動向や国民ニーズ、前年度分	した社会福祉政策を	は、国が示した	は、国が示した
等を行った	助成事業の事後評価結果及び当年度分助成事	振興するうえで政策	社会福祉政策を	社会福祉政策を
用を防ぐる	業の実施状況を踏まえ、国と協議のうえ作成	的に必要なテーマに	振興するうえで	振興するうえで
体等に対す	する「社会福祉振興助成事業の重点方針」及	ついて、国と協議し	政策的に必要な	政策的に必要な
行ったうえ	び「社会福祉振興助成事業募集要領」に明記	て、毎年度、募集要	テーマについ	テーマに重点化
いては個別	し公表するなど、広く周知したうえで実施し	領等に明記し、公表	て、国と協議し	し、毎年度、助
談・助言を	た。	しているか。	て、毎年度、募	成方針を定め公
さらに、	○ 平成 26 年度に行われた行政事業レビュー		集要領等に明記	表すること。
成金支出管	の指摘を踏まえ、地方公共団体・民間団体の		し、公表する。	
成先団体の	助成とのすみ分けを更に明確にするため、平			
○ 事後評値	成 27 年度以降の募集にあたっては、複数の			
福祉振興馬	団体が連携やネットワーク化によって実施す			
先団体に。	る事業に特化した。			
面評価を重	○ 平成 29 年度分助成事業の募集にあたって			
グ評価を行	は、国の「ニッポン一億総活躍プラン」を後			
した委員	押しするため、助成テーマを大幅に改編する			
したうえて	など助成事業全体を見直したうえで、従前の			
ックし、4	重点方針に代わり、新たに「平成 29 年度社			
発展に寄り	会福祉振興助成事業の基本方針」を策定する			
これらの糸	とともに、当該基本方針に基づく「平成 29			
に反映され	年度社会福祉振興助成事業募集要領」を平成			
〇 以上のと	29 年 1 月に公表した。			
Aサイクノ	また、過去の優良事例を参考にして全国的			
な資金助用	に普及させるモデル事業という新たな仕組み			
成果(効果	を構築し、「平成 29 年度社会福祉振興助成事			
新たに他国	業募集要領(モデル事業)」を平成 29 年 1 月			
があったと	に公表した。			
期計画の目	さらに、利用者の一層の利便性向上を図る			
ける達成原	ため、平成 29 年度分助成事業については、			
による波及	国と調整のうえ、募集時期を約3か月前倒し			
また、貝	した結果、平成 28 年度内に募集から採択ま			
た方(エン	でが可能となり、助成先団体が平成 29 年度			
調査につい	当初から資金繰りの懸念なく事業を実施でき			
の利用者な	ることとなった。			
でき(中				
118.2%),	○ 助成事業の選定にあたっては、毎年度、審	○ 毎年度、審査・評	(2) 助成事業の選	(2)外部有識者か
のエンドニ	査・評価委員会において策定した「社会福祉	価委員会において、	定については、	らなる委員会に
ついて確認	振興助成事業の選定方針」を公表したうえで、	選定方針を策定する	毎年度、外部有	よる助成事業の
	当該選定方針に基づき、同委員会において審	とともに、当該選定	識者からなる社	選定について
1				1

方針に基づいて審査

査・採択した。

は、公正性、客

会福祉振興助成

評価等を通して意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言等を行ったほか、助成金の不正受給や不正使用を防ぐことを目的として、全ての助成先団体等に対する助成事業の進捗状況確認調査を行ったうえで、課題を抱えている団体等については個別に訪問して課題解決のための相談・助言を実施した。

さらに、平成 28 年度においては新たに「助成金支出管理システム」を導入するなど、助成先団体のガバナンス強化の支援を図った。

- 事後評価については、委員会において社会 福祉振興助成事業の評価方針を策定し、助成 先団体による自己評価、ヒアリング評価、書 面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリン グ評価を行った事業については、評価を担当 した委員または機構事務局の所見や意見を付 したうえで、助成先団体に対してフィードバ ックし、今後の事業内容の充実や団体運営の 発展に寄与するための取組みを行うとともに、 これらの結果を翌年度助成事業の募集要領等 に反映させた。
- 以上のとおり、当該事業内においてPDC Aサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現するとともに、助成事業の成果(効果)については、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったと回答した助成先の割合について中期計画の目標値を上回り(中期目標期間における達成度平均:112.0%)、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。

また、助成先団体が実施する事業を利用した方(エンドユーザー)を対象とした満足度調査についても、中期計画の目標を上回る率の利用者から満足したとの回答を得ることができ(中期目標期間における達成度平均:118.2%)、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果(満足度)について確認することができた。

<課題と対応>

平均達成度は、

- NPO 等への助成 103.5%
- 平均処理期間は133.6%
- 助成事業の新たな連携 112.0%
- 助成事業の利用者満足度 118.2%
- ・ 参加者満足度 120.0% と全目標において達成率は 100%を超えており、適切に 事業を実施しているものと評 価できる。
- 加えて、助成金の不正受給や不正使用を防ぐことを目的として、全ての助成先団体に対する助成事業の進捗状況確認調査を行ったうえで、課題を抱えている団体等については個別に訪問して課題解決のための相談・助言を実施した。さらに、平成28年度においては新たに「助成金支出管理システム」を導入するなど、助成先団体のガバナンス強化の支援を図った。
- この他、事後評価について は、委員会において社会福祉 振興助成事業の評価方針を 策定し、助成先団体による自 己評価、ヒアリング評価を重 面評価を重層的に実施した。 特に、ヒアリング評価を行っ た事業については、評価を 当した委員または機構事務局 の所見や意見を付したうえ で、助成先団体に対してフィードバックし、今後の事業に 容の充実や団体運営の発展に 寄与するための取組みを行う

観性及び透明性	事業審査・評価	し、採択を行ってい	 《審査・採択実績》	(件、百万円)	 特になし。	とともに、これらの結果を翌	
の一層の確保を	委員会(以下「審	るか。	要望	採択	13(- 3 0)	年度助成事業の募集要領等	
図ること。	査・評価委員会」	3 7 0	年度 件数 金額	件数金額		に反映させた。	
	という。) におい		H25分 852 3,736	286 1,527		1-00,000 270	
	て選定方針を策		H26分 1,138 5,098	324 1,303		│ ○ 以上のとおり、PDCAサ	
	定し、公表する		H27分 545 2,517			イクルの仕組みも構築してお	
	とともに、当該		H28分 457 2,274	128 623		り、効果的な資金助成を実現	
	選定方針に基づ			 		するとともに、定量面でも全	
	いて審査し、採			150 607		ての目標を達成していること	
	択する。		計 3,564 16,063			から、「B」と評価する。	
	* 1 / 2 0		※平成 29 年度分の採択件29 年 3 月末現在の状況	一級・ 並領は、 平成			
			20 + 0 /1 /K96/IL V / /K96				
また、事業内	また、選定方	○ 選定方針の策定に	○ 毎年度、選定方針におい	て、NPO等が行			
容の特性に配慮	針の策定に当た	当たっては、事業の	う活動の立ち上げ支援や複	[数の団体が連携や			
しつつ、助成事	っては、事業の	必要性やその効果、	ネットワーク化によって実	施する事業等を支			
業の固定化回避	必要性やその効	継続能力等の観点や	援することとし、この中で	も特に「東日本大			
に努めること。	果、継続能力等	事業内容の特性に配	震災等の被災者支援」、「高	齢者などの孤立防			
	の観点や事業内	慮しつつ固定化回避	止・認知症対策」、「児童虐	待防止」、「貧困・			
	容の特性に配慮	に努めているか。	格差対策」の4つの事業に	ついては重点的に			
	しつつ固定化回		支援する事業として明記す	るなど、事業の必			
	避に努める。		要性やその効果を十分に考	慮した仕組みとし			
			た。				
			○ 固定化回避の取組みにつ	いては、過去5年			
			間に2回以上助成を受けた	団体に対する審査			
			時の減点を平成 25 年度分	助成事業から実施			
			のうえ、平成 27 年度分助	成事業からは更な			
			る減点を行うこととした。				
			なお、平成29年度分助局	龙事業においては、			
			助成対象期間を原則3年に	限定し、固定化回			
			避をより一層強化した。				
			○ 上記①のとおり、中期計	・画を達成した。			
	80%以上が特	る特定非営利活動法					
	定非営利活動法	人、非営利の任意団					
	人、非営利の任	体が実施する助成件					
	意団体が行う事	数の割合が、特別な					
	業とする。	場合を除き中期計画					
		の数値を達成してい					
		るか。					
	(4) PL - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			三头生体1.3			
	(4)助成交付申請	○ 助成金の甲請の受	○ 上記②のとおり、中期計	一世を達成した。			

の受理からなけ	押から助む泣字まで	
	,,,,	
·		
- 日外内とする。 -	及しているか。	
た (5) 助成を行った	○ 審査・評価委員会	 ○ 事後評価については、毎年度、審査・評価
		委員会において「社会福祉振興助成事業の評
		価方針」を策定し、機構ホームページに公表
·		したうえで、当該評価方針に基づき、全ての
		助成先団体について自己評価を行わせたのち、
		重点助成分野等の事業を対象としたヒアリン
		グ評価及び機構事務局による書面評価を実施
11 7.		
		した。
		また、前年度の助成事業後における事業の
		波及効果やモデル化・制度化に繋がった事業
		成果を把握するため、事業の継続状況などに
		ついてフォローアップ調査を実施し、機構ホ
		ームページで公表した。
		助成事業の助成対象テーマ等の見直しについ
		て国に提案するとともに、特に優れた助成事
に 改正等に適正に	ているか。	業及び他の取組みの参考となるような事例に
。 反映する。		ついては機構ホームページで公表した。
		また、各年度における最終評価については、
		「事業評価報告書」として取りまとめ、機構
		ホームページで公表した。
		○ 平成 28 年度においては、事後評価結果を
		基に、「NPOの民間活動に役立つヒント集」
		を新たに作成し、これまでの事後評価により
		集積された民間福祉活動、団体運営のために
		必要なポイント及びファンドレイジングに役
		立つノウハウ等を冊子にまとめ、広く配布す
		 るとともに機構ホームページで公表した。
、 (6) 助成効果をで	○ 職員の専門性の向	│ │○ 助成事業メールマガジン「WAM助成通信」
さしきる限り大きく	上に努めるとともに、	 を活用して、助成先団体等に対して、助成事
体するため、助成	助成先団体等に対し	 業に関する情報をはじめ、活動に役立つ情報
		やノウハウ等の各種情報を提供した。
		また、facebook 等のSNSを活用して、N
		PO等の助成先団体等における資金調達や被
	で者会方後こ 評でのに。 でく成で価で定を かう ない評いを価を をき助けて価で定を がかり がい評いを価を ないがい をしまた 果選等する がい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	快定までの平均 処理期間を30 日以内とする。 (5) 助成を行った 事業審査・評価委員会 におい、当価価を では、員価を がでして。 のでは、事後評価を 行う。 (5) 助成を行った 事業審査をがので定め、当事後評価を をするに変がのでした。 をでする。 (6) 助成別果をでく成しているか。 (6) 助成別果をでく成りのでは、計画段階がのな後等に対して、計画段階がのな後期のの向に、しまののでは、計画段階がのなど等に終続的な相

相談・助言に努	続的な相談・助	るか。 災地支援に関する情報等を速やかに発信し	
めること。	言に努める。	た。	
	なお、的確な	○ 助成事業の適切な事業実施に必要な留意事	
	相談・助言等が	項等を周知する内定事務説明会を全国で行う	
	できるよう、職	とともに、随時、助成先団体への訪問やヒフ	
	員の専門性の向	リング評価等を通して意見交換を行うことに	
	上に努める。	より、事業の継続、発展及び改善のための相	
		談・助言等を行った。	
		○ 助成金の不正受給や不正使用を防ぎ、円滑	
		な事業実施を支援することを目的として、全	
		ての助成先団体に対し助成事業の進捗状況確	
		認調査を行ったうえで、課題を抱えている国	
		体等については個別に訪問して課題解決のだ	
		めの相談・助言を実施したほか、平成 28 年	
		度においては新たに「助成金支出管理シスラ	
		ム」を導入するなど、助成先団体のガバナン	
		ス強化の支援を図った。	
		○ 職員の専門性の向上を図るため、次の取組	
		みを行った。	
		a 現場訪問やヒアリング評価の実施などを	
		通じて機構職員が直接活動を確認し、助成	
		先団体との意見交換等を行うとともに、地	
		域での課題や求められる支援等を取りまと	
		め、職員間の情報の共有化及び専門性の向	
		上を図った。	
		b 重点的に支援する事業について、担当暗	
		員がチームを編成し、年間を通じて定期的	
		に情報収集、意見交換を行うなど、職員間	
		における情報の共有化及び専門性の向上を	
		図った。	
		c 平成 28 年度においては、若手職員が中心	
		となり、NPO等がより活用しやすい助成	
		の仕組みづくりの検討を行うとともに、箸	
		査・評価委員会委員との意見交換や情報収	
		集等を行うことにより、専門知識の向上は	
		努めた。	
		また、福祉及びNPO関係団体が主催す	
		るシンポジウム等に参加し、助成事例や応	
		募の傾向等について発表を行うなど、福祉	
		領域やNPOに関する情報収集を図るとと	

		1	T	
			もに、職員の専門性の向上に努めた。)
	(7) 助成先に対す	○ 助成先団体のうち、	○ 上記③のとおり、中期計画を達成した	た。
	る助言等を通	助成事業を通じて新		
	じ、新たに他団	たに他団体・関係機		
	体・関係機関等	関等との連携等の効		
	との連携等の効	果があった事業の割		
	果があった事業	合が中期計画を達成		
	を85%以上と	しているか。		
	する。			
	(8) 助成事業の内	○ 助成事業が対象と	○ 上記④のとおり、中期計画を達成した	た。
	容を踏まえ、助	した利用者の満足度		
	成事業が対象と	について、中期計画		
	した利用者の満			
	足度を80%以			
	上とする。			
(5)事業評価の結	(9) 事業評価結果	□ ○ 事後評価結果等を	○ 事業効果の高い優れた助成事業につ	ついて
果を踏まえ、事	等を踏まえ、事			
業効果の高い事	業効果の高い優			
業等の周知とそ	れた助成事業等			
の効果的な普及	を公表するとと		○ 事業効果の高い優れた助成事業の成界	果やそ
を推進するこ	もに、助成事例			
と。	等を活かした普			
_ 0	及を行うため、	達成しているか。	催した。なお、参加者の満足度について	
	助成事業報告会		上記⑤のとおり、中期計画を達成した。	
	を開催し、参加		○ 福祉課題とその解決にあたる民間活動	
	者の満足度を8		点を当て、その実情や課題を広く社会	
	0%以上とす		及・啓発することを目的として、各年度	
	5 /3 以上 C y る。		いてシンポジウムを開催した。	×1-40
	. ∿ º		《シンポジウム開催実績》	
			年度 テーマ	
			H25 これからの格差・貧困問題を考える	- 48 9
			H26 地域の幅広い連携による貧困問題への取	
			H27 地域での連携による生活困窮者支援の新たな	
			H28 NPOの社会的意義とソーシャルアクシ	ンョン

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-6	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	社会福祉施設職員等退職手当共済法第 18 条
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 9 号
当該項目の重要度、難易	重要度:「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を	関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 717・728
度	構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必	業レビュー	
	要である。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日)においても、		
	保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられて		
	おり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、社会福祉法人の職員処遇		
	の改善と福祉人材の確保に資する重要な施策である。本事業は、同制度の		
	実施主体として行う事業であり、重要度は高いものである。		

①主要なアウトプッ	ト (アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		2 5 年度	26年度	2 7年度	28年度	29年度
平均事務処理期間 (計画値)	50 日以内	_	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 日以内	50 目以内	予算額(千円)	98,026,379	100,676,256	105,486,179	107,968,901	
平均事務処理期間 (実績値)	_	36.9 日	34.3 日	38.1 日	41.2 日	42.9 日		決算額(千円)	98,564,160	100,802,027	105,245,164	108,321,260	
達成度	_	_	145.8%	131.2%	121.4%	116.6%		経常費用(千円)	94,735,880	96,269,964	101,725,917	104,568,187	
新規加入法人システム利用率(計画値)	50%以上	_	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	経常利益 (千円)	3,857,633	4,521,284	3,530,535	4,700,199	
新規加入法人システ ム利用率 (実績値)	_	47.0%	55.0%	64.0%	65.9%	74.7%		行政サービス実施コ スト(千円)	46,555,224	45,753,328	49,409,508	49,358,796	
達成度	_	_	110.0%	128.0%	131.8%	149.4%		従事人員数	22.36 人	21.98 人	22.42 人	20.69 人	

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣は	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
6 退職手当共済事	6 退職手当共済事	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 A	評定
業	業	① 請求書の受付から	① 請求書の受付から給付までの平均処理期間	評定: A	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
退職手当共済事業	退職手当共済事業	給付までの平均処理	については毎年度 50 日以内(平均 39.1 日)	○ 退職手当金の給付事務については、従来の	○ 請求書の受付から給付まで	(見込評価時との乖離がある
は、社会福祉施設等	は、社会福祉施設等	期間を50日以内と	を維持し、中期計画を達成した。	取組み(月4回の退職手当金支給、都道府県	の平均処理期間の短縮を図る	合には重点的に理由を記載)
を経営する社会福祉	を経営する社会福祉	する。		補助金の早期入金依頼、電子届出システムの	ため、従来の取組み(月4回	<今後の課題>
法人等の相互扶助の	法人等の相互扶助の			利用促進等)に加え、事務処理手順の更なる	の退職手当金支給、都道府県	(見込評価時に検出されなか
精神に基づき、社会	精神に基づき、社会	② 平成25年度以降	② 新規加入法人のうち、電子届出システムの	標準化を図るとともに、届出書類の記載ミス	補助金の早期入金依頼、電子	た課題、新中期目標の変更が
福祉施設等に従事す	福祉施設等に従事す	の新規加入法人のう	利用申請を行う割合は毎年度 50%以上 (平均	が多い項目とその要因分析結果について、W	届出システムの利用促進等)	要になる事項等あれば記載)
る職員について退職	る職員について退職	ち、当年度中に電子	64.9%) となり、中期計画を達成した。	AM NET基盤を活用したメール配信によ	に加え、事務処理手順の更な	<その他事項>
手当共済制度を確立	手当共済制度を確立	届出システムの利用		る共済契約者への周知などに取り組んだ結	る標準化を図るとともに、届	
し、もって社会福祉	し、もって社会福祉	申請を行う割合を 5		果、請求書の受付から給付までの平均処理期	出書類の記載誤りが多い項目	
事業の振興に寄与す	事業の振興に寄与す	0%以上とする。		間は各年度において中期計画を大きく上回る	とその要因分析結果につい	
るため、以下の点に	るため、退職手当共			実績(中期目標期間における達成度平均:	て、福祉保健医療情報サービ	
留意してその適正な	済事業の動向を分析	<その他の指標>		128.8%) を上げることができた。	ス基盤を活用したメール配信	
実施に努めること。	し、制度の安定的な	なし		○ 電子届出システムについては、積極的に利	による共済契約者への周知な	
	運営を図るととも			用促進に取り組んだ結果、新規加入法人のう	どに取り組んだ	
	に、以下の点に留意			ち、当年度中に電子届出システムの利用申請	また、電子届出システムに	
	してその適正な実施			を行う割合については各年度において中期計	ついては、共済契約者への利	
	に努める。			画を大きく上回る実績(中期目標期間におけ	用案内の送付や電話による利	
				る達成度平均 : 129.8%) を上げることができ	用案内を実施するなど積極的	
(1) 退職手当金の	(1) 退職手当金支	<評価の視点>		た。	に利用促進に取り組んだ。	
給付事務の効率	給に係る事務処	○ 請求書受付日から	○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。	また、掛金納付対象職員届の処理において		
化により、請求	理の効率化を図	退職手当金の振込日	○ 各年度における退職手当金の支給実績につ	は、電子届出システム利用者におけるエラー	○ 以上の取組みにより、定量	
書の受付から給	ることにより、	までの所要期間につ	いては、次のとおりとなった。	発生率が中期目標期間平均で 0.27%となり、	目標として、平均処理期間	
付までの平均処	請求書の受付か	いて中期計画を達成	《退職手当金の支給実績》(人、百万円)	紙媒体提出者のエラー発生率(同 1.25%)と	(50 日以内)及び新規加入	
理期間の短縮を	ら給付までの平	しているか。	年度 支給者数 支給額	の比較において大幅に抑制することができ、	法人の電子届出システム利用	
図ること。	均処理期間を5	なお、退職手当金	H25 71,286 94,220	電子届出システムが共済契約者及び機構の事	率(50%)を設定しているが、	
	0 目以内とす	の支給原資のうち、	H26 72,578 95,740	務負担の軽減に大きく寄与していることが確	今中期目標期間における平均	
	る。	国及び地方公共団体	H27 76,586 101,155	認できた。	達成度は、	
		の補助金等の予算制	H28 75,891 103,997	これらの取組みにより、電子届出システム	・ 平均処理期間は 128.8%	
		約が生じた場合は、		利用者アンケート結果では、平均 95.2%の利	・ 新規加入法人の電子届出	
		当該事情を考慮する。		用者から「事務負担が軽減した」との回答を	システム利用率は 129.8%	
				得ることができた。	となっており高く評価でき	
(2) 提出書類の簡	(2) 利用者の意向	○ 利用者の意向を踏	○ 利用者の手続き面での負担軽減を図るた	○ 利用者の手続き面での利便性向上を図る観	る。なお、これらの目標は退	
素化等により、	を踏まえ、提出	まえ、提出書類の電	め、各年度において次の取組みを行った。	点から、利用者の意向を踏まえたマニュアル	職手当共済制度の加入者数	
利用者の手続き	書類の電子化及	子届出化及び簡素化	a 平成 25 年度	の作成・配布及びFAQの改訂等を行うとと	及び退職者数が年々増加して	
面での利便性の	び簡素化等を進	等を進めることによ	・ 制度への加入手続きや退職手当金請求	もに、FAX自動送信サービス及びナビダイ	いることや、実績を勘案して	
向上及び負担の	めることにより、	り、利用者の手続き	手続きに係る資料を集約したマニュアル	ヤルを導入するなど、利用者の利便性向上の	設定したもので妥当である。	

軽減に努めるこ	利用者の手続き	面での負担を軽減し	を作成し、全共済契約者に配布するとと	ための継続的な取組みを実施し、利用者の手		
と。	面での負担を軽	ているか。	もに、機構ホームページに掲載	続き面での負担軽減を図った。	○ この他、利用者の手続き面	
	減する。		機構ホームページに掲載しているFA	○ 平成 28 年 4 月の共済法の改正に速やかに	での利便性向上を図る観点か	
			Qについて、電話照会記録の分析結果を	対応できるよう、平成 27 年度においては、	ら、利用者の意向を踏まえた	
			踏まえ内容を充実	改正内容及び国会での審議状況について多様	マニュアルの作成・配布及び	
			・ 業務繁忙期における電話受付時間の延	な手段を用いて周知するとともに、改正直後	FAQの改訂等を行うととも	
			長に加え、休日・営業時間外を含むFA	の事務手続きに影響が生じないよう、暫定シ	に、FAX自動送信サービス	
			X自動送信サービスの導入	ステムによる対応準備を進めるなど、制度の	及びナビダイヤルを導入する	
			b 平成 26 年度	円滑・安定的な運営を図ることができた。	など、利用者の利便性向上の	
			・ 共済契約者のニーズを踏まえ、職員の	○ 以上のとおり、退職手当金の給付事務の効	ための継続的な取組みを実施	
			採用時や退職時などの場面に応じた手続	率化や電子届出システムの利用促進等に積極	し、利用者の手続き面での負	
			きガイドを機構ホームページに掲載	的に取り組むことで、共済契約者及び機構に	担軽減を図っている。	
			・ 共済契約者だけでなく、請求者に対す	おける事務負担の軽減、利用者サービスの向		
			る研修を可能とするため、実務研修会を	上に貢献するとともに、平成28年4月の共	○ また、平成 28 年 4 月に施	
			集合研修形式から機構ホームページによ	済法改正に伴う制度改正に適時・適切に対応	行された改正退職手当共済法	
			る e-ラーニング形式へ見直し	したこと等により、制度の安定的な運営に資	に速やかに対応できるよう、	
			c 平成 27 年度	する取組みを定めた中期計画を大幅に上回る	平成27年度においては、改	
			・ 平成 28 年 4 月の社会福祉施設職員等	実績を上げることができた。	正内容及び国会での審議状況	
			退職手当共済法の改正に速やかに対応で		について多様な手段を用いて	
			きるよう、改正内容及び国会での審議状	<課題と対応>	周知するとともに、改正直後	
			況について、各都道府県実務研修会、機	特になし。	の事務手続きに影響が生じぬ	
			構ホームページ及び電子メール等により		よう、暫定システムによる対	
			周知		応準備を進める等制度の円	
			・ マイナンバー法施行に伴う事務手続き		滑・安定的な運営を図り、か	
			の変更について、実務研修会において周		つ、平成 28 年度も円滑な施	
			知・指導		行を行うことができたことは	
			d 平成 28 年度		大変高く評価できる。	
			・ 共済法改正に伴う制度改正内容の周知			
			及び請求等手続きの円滑化のため、FA		○ 加えて、平成 28 年度は被	
			Qの充実や全共済契約者への制度改正内		共済職員の1人あたり単位掛	
			容周知のパンフレットを配布		金額の改定時期であったが、	
			ナビダイヤル(利用者の問合せ内容に		前述の機構の積極的な周知活	
			応じ、それぞれの担当の電話番号に接続		動等により被共済職員数は増	
			するサービス)の導入		加傾向が見込まれ、安定的な	
					制度運営を行うことができて	
			○ 各年度における利用者アンケートの調査結 □ 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17		いること等を踏まえ、厚生労	
		の更なる改善や操作	果を踏まえ、操作性向上及び事務効率化に資		働省との協議等を経て、単位	
		性向上を図り、利用	するための電子届出システムの改修を行った		掛金額を 133,500 円 (▲600	
		者アンケート調査で、	結果、電子届出システム利用者へのアンケー		円)に引き下げ、共済契約者	
		年度計画において定	ト調査において、毎年度平均95.2%の共済契		の負担軽減を図ったことは高	
		めた数値目標以上の	約者から「事務負担が軽減された」との回答		く評価できる。	
			42			

		共済契約者から、退	を得た。		
		職手当共済制度に係	《アンケート調査		〇 以上のとおり、定量面、定
		る事務処理が簡素化	年度	「事務負担が軽減された」 の回答率	性面ともに高く評価できるこ
		されたとの回答が得	H25	95.0%	とから、「A」評価とする。
		られているか。	H26	94.1%	
			H27	95.8%	
			H28	95.7%	
			平均	95.2%	
				<u>. </u>	
	(3) 平成25年度	○ 平成25年度以降	○ 上記②のとお	り、中期計画を達成した。	
	以降の新規加入	の新規加入法人のう			
	法人のうち、当	ち、当年度中に電子			
	年度中に電子届	届出システムの利用			
	出システムの利	申請を行う割合につ			
	用申請を行う割	いて中期計画を達成			
	合を50%以上	しているか。			
	とする。				
(3)業務委託先と	(4)業務委託先に	○ 業務委託先の事務	〇 毎年度、業務	委託先(都道府県社会福祉協	
の連携の在り方	対し業務指導を	担当者に対して業務	議会等) の事務	担当者に対する事務打合会を	
を踏まえ、事務	徹底し、窓口相	指導の徹底を行って	開催し、事務処	理の円滑・適正な実施のため	
効率化を図るこ	談・届出受理の	いるか。	の業務指導を行	った。	
と。	機能を強化する		○ 業務委託先の	事務負担の軽減を図るため、	
	ことで事務の効		今後の業務量の	増加や電子届出システムの利	
	率化を図る。		用率の向上等を	踏まえつつ業務委託のあり方	
			について検討を	行い、平成 27 年度から、退	
			職手当金請求書	F及び被共済職員退職届以外	
			の届出について	、共済契約者から機構あて直	
			接提出させるこ	ととした。	

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-7	心身障害者扶養保険事業									
業務に関連する政策・施	Ⅷ-1-1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 10 号							
策	における支援体制を整備すること	(個別法条文など)								
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 727・774							
度		業レビュー								

①主要なアウトフ	゜ット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報(財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
乖離状況の把握回 数(計画値)	月1回	_	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回	予算額(千円)	33,883,618	32,724,179	32,621,552	31,356,747	
乖離状況の把握回 数(実績値)	_	月1回	月1回	月1回	月1回	月1回		決算額(千円)	33,424,908	33,134,283	32,140,916	33,901,876	
達成率	_	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		経常費用 (千円)	21,064,192	21,038,852	20,947,540	21,042,125	
基本方針見直しの 検討回数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回	経常利益 (千円)	3,145,327	4,747,445	△1,140,551	△177,545	
基本方針見直しの 検討回数 (実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		行政サービス実施コ スト (千円)	△3,067,741	$\triangle 4,733,359$	1,235,471	295,015	
達成率	_	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%		従事人員数	6.45 人	7.98 人	6.63 人	7.24 人	
運用環境の検証回 数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回						
運用環境の検証回 数 (実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回							
達成率	_	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%							

. 中期目標期間の業	務に係る目標、計画	、業務実績、中期目標	期間評価に係る自己評価及び主務大臣によ	る評価				
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	績・自己評価		主務大臣は	こよる評価	
			業務実績	自己評価	()	見込評価)	(期	間実績評価)
7 心身障害者扶養	7 心身障害者扶養	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定	В	評定	
保険事業	保険事業	① 基本ポートフォリ	① 毎月、資産全体の資産構成割合と長期的に	評定:B	<評定に至	った理由>	<評定に至	った理由>
心身障害者扶養保	心身障害者扶養保	オを適切に管理する	維持すべき資産構成割合(以下「基本ポート	○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来	〇 扶養保	保険事業の安定的な	(見込評価	時との乖離がある場
険事業 (以下「扶養	険事業(以下「扶養	ため、資産全体の資	フォリオ」という。)との乖離状況を把握し、	にわたり障害者に対する年金給付を確実に行	運営を図	るため、平成 13 年	合には重点	的に理由を記載)
保険事業」という。)	保険事業」という。)	産構成割合と基本ポ	あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよ	うため、各年度、外部有識者からなる財務状	度以降毎	年度、外部有識者か	<今後の課	題>
については、地方公	については、地方公	ートフォリオとの乖	う管理するとともに、その管理状況について、	況検討会において、前年度の決算を踏まえた	ら構成さ	れる「心身障害者扶	(見込評価	時に検出されなかっ
共団体が実施する心	共団体が実施する心	離状況を少なくとも	定期的に経営企画会議等に報告を行った。	財務状況の検証を行った。また、検証結果を	養保険事	業財務状況検討会」	た課題、新	中期目標の変更が必
身障害者扶養共済制	身障害者扶養共済制	月1回把握するとと		取りまとめた報告書により、厚生労働省及び	において	、心身障害者扶養保	要になる事	項等あれば記載)
度(以下「扶養共済	度(以下「扶養共済	もに、必要な措置を		事業の実施主体である地方公共団体へ報告す	険財政将	来予測を実施してい	<その他事	項>
制度」という。) によ	制度」という。) によ	講じる。		るとともに、障害者関係団体への説明、加入	る。各年	度においては、前年		
って地方公共団体が	って地方公共団体が			者等に対する機構ホームページでの公表を実	度の決算	データに基づき、将		
加入者に対して負う	加入者に対して負う	② 扶養保険資金の運	② 扶養保険資金の運用に関する基本方針(基	施することにより、事業の透明性の確保に努	来予測を	行った。その検証結		
共済責任を保険する	共済責任を保険する	用に関する基本方針	本ポートフォリオを含む。以下同じ。)につ	めた。	果につい	ては、報告書として		
事業に関する業務を	事業に関する業務を	を公表するとともに、	いては、引き続き、機構ホームページで公表	○ 扶養保険資金の運用については、長期的な	とりまと	め、厚生労働省、都		
安定的に行うことに	安定的に行うことに	少なくとも毎年1回	した。なお、同基本方針については、毎年度、	観点から安全かつ効率的に行うため、毎年度、	道府県、	指定都市へ報告する		
より、心身障害者の	より、心身障害者の	検討を加え、必要が	外部有識者からなる資産運用委員会で検討を	外部有識者からなる資産運用委員会を開催	とともに	、障害者団体へ説明、		
保護者の不安を解消	保護者の不安を解消	あると認めるときは	行い、平成 26 年度の委員会において見直し	し、扶養保険資金の運用に関する基本方針の	当法人ホ	ームページにおいて		
し、保護者死亡後の	し、保護者死亡後の	速やかに見直しを行	が必要と判断されたことから、平成 27 年 4	検討や、基本ポートフォリオについて、想定	公表して	いる。		
心身障害者の生活安	心身障害者の生活安	う。	月1日付で見直しを実施した。	した運用環境が現実から乖離していないかな				
定に寄与することを	定に寄与することを			どの検証を行った。	〇 扶養保	険資金の運用につい		
目的とし、以下の点	目的とし、以下の点	③ 基本ポートフォリ	③ 基本ポートフォリオの見直し時に想定した	また、扶養保険資産の資産構成割合につい	ては、資	産運用の外部専門家		
に特に留意してその	に特に留意してその	オの策定時に想定し	運用環境が現実と乖離が生じていないかなど	ては、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内	で構成す	る資産運用委員会の		
適正な実施に努める	適正な実施に努め	た運用環境が現実か	については、毎年度、資産運用委員会で検証	に収まるよう、毎月管理を行った。	議を経た	上で策定した「心身		
こと。	る。	ら乖離していないか	を行い、平成 26 年度の委員会において見直	その結果、運用利回りについては、資産ご	障害者扶	長養保険資金の運用		
なお、扶養共済制		などについて、毎年	しが必要と判断されたことから、平成 27 年 4	とに概ねベンチマーク収益率を確保するとと	に関する	基本方針」において		
度に関し、国におい		1回、資産運用委員	月1日付で見直しを実施した。	もに、中期目標期間において、資産合計で	定められ	た基本ポートフォリ		
ては、その安定的な		会で検証を行うとと		4.21%の運用利回りを確保した。	オに基づ	き、扶養保険資金を		
運営を図り、将来に		もに、必要に応じて		○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地	運用して	いる。		
わたり障害者に対す		随時見直す。		方公共団体並びに地方公共団体相互間での情	また、	各年度においては、		
る年金給付を確実に				報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事	各資産と	も概ね資産毎のベン		
行うため、平成19		<その他の指標>		前に地方公共団体から質問事項、情報交換事	チマーク	収益率を確保してい		
年度末の積立不足に		なし		項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも	る。			
対応し、機構が定期				連携して回答を作成するとともに、地方公共				
的に行う扶養共済制				団体の対応状況等を調査・整理し、会議開催	○ 運用に	おけるリスク管理に		
度の長期的な財政状				前に事前周知することにより会議の効率化を	ついては	、毎月1回、運用受		
況の検証を踏まえ、				図り、扶養保険事業の運営上の課題把握及び	託機関か	らの報告に基づき、		
毎年度予算編成を経				解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理	資産全体	エの資産構成割合と		
て必要な財政支援措				が適切になされるようきめ細かに対応した。	基本ポー	トフォリオとの乖離		

				,	
置を各地方公共団体				その結果、地方公共団体に対して実施した	状況を確認している。
とともに講ずること				会議内容に関するアンケート調査において、	
とし、機構は、上記				毎年度平均96%の出席者から「満足した」と	○ 心身障害者扶養保険資金
の国・地方公共団体				の回答を得ることができた。	の運用に関する基本方針につ
による財政措置を踏				さらに、地方公共団体の事務処理の円滑化	いては、機構のホームページ
まえ、資金の安全か				を図るため、機構の自主的な対応として、機	において公表するとともに、
つ効率的な運用に努				構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、	外部有識者からなる資産運用
めること。				加入者現況確認調査を行うとともに、心身障	委員会で検証を行っている。
		<評価の視点>		害者及び加入者等の利益の確保及び地方公共	なお、平成 26 年度の同委員
(1) 財政状況の検	(1) 財政状況の検			団体の的確な事務処理の実施について指導を	会において見直しが必要と判
証	証			行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防	断されたことから、見直しを
扶養保険事業	扶養保険事業	〇 毎年度、扶養保険	○ 毎年9月に外部有識者からなる財務状況検	止するなど、地方公共団体の事務処理の標準	行っている。
の安定的な運営	の安定的な運営	事業の財政状況を検	討会を開催し、前年度決算に基づく扶養保険	化を図った結果、各年度における、年金給付	
を図り、将来に	を図り、将来に	証するとともに、加	事業の財務状況の検証及び将来予測に関する	金支払決定件数に占める年金請求までに時間	○ 生命保険契約における運用
わたり障害者に	わたり障害者に	入者等に対し公表し	報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・	を要したケース(加入者死亡から3年を超え	実績については、各年度にお
対する年金給付	対する年金給付	ているか。	指定都市に報告するとともに、障害者関係団	て請求があった案件)の割合が第2期中期目	いて、生命保険会社の決算に
を確実に行うた	を確実に行うた		体への説明及び機構ホームページでの公表を	標期間の実績を下回るなど、地方公共団体の	係る経営指標等を整理し、運
め、毎年度、扶	め、毎年度、扶		実施した。	事務処理の遅延防止を図ることができた。	用実績等の分析方法や着眼
養保険事業の財	養保険事業の財				点等について、コンサルタン
政状況を検証す	政状況を検証す			<課題と対応>	トと意見交換を行っている。
るとともに、加	るとともに、加			特になし。	また、その結果を踏まえ、財
入者等に対し公	入者等に対し公				務状況検討会においても検証
表すること。	表する。				している。
なお、国にお	なお、検証の				
いては少なくと	結果は、厚生労				○ 障害者及びその保護者に対
も5年ごとに保	働省に報告する				するサービスの向上を図るた
険料水準等の見	とともに、将来				め、地方公共団体の事務担当
直しを行なうこ	的に当該事業の				者会議を開催し、扶養保険事
ととしているこ	安定的な運営に				業の運営上の課題把握及び解
とから、基礎数	支障が見込まれ				消に努めるなど、地方公共団
値等見直しに必	る場合には、厚				体と相互の事務処理が適切に
要な情報を提供	生労働大臣に対				なされるようきめ細かに対応
するとともに、	しその旨申出を				し、地方公共団体に対して実
将来的に当該事	する。				施した会議内容に関するアン
業の安定的な運					ケート調査(平成 25 年度~
営に支障が見込					28 年度の各年度実施)にお
まれる場合に					いて、回答者の9割以上から
は、厚生労働大					「満足した」との回答を得て
臣に対しその旨					いる。
申出をするこ					++ 2171, 1011
					また、パンフレットやリー

				1.4)z	
(a) LL Ata to ph Vin h	(a) J.I. J.E. ID P.A. V.E. A.			ともに、平成28年度におい	
(2) 扶養保険資金				ては、全国の特別支援学校等	
の運用	の運用			に対して広報の協力依頼を実	
① 基本的考え	① 基本的考え			施するなど、積極的に制度の	
方	方			周知が図られている。	
扶養保険資			○ 毎年度、基本ポートフォリオを含む運用に ■ トスボナナハスボ ボネーウム ・ ボスが カ		
金の運用につ	金の運用につ	用については、長期	関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な	○ 以上のことから、「所期の	
いては、制度	いては、制度	的に維持すべき資産	運用を行うとともに、その運用状況について、	目標を達成している」と評価	
に起因する資	に起因する資	構成割合(以下「基	定期的に経営企画会議等に報告を行った。	できる。	
金の特性を十	金の特性を十	本ポートフォリオ」			
分に踏まえ、	分に踏まえ、	という。)を含む運用			
長期的な観点	厚生労働大臣	に関する基本方針を			
から安全かつ	の認可を受け	心身障害者扶養保険			
効率的に行う	た金銭信託契	資産運用委員会の議			
ことにより、	約に基づき、	を経た上で策定し、			
将来にわたっ	長期的な観点	長期的な観点から安			
て扶養保険事	から安全かつ	全かつ効率的な運用			
業の運営の安	効率的に行う	を行っているか。			
定に資するこ	ことにより、				
とを目的とし	将来にわたっては美俚吟声				
て行うことと	て扶養保険事				
し、運用に関	業の運営の安				
する基本方針(長期的に維	定に資することなる。				
持すべき資産	とを目的とし て行うことと				
構成割合(以	し、運用に関				
下「基本ポー	する基本方針				
トフォリオ」	(長期的に維				
という。) を含	持すべき資産				
む。)を定め、	構成割合(以				
これに基づき	下「基本ポー				
管理を行うこ	トフォリオ」				
と。	という。) を含				
3 0	む。) を、心身				
	障害者扶養保				
	険資産運用委				
	員会(資産運				
	用に精通した				
	外部専門家に				
	より構成され				
	る組織をい				
	2 191				

	> 1)1 F 7/h					
	う。以下「資					
	産運用委員					
	会」という。)					
	の議を経た上					
	で策定し、こ					
	れに基づき適					
	切に管理す					
	る。					
また、各資	質 また、各資	○ 各資産ともパッシ	○ 各資産とも	パッシブ運	運用を実施し	、各年度
産ともパッシ	をともパッシ	ブ運用を中心として、	において概ね	資産ごとの)ベンチマー	-ク収益率
ブ運用を中心	ン ブ運用を中心	各年度において、各	を確保するこ	とができた	こ。また、道	運用実績に
として、各年	手 として、各年	資産のベンチマーク	ついては定期	的に経営企	と画会議等に	二報告を行
度における名		収益率を確保するよ	った。なお、	各年度末に	こおけるべい	/チマーク
資産のベンラ		う努めるとともに、	収益率との差			
マーク収益率		中期目標期間におい	《平成 25 年 4			
を確保する」		ても各資産のベンチ		ベンチマーク	運用	ベンチ
う努めるとと		マーク収益率を確保	T	収益率	実績	マーク差
もに、中期目		しているか。	国内債券	0.58%	0.55%	-0.03%
標期間におり			国内株式	18.56%	18.63%	+0.07%
ても各資産の			H 外国債券	15.28%	15.16%	-0.12%
ベンチマーク			外国株式	32.43%	32.00%	-0.43%
収益率の確保			短期資産	0.04%	0.06%	+0.02%
を目標とする			国内債券	2.97%	2.96%	-0.01%
	想とする。		国内株式	30.69%	30.73%	+0.04%
こと。	保とする。		H 26 外国債券	12.28%	12.21%	-0.07%
			26	23.54%	23.31%	-0.23%
			短期資産	0.03%	0.05%	+0.02%
			国内債券	5.40%	5.44%	+0.03%
				△10.82%	△10.60%	+0.22%
			H 国内体式 27 外国債券	△2.74%	△2.74%	0.00%
			71683			
			外国株式	△8.64%	△8.59%	-0.06%
			国内債券	△1.16%	△1.15%	+0.01%
			H 国内株式	14.69%	14.83%	+0.13%
			28 外国債券	$\triangle 5.41\%$	△5.43%	-0.02%
			外国株式	14.51%	14.02%	-0.49%
			※各資産の運	用実績は時	· 時間加重収益	<u>——</u>
			※平成 26 年月	度の資産運	用委員会に	おいて、
			短期資産は	減少傾向に	こあり今後年	F金給付に
			必要な額の	みを保有す	-ることが見	見込まれた
			ため、平成			
			オから除外			• •
			4 4 5 MVI			18

② 運用におけ	② 運用におけ				
るリスク管理	るリスク管理				
扶養保険資	リターン・	○ 資産全体の資産構	○ 上記①のとおり、実施した。		
金について	リスク等の特	成割合と基本ポート			
は、分散投資	性が異なる複	フォリオとの乖離状			
による運用を	数の資産に分	況を少なくとも毎月			
行うととも	散投資するこ	1回把握し、必要な			
に、運用に伴	とをリスク管	措置を講じているか。			
う各種リスク	理の基本と				
の管理を行う	し、運用に伴	○ 資産全体及び各資	○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、		
こと。	う以下のリス	産のリスクを確認し、	資産全体に係るリスク要因及び各資産に係る		
	クの管理を適	リスクについて分析	リスク及びトラッキングエラー等の要因を把		
	切に行う。	及び評価を行い、適	握し、特に問題ないことを確認した。		
	・ 基本ポー	切なリスク管理を行			
	トフォリオ	っているか。			
	を適切に管				
	理するた		○ 運用受託機関からの月次報告及び四半期毎		
	め、資産全	対し運用ガイドライ	の定期ミーティングにおいて、運用状況、リ		
	体の資産構	ン及びベンチマーク	スク管理の状況及びベンチマーク収益率との		
	成割合と基	を示すとともに、運			
	本ポートフ	用状況及びリスク管	した。		
	オリオとの	理の状況を把握し、			
	乖離状況を	適切に管理している			
	少なくとも	か。			
	月1回把握				
	するととも に、必要な				
	措置を講じ				
	る。				
	扶養保険				
	資金につい				
	て、運用受				
	託機関への				
	委託等によ				
	り運用を行				
	うととも				
	に、運用受				
	託機関等か				
	らの報告等				
	に基づき、				

	次立人は			—		
	資産全体、					
	各資産、運					
	用受託機関					
	等につい					
	て、リスク					
	管理を行					
	э̂。					
③ 運用に関	③ 運用に関す					
する基本方	る基本方針の					
針の見直し	見直し					
運用に関す			○ 上記②のとおり、実施した。			
る基本方針に	る基本方針に	用に関する基本方針				
ついては、必	ついては、公	を公表するとともに、				
要に応じて随	表するととも	少なくとも毎年1回				
時見直すこ	に、少なくと	検討を加え、必要が				
と。	も毎年1回検	あると認めるときは				
	討を加え、必	速やかに見直しを行				
	要があると認	っているか。				
	めるときは速					
	やかに見直し					
	を行う。					
④ 基本ポート	④ 基本ポート					
フォリオの策	フォリオの策					
定	定					
基本ポート	基本ポート	○ 基本ポートフォリ (○ 上記③のとおり、実施した。			
フォリオは、	フォリオは、	オの策定時に想定し				
長期的な観点	長期的な観点	た運用環境が現実か				
から、厚生労	から、厚生労	ら乖離していないか				
働大臣が別途	働大臣が別途	などについて、毎年				
指示する運用	指示する運用	1回、資産運用委員				
利回りを確保	利回りを確保	会で検証を行うとと				
するような資	するような資	もに、必要に応じて				
産構成とする	産構成とす					
こと。	る。		○ 短期資産については、年金給付等の支出に			
なお、策定	なお、策定		不足が生じないよう管理を行うとともに、収			
に際しては以	に際しては、	等に必要な流動性(現	支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効			
下の点に留意	以下の点に留		率的な現金管理を行った。			
すること。	意する。	ともに、効率的な現	,, or Street 1, 1, 1, 10, 1			
・・・扶養保険	扶養保険					
事業の短期	事業の短期					
資金需要等	資金需要等					

J. Phil. L. X.	± п#.Ъ >			_	T	
を踏まえて	を踏まえて					
策定するこ	策定するこ					
٤.	٤.					
・ 基本ポー	基本ポー					
トフォリオ	トフォリオ					
全体のリス	全体のリス					
クを最小限	クを最小限					
に抑制する	に抑制する					
こと。	こと。					
また、策定	また、策定					
時に想定した	時に想定した					
運用環境が現	運用環境が現					
実から乖離し	実から乖離し					
ていないかな	ていないかな					
どについての	どについて、					
検証を行い、	毎年1回、資					
必要に応じて	産運用委員会					
随時見直すこ	で検証を行う					
٤.	とともに、必					
	要に応じて随					
	時見直す。					
⑤ 扶養保険事	⑤ 扶養保険事					
業に関する生	業に関する生					
命保険契約に	命保険契約に					
おける運用実						
着等の検証 (表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	績等の検証					
扶養保険事		○ 扶養保陥事業の財	○ 毎年度、生命保険会社の決算に係る経営指			
業の財政状況	業の財政状況	政状況の検証に資す	標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼			
の検証に資す	の検証に資す		点等について、コンサルタントと意見交換を			
るため、毎年	るため、毎年		行った。その結果を踏まえ、前年度決算書を			
度、市場環境			分析し検証するとともに、毎年度、財務状況			
や投資行動の	や投資行動の	者等からなる心身障	検討会において検証を行い、特に問題ないこ			
観点から運用	観点から、外		使的云において検証を行い、特に同趣ないことを確認した。			
			△ ℃ 単正で し / □。			
実績を確認するなの検討な	部有識者等か	務状況検討会において選出を持たな認力				
る等の検証を	らなる心身障					
行うこと。	害者扶養保険	る等の検証を行って				
	事業財務状況	いるか。				
	検討会におい					
	て運用実績を					
	確認する等の					
	検証を行う。					

(3) 事務処理の適	(3) 事務処理の適				
切な実施	切な実施				
心身障害者及		○ 心身障害者及びそ	○ 事務担当者会議の開催にあたり、機構と地		
びその保護者に	びその保護者に	の保護者に対するサ	方公共団体並びに地方公共団体相互間での情		
対するサービス	対するサービス	ービスの向上を図る	報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事		
の向上を図るた	の向上を図るた	観点から、扶養保険	前に地方公共団体から質問事項、情報交換事		
め、扶養共済制	め、扶養共済制	事業の運営上の課題	項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも		
度を運営する地	度を運営する地	把握及び解消に努め	連携して回答を作成するとともに、情報交換		
方公共団体と相	方公共団体と相	ているか。	事項については、項目別に地方公共団体の対		
互の事務処理が	互の事務処理が		応状況等を調査・整理し、会議開催前に事前		
適切になされる	適切になされる		周知することにより会議の効率化を図り、扶		
ように連携を図	よう連携を図る		養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努		
ること。	ため、事務担当		めた。		
	者会議を開催す		その結果、会議後のアンケート調査におい		
	る。		て、毎年度平均96%の出席者から「満足した」		
			との回答を得ることができた。		
			《アンケート調査結果》		
			年度 「満足した」の回答率		
			H25 93%		
			H26 96%		
			H27 98%		
			H28 95%		
			○ 利用者サービスの向上を図る観点から、扶		
			養保険事業の特殊性を踏まえ、事務処理等の		
			実態の把握及び改善を行うため、事業の実施		
			主体である地方公共団体を訪問し、意見交換		
			及び情報交換を行った。		
			○ 事業の実施主体である地方公共団体からの		
			意見、要望等を踏まえたパンフレット・リー		
			フレットを作成し、地方公共団体を経由して、		
			加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布し		
			た。		
			○ 平成 28 年度においては、厚生労働省及び		
			文部科学省と連携し、全国の特別支援学校等		
			に対して広報の協力依頼を行うなど、制度の		
			より一層の周知を図る取組みを実施した。		
		○ 久白沿休田出孝の	○ 地方公共団体における事務処理の円滑化を		
		□ 日本日本担当者の ■ 事務処理の標準化を	図るため、機構の自主的な対応として地方公		
		ず切べ生の伝午旧を	図るため、機構の自主的な利心として地力公		

図るよう努めている	共団体に対し、加	入者名簿を送付し、加入者
か。	及び保険対象障害	者の現況調査・確認を行い、
	機構と地方公共団	体の加入者名簿の照合を行
	うとともに、年金	給付金等の請求遅延・遺漏
	等の確認を通じて	、地方公共団体の的確な事
	務処理の実施等に	ついて指導を行い、各地方
	公共団体の事務処	理の標準化を図った。その
	結果、各年度にお	ける、年金給付金支払決定
	件数に占める年金	請求までに時間を要したケ
	ース(加入者死亡)	から3年を超えて請求があ
	った案件)の割合だ	が第2期中期目標期間の実
	績(5.24%)を下	回るなど、地方公共団体の
	事務処理の遅延防	止につながった。
	《年金請求までに時	間を要したケースの割合》
	年度	割合
	H25	2.03%
	H26	1.65%
	H27	1.70%
	H28	3.32%
	1120	0.0470

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-8	福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)		
業務に関連する政策・施	VII-2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、よ	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 11 号
策	り質の高い福祉サービスを提供すること	(個別法条文など)	
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	平成 29 年度行政事業レビューシート番号 728
度		業レビュー	

2. 主要な経年デー	タ												
①主要なアウトス	プット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
年間ヒット件数	7,000 万件	_	7,000 万件	予算額(千円)	_	_	_	_					
(計画値)	以上		以上	以上	以上	以上	以上						
年間ヒット件数	_	14,384 万件	7,588 万件	8,768 万件	8,781 万件	10,144 万		決算額(千円)	_	_	_	_	
(実績値)						件							
達成度	_	_	108.4%	125.3%	125.4%	144.9%		経常費用(千円)	_	_	_	_	
利用者満足度 (計画値)	90%以上	_	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	経常利益 (千円)	_	_	_	_	
利用者満足度	_	83.1%	90.4%	94.5%	95.1%	97.0%		行政サービス実施コ	_	_	_	_	
(実績値)								スト (千円)					
達成度	_	_	100.4%	105.0%	105.7%	107.8%		従事人員数	_		_	1	

⁽注) 現行の中期目標における評価項目毎に予算、決算等のセグメントを整理していないため、上記インプット情報は、福祉貸付事業の他、医療貸付事業、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業及び福祉保健医療情報サービス事業を福祉医療貸付事業(福祉貸付事業)に一括して記載している。

3. 中期目標期間の業	務に係る目標、計画	、業務実績、中期目標	期間評価に係る自己評価及び主務大臣によ	る評価		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣に	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
8 福祉保健医療情	8 福祉保健医療情	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
報サービス事業	報サービス事業	① 中期目標期間中に	① 年間ヒット件数は毎年度 7,000 万件以上	評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
(WAM NET事	(WAM NET	おける年間ヒット件	(平均 8,820 万件)、利用者の満足度指数は	○ WAM NET事業においては、国の政策	○ 国の政策動向や利用者から	(見込評価時との乖離がある場
業)	事業)	数を 7,000 万件以上	毎年度 90%以上 (平均 94.3%) となり、中期	動向や利用者からの要望などを踏まえ、毎年	の要望などを踏まえ、毎年度	合には重点的に理由を記載)
WAM NET事	WAM NET事	とするとともに、ア	計画を達成した。	度新たなコンテンツを新設するとともに、月	新たなコンテンツを新設する	<今後の課題>
業については、福祉	業については、福祉	ンケート調査におけ		刊誌WAMに掲載された福祉・医療分野にお	とともに、平成 28 年熊本地	(見込評価時に検出されなかっ
及び保健医療に関す	及び保健医療に関す	る情報利用者の満足		ける経営のための特集記事から有益な情報を	震の発生に伴う「熊本地震関	た課題、新中期目標の変更が必
る情報システムの整	る情報システムの整	度指数を90%以上		集約し、「福祉医療経営情報」コンテンツ及	連情報」コンテンツを新設す	要になる事項等あれば記載)
備及び管理を行い、	備及び管理を行い、	とする。		び「連載コラム」コンテンツに掲載するなど、	るなど、提供する情報の質の	<その他事項>
基幹的な福祉医療情	基幹的な福祉医療情			提供する情報の質の向上を図った結果、年間	向上を図った。	
報を重点的に提供し	報を重点的に提供し	<その他の指標>		ヒット件数は各年度において中期計画の目標		
ていくとともに効率	ていくとともに効率	なし		値を大きく上回る実績(中期目標期間におけ	○ これらの取組みにより、年	
的なシステム運用を	的なシステム運用を			る達成度平均: 126.0%) をあげることができ	間ヒット件数は、中期計画の	
行うことを目的と	行うことを目的と			た。	目標値(7,000 万件)を大幅	
し、以下の点に特に	し、以下の点に特に			○ 利用状況調査の結果等を踏まえ、WAM N	に上回り、平均達成率は	
留意してその適正な	留意してその適正な			ETレイアウトの全面リニューアルや「授産	126%となるとともに、利用	
実施に努めること。	実施に努める。			品・芸術品ギャラリー」コンテンツにおける	者満足度も中期計画の目標	
				機能追加を行うなど、利用者の利便性の向上	値(90%)を上回り、平均達	
		<評価の視点>		を図った結果、各年度の利用者満足度につい	成率は105%となっている。	
(1) 基幹的な福祉	(1) 基幹的な福祉	○ 基幹的な福祉医療	○ 基幹的な福祉医療情報の提供を拡充すると	ても、中期計画の目標値を上回る(中期目標	なお、これらの定量目標は	
医療情報を重点	医療情報を重点	情報を重点的に提供	ともに、提供する情報の質の向上を図るため、	期間における達成度平均:104.7%) ことがで	前中期目標期間の最終年度	
的に提供してい	的に提供してい	していくとともに、	各年度において次の取組みを行った。	きた。	実績を基に、「独立行政法人	
くとともに、提	くとともに、提	提供する情報の質の	年度主な取組み	○ 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の	の事務・事業の見直しの基本	
供する情報の質	供する情報の質	向上に努めているか。	・「介護保険最新情報」(国から地方	改正により、法人の事業運営の透明性を確保	方針」による事業重点化の影	
の向上に努める	の向上に努め、		H25 公共団体への通知情報) の新設	する目的で整備することとされた「社会福祉	響を勘案し設定したものであ	
こと。	中期目標期間中			法人の財務諸表等電子開示システム」の構築	り妥当である。	
	における年間ヒ		・「福祉のしごとガイド(職場編)」	に向け、厚生労働省と連携したプロジェクト		
	ット件数を7,		の新設	会議を定期的に開催し、各機能の設計及びプ	○ また、社会福祉法の改正に	
	000万件以上		・「ケアマネジャーのしごとガイド」	ログラム構築等を経て、社会福祉法人及び所	より、法人の運営の透明性を	
	とするとともに、		の新設	轄庁等の関係者に対するシステムの試行運用	確保する目的で整備を図るこ	
	アンケート調査		H26 ・「WAM NET授産品・芸術品ギートラリー」(原実短が出ービス車	を実施するなど、平成 29 年 6 月からの本格	ととされた「社会福祉法人の	
	における情報利		ヤラリー」(障害福祉サービス事 業所自らが掲載した製品、役務及	稼働に向けた準備を整えることができた。	財務諸表等電子開示システ	
	用者の満足度指		び芸術作品等の情報)の新設	○ 経営サポートセンターにおいて、WAM N	ム」の構築に向け、厚生労働	
	数を90%以上		・東日本大震災に係る「被災福祉施	ET基盤を活用のうえ、各種アンケート調査	省と連携したプロジェクト会	
	とする。		設復興事例紹介」の新設	を円滑かつ効率的に実施するとともに、各事	議を定期的に開催し、各機能	
			・子ども・子育て支援新制度及び改	業においては、WAM NETのメール一括	の設計及びプログラム構築等	
			H27正介護保険法のポイントを整理した制度解説ページの新設	配信機能を活用し、提供すべき情報を迅速か	を経て、社会福祉法人及び所	
				つ安全に発信したほか、機構内の各担当部署	轄庁等の関係者に対するシス	

		Friday State Annual V			
		・「制度解説・ハンドブック」及び	と外部団体との連絡用掲示板を設置し、高度		
		「福祉のしごとガイド (資格・職 種編/職場編)」の全面改定	な情報セキュリティを確保しつつ、外部関係	ど、平成 29 年 6 月からの本	
		・マイナンバー法施行に伴う、障害	者との各種事務手続きの円滑化を支援するな	格稼働に向けた準備を整え	
		福祉サービス事業所情報等に掲	ど、WAM NET基盤を業務横断的・積極	た。	
		載している法人情報へのマイナン	的に活用することで、国の福祉保健医療に関		
		バー(法人番号)併記	する施策の推進及び機構業務の効率化を実現	○ 以上のとおり、定量面では	
		・「熊本地震関連情報」の新設	するとともに、利用者サービスの大幅な向上	全ての目標を達成しており、	
		•「生活困窮者自立支援制度関連情	を図ることができた。	定性面でも、法改正に対応す	
	H28	報」の新設		べく国と密接に連携してシス	
	1120	・「心身障害者扶養共済制度関連情 報」の新設	<課題と対応>	テム整備を進めていることは	
		・月刊誌WAMの特集記事の集約・	特になし。	評価できることから、「B」	
		掲載		と評価する。	
	<u> </u>				
○ 年間ヒット件数及		①のとおり、中期計画を達成した。			
		いとおり、中期計画を達成した。 状況調査の結果等を踏まえ、利用者の			
おける情報利用者の					
満足度指数について		の向上を図るため、各年度において次			
中期計画を達成して		みを行った。			
	年度				
いるか。		・利用者の多い行政情報について、			
	H25	閲覧ランキングの設置 ・更新情報をいち早く提供するため			
		のRSS配信の開始			
		・Twitter の開始			
	H26	・スマートフォンサイトのリニュー			
		アル			
		・「イベント・セミナー情報」コー			
		ナーへWeb上で直接掲載申込み			
	H27	ができる機能の追加 ・「行政情報閲覧ランキング」及び			
	1127	「都道府県RSS」(都道府県ホー			
		ームページの更新情報)のリニュ			
		ーアル			
		・情報の「見やすさ」及び「探しや			
		すさ」の更なる向上を図るための			
	1100	WAM NETレイアウトの全面			
	H28				
		・「授産品・芸術品ギャラリー」に おける授産品等の掲載情報に係			
		るRSS機能の追加			
(2)福祉保健医療 (2)福祉保健医療 ○ 福祉保健医療施策	○ 追離	手当共済事業及び福祉医療貸付事業			
施策及び機構業 施策及び機構業 及び機構業務の効率		田出システムの利用者に対し、迅速な			
務の効率的な実 務の効率的な実 的な実施を推進する		一IDの発行やシステム利用における			
施を推進するた 施を推進するた ためにWAM NET	问合せ	に対応し、電子届出業務の円滑な実施			
		56			

め、WAM NE	め、WAM NE	基盤を活用している を支援し	た。		
Tの活用を図る	Tの活用を図		I NETのメール一括配信機能を活		
こと。	る。		会福祉振興助成事業の助成先団体等		
-	-		ールマガジン及び退職手当共済事業		
			出システムの利用者に向けたお知ら		
		せを配信			
			ポートセンターと連携し、WAM N		
			を活用して、次の調査を円滑かつ効		
		率的に実			
		年度	調査		
		十尺	・ 平成 26 年度診療報酬改定等の		
		H26	影響に関するアンケート		
			・平成 27 年度介護報酬改定等の		
		H27	影響に関するアンケート		
			· 社会福祉法人経営動向調査		
			社会福祉法人経営動向調査		
			・特別養護老人ホーム「介護人材」		
		Поо	アンケート調査		
		H28	・平成 28 年度診療報酬改定に係		
			るアンケート調査		
			・「保育人材」アンケート調査		
		O WAN	INET基盤を活用して、次の連絡		
			を設置し、高度な情報セキュリティ		
			つつ、機構の各担当部署と外部関係		
			種事務手続きの円滑化を支援した。		
		年度	掲示板		
		十尺	・WAM助成連絡システム(N P		
			〇リソースセンター)		
			・扶養保険事業連絡システム(扶		
			養保険課)		
		H27	・特約火災連絡掲示板及び団体信		
			用生命保険連絡掲示板(顧客業		
			務部)		
			・決算関係連絡掲示板システム(経		
			理部)		
		H28	・経営セミナー連絡用掲示板(経		
		П28	営サポートセンター)		
		○ 4△5	· ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
			:う社会福祉法人制度改革の一環とし		
			福祉法人における事業運営の透明性		
			·図るため、「社会福祉法人の財務諸		
		V기리고 전	. 図るため、「任云悃性伝入の別務的」		

			表等電子開示システム」を構築す	けることとな
			り、システムの構築にあたってに	は、情報の一
			元化やシステム構築期間を考慮し	、WAM N
			ET基盤を活用することが決定さ	された。
			平成 27 年度においては、厚生	ヒ労働省及び
			機構の職員で構成するプロジェク	アト会議を定
			期的に開催し、システム要件定義	養書及び調達
			仕様書を作成のうえ、一般競争	入札にて設
			計・開発業者を選定した。	
			平成 28 年度においては、引き	き続きプロジ
			ェクト会議を定期的に開催し、名	予機能の基本
			設計・詳細設計を経て、プログラ	ラムの構築を
			完了した。	
			また、当該システムの安定的別	及び効率的な
			運用を行うため、平成 28 年 10 月	から都道府
			県及び所轄庁を対象とした試行道	E 用前説明会
			を全国 8 か所(24 回)で開催す	るとともに、
			平成 29 年 1 月から社会福祉法力	人及び所轄庁
			等の関係者によるシステムの試行	庁運用を実施
			した。	
(3) 運営費交付金	(3) 運営費交付金	○ 運営費交付金の縮	○ 自己収入の拡大を図るため、	WAM NE
の縮減の観点か	の縮減の観点か	減の観点から自己収	Tの利用登録機関に対して配信で	ナるメールマ
ら広告収入等の	ら広告収入等の	入の確保について、	ガジンにおいて、バナー広告の勢	募集を行うと
自己収入の拡大	自己収入の拡大	広告収入等の拡大に	ともに、WAM NETの「バナ	一一広告掲載
に努めること。	に努める。	努めているか。	のご案内」ページや「バナー広告	占掲載のチラ
			シ」をわかりやすく改善したうえ	でPRを行
			った。	
			《自己収入の実績》	(件、千円)
			年度 件数	収入額
			H25 44	8,043
			H26 48	7,673
			H27 41	6,404
			H28 44	4,179

1. 当事務及び事業に関する基準	本情報		
1-9 年金	担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項第 12 号及び第
策		(個別法条文など)	13 号
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	なし
度		業レビュー	

①主要なアウ	ァ トプット(アウト	カム)情報						②主要なインプット情	青報 (財務情報	及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
								予算額 (千円)	(年担)	(年担)	(年担)	(年担)	
									2,512,819	2,441,996	2,115,234	1,643,866	
									(労担)	(労担)	(労担)	(労担)	
									35,065	31,798	32,476	25,393	
								決算額 (千円)	(年担)	(年担)	(年担)	(年担)	
									2,386,222	2,214,083	1,634,632	1,505,677	
									(労担)	(労担)	(労担)	(労担)	
									33,538	32,199	25,346	23,849	
								経常費用 (千円)	(年担)	(年担)	(年担)	(年担)	
									2,317,729	2,094,950	1,672,302	1,475,519	
									(労担)	(労担)	(労担)	(労担)	
									31,591	32,995	26,303	23,927	
								経常利益(千円)	(年担)	(年担)	(年担)	(年担)	
									44,056	118,060	16,424	$\triangle 130,191$	
									(労担)	(労担)	(労担)	(労担)	
									868	$\triangle 2,580$	$\triangle 1,424$	△3,930	
								行政サービス実施コ	(年担)	(年担)	(年担)	(年担)	
								スト (千円)	$\triangle 93,168$	$\triangle 253,471$	$\triangle 19,574$	130,964	
								. (113)	(労担)	(労担)	(労担)	(労担)	
									32,823	20,251	△1,428	6,580	
								従事人員数	(年担)	(年担)	(年担)	(年担)	
									16.98 人	16.03 人	16.35 人	16.36 人	
									(労担)	(労担)	(労担)	(労担)	
									0.32 人	0.31 人	0.32 人	0.32 人	

3.	中期目標期間の業	務に係る目標、計画	、業務実績、中期目標	期間評価	に係る自	己評価及	及び主務	大臣によ	る評価				
	中期目標	中期計画	主な評価指標等				法人	の業務実	注績・自己評価		主務大臣は	こよる評価	
						業務実績	ŧ		自己評価	(見込評価)	(期	間実績評価)
	9 年金担保貸付事	9 年金担保貸付事	<主な定量的指標>	<主要な	業務実績	>			<自己評価>	評定	В	評定	
	業及び労災年金担	業及び労災年金担	なし						評定: B	<評定に至	至った理由>	<評定に至	った理由>
	保貸付事業	保貸付事業							○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付	〇 当該事	耳業における法人の自	(見込評価	「時との乖離がある ^は
	年金担保貸付事業	年金担保貸付事業	<その他の指標>	《貸付実	績》		(件、	百万円)	事業については、見直しの基本方針等を受け	己評価に	は、「独立行政法人の	合には重点	(的に理由を記載)
	については、厚生年	については、厚生年	なし	年度	年金担	保貸付	労災年金!	担保貸付	て平成 25 年 3 月に国が策定した「年金担保	評価に関	貝する指針」(平成 27	<今後の課	題>
1	金保険制度及び国民	金保険制度及び国民		十段	件数	金額	件数	金額	貸付事業廃止計画」を踏まえ、平成 26 年 12	年5月2	5日改定 総務大臣決	(見込評価	i時に検出されなか [、]
4	年金制度に基づき支	年金制度に基づき支		H25	159,793	115.683	2,409	2,680	月に制度改正を実施した結果、平成 28 年度	定)に則	して記載されており	た課題、新	中期目標の変更が
3	給される年金並びに	給される年金並びに		H26	135,931	92,088	2,175	2,312	における貸付実績は年金担保貸付事業で	質が高く	、評価の視点に則し	要になる事	「 項等あれば記載)
:	労災年金担保貸付事	労災年金担保貸付事		H27	102,046	56,015	1,555	1,314	91,221 件 49,453 百万円、労災年金担保貸付	業務実績	責を具体的に記述する	<その他事	項>
-	業については、労働	業については、労働		H28	91,221	49,453	1,395	1,144	事業で 1,395 件 1,144 百万円となり、事業規	等、十分	かな説明責任が果たさ		
1	者災害補償保険制度	者災害補償保険制度			l	1			模の縮減を図った。	れており)、正当であると確認		
	に基づき支給される	に基づき支給される							○ 制度変更による影響を含めて、毎月貸付実	できる。			
4	年金の受給者に対	年金の受給者に対							行等に係るデータの動向を整理・分析して厚				
	し、その受給権を担	し、その受給権を担							生労働省に提供するなど、今後の年金担保貸	○なお、	「年金担保貸付事業		
,	保にする特例措置と	保にする特例措置と							付事業のあり方に係る検討に寄与した。	廃止計画	可」に基づき、平成 26		
	して低利で小口の資	して低利で小口の資							また、年金担保貸付事業について、廃止計	年 12 月	に事業縮減を図り、		
1	金を貸し付けること	金を貸し付けること							画等で指摘された内容をめぐる検証、年金担	制度改正	三前の平成 25 年度と		
	により、高齢者等の	により、高齢者等の							保貸付事業の進化及び今日的な必要性を整理	比べると	こ、貸付件数で約 43%、		
1	生活の安定を支援す	生活の安定を支援す							した「福祉医療機構の考え方」を厚生労働省	貸付金額	頁で約 57%の削減を図		
	ること及び労災年金	ること及び労災年金							の関係部署に説明するとともに、事業実施主	ることが	ぶできた。		
1	受給者の生活を援護	受給者の生活を援護							体として年金担保貸付制度の必要性及び代替				
,	することを目的とし	することを目的とし							制度のあり方について意見交換を行った。	<今後の誤	果題 >		
	て、以下の点に留意	て、以下の点に留意							○ 年金担保貸付利用者の実態を把握するた	○ 事業の	の円滑な廃止に向け		
	してその適正な事業	してその適正な事業							め、制度変更後の借入者 10,000 人を対象にア	て、国と	連携して引き続き「年		
:	実施に努めること。	実施に努める。							ンケート調査を実施し、回答のあった 3,672	金担保貨	貸付事業廃止計画」に		
	なお、当該事業に	なお、当該事業に							件(回答率 36.7%) について集計・分析を行	従った適	適切な措置等を講じる		
	ついては、「独立行政	ついては、「独立行政							い、その結果から把握した利用者の実態、制	事を期待	寺する。		
	法人の事務・事業の	法人の事務・事業の							度改正の効果、制度の必要性及び代替制度の				
	見直しの基本方針」	見直しの基本方針」							あり方などを厚生労働省の関係部署に報告す				
	(平成22年12月	(平成22年12月							るとともに、アンケート調査報告書及び概要				
	7日閣議決定。以下	7日閣議決定。以下							版を機構ホームページで公表した。				
	「見直しの基本方	「見直しの基本方							○ 広報活動については、利用者等から平成26				
4	針」という。) に基づ	針」という。) に基づ							年 12 月の制度改正に伴う問い合わせが寄せ				
	いて、国において立	いて、国において立							られていることから、引き続き制度改正の内				
4	案される計画に従っ	案される計画に従っ							容及び他の公的貸付制度を周知するためのパ				
	て適切な措置を講じ	て適切な措置を講じ							ンフレットを作成し、受託金融機関のほか、				
	ること。	る。							福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係				
									団体等に協力を依頼することにより、利用者				

		<評価の視点>		等に対して幅広く広報することができた。	
(1)業務運営コス	 (1)業務運営コス		 ○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付		
トを分析し、そ			事業においては、業務運営コストを分析し、	省との協議を踏まえ、平成 29 年度のパンフ	
の適正化を図る		映した利率の設定と	中期目標期間中の損益が均衡するような適正	レットに生活困窮者自立支援制度の紹介及び	
とともに、貸付		, , , , , , , ,	な金利水準とするため、貸付金利の検証を行		
金利の水準に適			った。	○ 電話による問い合わせに対しては、平成27	
切に反映するこ			・ 平成 26 年 10 月に、平成 26 年度上半期		
とにより、安定			の執行状況及び平成26年12月の制度改正	な制度に対する照会については24時間365	
的で効率的な業			等を踏まえ、収支状況への影響を検証し、	日の案内を行うとともに、利用者から多く寄	
務運営に努める			平成26年12月からの貸付金利の引上げを		
こと。	る。 		決定	対しては、機構ホームページに融資限度額計	
	30		- 平成 28 年 2 月に、直近までの執行状況	算シミュレーションを設けるなど、引き続き	
			等を踏まえ、収支状況への影響を検証し、	利用者サービスの向上を図った。	
			平成28年4月からの貸付金利の引上げを		
			決定	ストを適切に貸付金利に反映することにより、	
			 ○ 上記の結果、平成 28 年度決算において、	安定的かつ効率的な業務運営を実施すること	
			 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事	ができた。	
			 業それぞれについて損益が均衡し、安定的で		
			 効率的な業務運営を実施した。	<課題と対応>	
				特になし。	
(2)業務運営に当	(2)業務運営に当	〇 「独立行政法人の	○ 事業の実施状況を把握し、国の要請に応じ		
たっては、見直	たっては、見直	事務・事業の見直し	て見直しの基本方針に基づく国における計画		
しの基本方針に	しの基本方針に	の基本方針」(平成 2	立案に必要な基礎資料を毎月提供したことに		
基づいて、国に	基づいて、国に	2年12月7日閣議	加え、平成 28 年度においては、平成 22~27		
おいて立案され	おいて立案され	決定)に基づき、国	年度の年金額に対する平均借入倍率、年金支		
る計画に従って	る計画に従って	の計画に従って適切	給額に占める返済額の割合、資金使途別貸付		
適切な措置を講	適切な措置を講	な措置を講じている	額等の統計資料を提供した。		
じること。	じる。	か。	また、年金担保貸付の取扱いをめぐる年金		
			担保貸付事業廃止計画策定までの経過、指摘		
			内容に対する検証及び年金担保貸付の必要性		
			の検証等について整理し、平成28年8月に		
			厚生労働省の関係部署に対して機構の考え方		
			を説明した。		
			○ 平成26年12月に行った制度変更後におけ		
			る年金担保貸付利用者の実態を把握するた		
			め、制度変更後の借入者 10,000 人を対象に		
			アンケート調査を実施し、平成 22 年度に実		
			施したアンケート調査の回答率の17.8%を大		
			きく上回る 36.7%の回答が得られた。		
			なお、アンケートの集計・分析結果につい		
			ては、厚生労働省の関係部署へ報告するとと		

			もに、機構ホームページで公表した。
また、引き続	また、引き続	○ 利用者の利便性に	○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、
き、年金受給者	き、年金受給者	配慮するとともに、	無理のない返済となるように配慮するため、
にとって無理の	にとって無理の	借入申込時に年金受	平成 26 年 12 月に貸付限度額の引下げ、返済
ない返済となる	ない返済となる	給者にとって必要な	額の上限の引下げ及び疎明資料による資金使
ように配慮した	ように配慮した	資金が融資され、無	途、必要額の確認などの制度変更を行った。
審査等を行うと	審査等を行うと	理のない返済となる	なお、制度変更前の実績と平成 28 年度の
ともに、返済中	ともに、返済中	ように配慮した審査	実績を比較すると、平均返済額が5.8万円か
に生活困難に陥	に生活困難に陥	等を行っているか。	ら 4.2 万円($\triangle 1.6$ 万円)に、年金受給額に
った者に係る返	った者に係る返		占める返済額の割合の平均は 33.1%から
済条件の緩和を	済条件の緩和を		22.7% (△10.4%) になっており、利用者に
行うこと。	行う。		とって無理のない返済に配慮した適切な制度
			運用を行った。
			また、1回あたりの返済額が1万円~6万
			円の範囲の階級に分布する者については、平
			成 22 年度のアンケート調査では 48.8%であ
			ったが平成 28 年度のアンケート調査では
			77.4%に上昇しており、制度変更により利用
			者にとって無理のない返済となっていること
			が確認できた。
		 ○ 返済中に生活困難	○ 返済中に生活困窮に陥った者に係る貸付条
		となった者に対し、	件変更については、次のとおり変更承認を行
		返済条件の緩和措置	
		を講じているか。	した。
		2 m 0 (1 0 %)	年度 変更承認件数
			H25 1,205 件
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
			H26 1,078 件
			H27 975 件
			H28 429 件
			○ 災害に伴う貸付条件変更については、災害
			救助法の適用となった災害に対する返済猶予
			等の措置について機構ホームページに掲載し、
			利用者からの申請に適切に対応した。
	(0) 4) 0 5		○ F \ 和四代以前走卫邓旭。八七份八里中。
(3)年金担保貸付	(3)ホームページ、		○ 年金担保貸付制度及び他の公的貸付制度の ■ 15 0 k 以
制度及び労災年	リーフレット等		周知のため、受託金融機関、福祉関係団体、
金担保貸付制度	により、年金担		司法関係団体及び消費者関係団体等にパンフ
の周知を図ると	保貸付制度及び	周知を図っているか。	レットを配布するとともに、機構ホームペー

ともに、受託金	労災年金担保貸		ジで公表し、年金担保貸付利用者等に対して、	
融機関の窓口等	付制度の周知を		多重債務等の相談窓口や専門機関への相談に	
における利用者	図る。		つなげるための情報提供を行った。	
への適切な対応	囚る。		なお、平成26年度から、制度変更の内容、	
に努めること。			他の公的制度の周知を図るとともに、制度変	
に分めること。			更以降、利用者から問い合わせが多かった資	
			金使途について、パンフレットの確認資料の	
			例示を分かりやすい内容に見直した。	
			また、廃止計画を受けた対応をめぐる厚生	
			労働省との協議を踏まえ、平成 29 年度のパ	
			ンフレットに生活自立支援制度の紹介及び相	
			談窓口等を新たに掲載することとした。	
			○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取	
			組みを行った。	
			電話相談について、平成27年3月に自	
			動応答システムを導入し、一般的な問い合	
			わせについては 24 時間 365 日の案内を行	
			う体制を整備した。	
			・ 利用者から問合せの多い融資限度額の算	
			定方法について、平成 27 年度から機構ホ	
			ームページに「融資限度額シミュレーショ	
			ン」を掲載した。	
	(4)受託金融機関	○ 受託金融機関事務	○ 事務処理方法の変更等については、随時、	
	の窓口等におけ	打合せ会議等により	受託金融機関に通知文書を送付し周知を図る	
	る利用者への適	更なる利用者への適	とともに、適時、受託金融機関事務打合せ会	
	切な対応に努め	切な対応について周	議を開催し、制度変更の内容及び変更後の注	
	るために、受託	知徹底に努めている	意事項等について周知徹底した。	
	金融機関事務打	カュ。		
	合せ会議等によ			
	り周知徹底に努			
	める。			

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1-10	承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務		
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2
策		(個別法条文など)	項
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事	なし
度		業レビュー	

主要な経年データ		> - > 11.1m						_		I. I		> [[] \		
①主要なアウトプッ	ノト(アウト	,				1			②主要なインプット	青報 (財務情報	及び人員に関っ	する情報)		
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度			2 5 年度	26年度	27年度	28年度	29年度
貸付先の財務状況等 把握回数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		予算額(千円)	2,750,618	2,521,075	2,233,473	1,644,162	
貸付先の財務状況等 把握回数(実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			決算額(千円)	2,430,545	2,276,871	2,015,933	1,828,167	
達成度	_	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			経常費用 (千円)	2,482,634	3,439,168	2,208,382	1,869,455	
債権分類の実施回数 (計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回		経常利益(千円)	41,127,033	34,027,382	29,904,450	25,129,068	
債権分類の実施回数 (実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回			行政サービス実施コ スト (千円)	△32,419,680	\triangle 28,996,734	△29,907,890	△24,820,653	
達成度	_	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			従事人員数	25.43 人	26.40 人	27.18 人	27.47 人	
保証履行能力の把握 回数(計画値)	年1回	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回							
保証履行能力の把握 回数(実績値)	_	年1回	年1回	年1回	年1回	年1回								
達成度	_	_	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実	績・自己評価	主務大臣は	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
10 承継年金住宅	10 承継年金住宅	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
融資等債権管理	融資等債権管理	① 年1回、貸付先の	① 毎年度、貸付先の財務状況等の把握及び分	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
回収業務及び承	回収業務及び承	財務状況等の把握及	析等を実施し、中期計画を達成した。	○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、年	○ 本項目における法人の自己	(見込評価時との乖離があ
継教育資金貸付	継教育資金貸付	び分析を行うととも		1回の財務状況等の把握及び分析を行うとと	評価は、「独立行政法人の評	合には重点的に理由を記載
けあっせん業務	けあっせん業務	に、適時、担保物件		もに、必要に応じてヒアリング及び指導を行	価に関する指針」(平成 27 年	<今後の課題>
(1) 承継年金住宅	(1) 承継年金住宅	及び保証機関又は保		い、適切な債権管理を図ることができた。	5月25日改定、総務大臣決	(見込評価時に検出されな
融資等債権管理	融資等債権管理	証人の保証履行能力		○ 適時・適切な回収という観点から、破綻し	定) に則して記載されており	た課題、新中期目標の変更
回収業務	回収業務	の評価等を行う。		た転貸貸付先に係る正常返済者の債権につい	質が高く、評価の視点に則し	要になる事項等あれば記載
承継年金住宅	承継年金住宅			ては、関係機関と調整を行いつつ、当該正常	業務実績を具体的に記述する	<その他事項>
融資等債権管理	融資等債権管理	② 年金住宅融資等債	② 毎年度、年金住宅融資等債権について回収	返済者を訪問し説明を行い、平成 28 年度に	等十分な説明責任が果たされ	
回収業務につい	回収業務につい	権について、年1回、	の難易度に応じた債権分類等を実施し、中期	受託金融機関への債権譲渡等手続きを完了し	ており、正当であると確認で	
ては、回収金が	ては、回収金が	回収の難易度に応じ	計画を達成した。	た。	きるため。	
国への納付によ	国への納付によ	た債権分類の実施又		さらに、条件緩和中または条件緩和終了後		
り年金給付の財	り年金給付の財	は見直しを行う。		の貸付先について、条件緩和中の経営状況や	○ 平成 28 年 1 月より、元本	
源となることを	源となることを			条件緩和終了後の業況改善状況を踏まえた交	回収部分に係る国庫納付を従	
踏まえるととも	踏まえるととも	③ 転貸債権に係る口	③ 毎年度、転貸債権に係るローン保証会社に	渉を重ね、一部繰上償還ののち全額繰上償還	前の年1回から年4回の定期	
に、当該業務終	に、当該業務の	ーン保証会社につい	ついて保証能力の把握等を実施し、中期計画	されるなど、公的年金の給付財源の確保に大	納付に変更し、より迅速に国	
了の時期を見据	終了の時期を見	て、年1回、保証履	を達成した。	きく寄与した。	の年金特別会計に納付するこ	
え、以下の点に	据え、以下の点	行能力の把握及び分		○ 平成 29 年度に第三者弁済契約の期限等が	とができた。	
留意してその適	に留意してその	析を行う。		到来することを受けて、その後の対応に係る		
正な業務実施に	適正な業務実施			関係者との調整を重ねた結果、平成 26 年度	<今後の課題>	
努めること。	に努める。	<その他の指標>		に基本方針を関係金融機関、関係転貸法人等	○ 承継年金住宅融資等債権	
		なし		に提示することができた。	の残高については、減少傾向	
				その後、基本方針を踏まえた関係者の間で	が続くことから、債権残高の	
		<評価の視点>		の協議が継続され、特に、単独では 10 年間	将来見通しを踏まえ、事業の	
① 年金住宅融	① 必要に応じ	○ 関係行政機関及び	○ 上記①のとおり、中期計画を達成した。	の存続が難しい7つの転貸法人については調	終了を見据えた具体的な検討	
資等債権につ	て関係行政機	受託金融機関と連携	○ 転貸法人について、毎年度、決算書を徴求	整のうえ、新設合併という新たな方向性が見	を行うことを期待される。	
いて、貸付先	関及び受託金	しつつ、年1回、貸	し、財務状況等の把握及び分析を行うととも	出されることとなり、平成 27 年度末には全		
の財務状況等	融機関と緊密	付先の財務状況等の	に、必要に応じてヒアリング及び指導を行っ	ての関係金融機関及び関係転貸法人との合意		
の把握及び分	に連携しつ	把握及び分析を行う	た。	を得ることができた。		
析、担保物件	つ、年1回、	とともに、適時、担	○ 住宅生活協同組合等について、毎年度、受	平成 28 年度においては、調整を重ねた結		
及び保証機関	貸付先の財務	保物件及び保証機関	託金融機関からの現状についての報告及び決	果、正式に基本合意書が締結された。		
又は保証人の	状況等の把握	又は保証人の保証履	算書により、財務状況等の把握及び分析を行	以上の取組みにより、平成 30 年度以降も		
保証履行能力	及び分析を行	行能力の評価等を行	った。	安定的な回収を継続できる体制基盤が確保さ		
の評価等を適	うとともに、	っているか。	○ 連帯保証人の状況について、毎年度、調査	れた。		
時に行うこと	適時、担保物		を行い、必要に応じて保証人を変更するなど、	○ 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者及		
により、適切	件及び保証機		債権保全措置を講じた。	び災害の被災者等に対する返済条件の変更及		
な債権管理に	関又は保証人		○ 全額債務保証を行っている受託金融機関に	び返済猶予措置について、迅速かつ的確に対		

努めること。	の保証履行能			応することができた。	
	力の評価等を			○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対	
	行う。		を行った。	し、督促等を行うよう徹底するとともに、長	
				期延滞債権の回収促進のため、直接競売申立	
	② 年金住宅融	〇 年金住宅融資等債	○ 上記②のとおり、中期計画を達成した。	てに向けた準備を進め、受託金融機関に対し	
	資等債権につ	権について、年1回、	○ 貸付金の自己査定基準に基づき、毎年度、	適切な指示を行い、必要に応じ、保証機関ま	
	いて、年1回、	回収の難易度に応じ	貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を行	たは保証人に対する保証履行請求及び担保物	
	回収の難易度	た債権分類の実施又	い、貸倒引当金を適正に計上した。	件の処分を適切に行った。	
	に応じた債権	は見直しを行ってい		○ また、福祉医療機構法改正(平成 27 年 10	
	分類の実施又	るか。		月施行)を受けて、平成 28 年 1 月より、元	
	は見直しを行			本回収部分に係る国庫納付を従前の年1回か	
	う。			ら年4回の定期納付に変更する対応を円滑に	
				スタートさせ、公的年金の給付財源に結び付	
	③ 転貸債権に	○ 転貸債権に係る口	○ 上記③のとおり、中期計画を達成した。	く一層効率的な枠組を構築した。これらの取	
	係るローン保	ーン保証会社につい	○ 転貸債権に係る全てのローン保証会社につ	組み等によって、約 7,289 億円 (平成 25~28	
	証会社につい	て、年1回、保証履	いて、毎年度、格付け等(Moody's、S&P等)	年度分)を国庫納付した。	
	て、年1回、	行能力の把握及び分	により保証履行能力の実態把握・分析を行い、		
	保証履行能力	析を行っているか。	保証能力を確認した。	<課題と対応>	
	の把握及び分			特になし。	
	析を行う。				
② 年金住宅融	① 年入仕字融	○ 年入什字勘次学售	○ 延滞債権の発生の抑制を図るため、次の取		
第等債権につ ・ 第等債権につ	資等債権につ	権について、担保や	組みを行った。		
いて、適時的	いて、必要に	保証の状況等に応じ	a 貸出条件緩和中の貸付先等について、経		
確に回収を行	応じて関係行		a 負出来件板相中の負担元等について、在 営状況等を把握のうえ、余剰金による一部		
うことによ	政機関との協	収を行い、延滞債権	繰上償還を実施させた。また、条件緩和終		
り、延滞債権	議を行いつ	の発生の抑制に努め	了後には、業況改善継続基調となったこと		
の発生の抑制	つ、担保や保	たか。	から、協議のうえ全額一括返済させること		
に努めるこ	証の状況等に	727 0	により、債権の回収を図った。		
٤.	応じて適時的		b 私的整理を計画している貸付先について、		
	確に債権回収		中小企業再生支援協議会から提示された事		
	を行うことに		業再生計画案の内容を踏まえ、対応方針を		
	より、延滞債		策定のうえ、債権者会議への出席等及び当		
	権の発生の抑		該事案の再生支援ファンド運営会社との協		
	制に努める。		議を経て債権譲渡を行った。		
			c 破綻した転貸貸付先に係る正常返済者の		
			債権について、受託金融機関や債権回収会		
			社との調整等を行い、受託金融機関への債		
			権譲渡を行った。		
			d 経済情勢の変化に伴うローン返済困窮者		
			及び災害の被災者等に対する返済条件の変		

	更及び返済猶予措置について、迅速かつ的	
	確に対応した。	
	○ 破綻した保証会社に代わって関係金融機	
	関が転貸法人に対して弁済を行う現行の第三	
	者弁済契約期限が平成 29 年度に到来するこ	
	とを踏まえ、次の取組みを行った。	
	a 平成 26 年度においては、期限終了以降の	
	基本方針等を作成のうえ、関係者に説明を	
	行った。	
	b 平成 27 年度においては、基本方針に基づ	
	き、転借人に大きな混乱を生じさせないよ	
	う関係者と協議を進めた。特に、対象とな	
	る 13 転貸法人のうち 7 法人については、	
	単独では 10 年間の存続ができない一方関	
	係金融機関への債権一括譲渡も難しい状況	
	にあったため、7 法人の新設合併について	
	交渉・協議を重ね、平成 27 年度末までに	
	関係する全ての転貸法人及び金融機関等と	
	の 10 年間の第三者弁済契約の延長に係る	
	合意が得られた。	
	c 平成 28 年度においては、合意に基づき、	
	平成 29 年度の契約締結に向けて、スケジ	
	ュールや契約関係書類様式等について関係	
	金融機関及び関係転貸法人と協議・調整の	
	うえ、関係機関に提示した。	
	7 法人の新設合併にあたり、関係金融機	
	関や7法人等と協議・調整を行った結果、	
	平成28年度末の7法人の理事会において、	
	基本合意書及び平成 29 年度予算に計上す	
	る合併関連経費についての了承が得られた。	
	○ 抵当権移転登記事務の司法書士報酬に係る	
	マイナンバー取得に向けて、関係部署と連携	
	して抵当権移転登記システムの改修、クラウ	
	ドサービスの導入及び特定個人情報管理マニ	
	ュアルの策定等を行ったうえで、マイナンバ	
	ーを取得するとともに、税務申告用の支払調	
	書データの作成及び取得したマイナンバーの	
	的確な管理を行った。	
③ 延滞債権に ⑤ 転貸法人等	○ 転貸法人に対する ○ 転貸法人に対するヒアリングを通じて実	

	T	
に対して必要	指導・助言等を実施	情等を把握するとともに、必要な助言、指
な助言等を行	し、転貸法人による	導等を行った。また、専門員及び転貸法人
うことによ	適切な債権回収を推	からの定期報告(年2回)及び専門員の活動
り、転貸法人	進させているか。	状況や転貸法人を取り巻く情勢等の情報交
等による適切		換を行う専門員会議(年1回)を開催し、専
な債権回収を		門員を通じて転貸法人の債権管理に関する
促進させる。		指導を行った。
早期対応が	○ 早期対応が必要な	○ 早期対応が必要な転貸法人等に対し、合併
必要な転貸法	転貸法人等に対して	するための手続き等について情報提供するな
人等に対して	は、状況に応じた処	どの必要な支援・調整を行ったほか、民事再
は、状況に応	理方策を策定させ、	生等の手続きを進めている貸付先について、
じた処理方策	適切な債権回収に努	受託金融機関等関係先と連携を図りつつ状況
を策定させ、	めているか。	把握に努め、必要な手続きを行った。
適切な債権回		
収に努める。		
 ⑥ 延滞債権に	□ 延滞債権について、	○ 短期延滞債権については、転貸法人等に対
		し、迅速かつ着実な督促等を行うよう徹底し
		た。
		○ 長期延滞債権の回収促進のため、直接競売
		申立てに向けた準備を進めるとともに、受託
		金融機関に対し適切な指示を行い、必要に応
		じ、保証機関または保証人に対する保証履行
		請求及び担保物件の処分を適切に行った。
		○ 破たんした貸付先に係る債権譲渡対象者や
		回収が困難な長期延滞者等を現地訪問し、譲
		渡手続きに向けた調整や延滞者等に係る状況
		調査を実施した。
		•
_		
 (2) 承継教育資金		
貸付けあっせん		
 承継教育資金貸付け		○ 承継教育資金貸付けあっせん業務について
		は、「公的年金制度の持続可能性の向上を図
		るための国民年金法等の一部を改正する法
		律」(平成28年法律第114号)に基づき平成
, , <u> </u>		29年3月31日をもって廃止された。これに
		伴い、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金
		融公庫と調整のうえ、契約解除の手続きを行
	なうり等な促 必人はじを適収 ① つ先促又対行保等うり権る 承付務助こ、に債進 早要等、た策切に 延いに、はす請物をこ、回。 継けをに法適収る 応貸しに方せ権る 権貸る機人証び処ににの努 資せをに法適収を。 が法て応策、回。 に付督関に履担分行よ債め 金ん	な助言等をにより、には強力な促進させているが。 いまいのでは、大の変を促進させているが、とのでは、大の変をは、大の変をに対して、でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

付けあっせん業 務を休止するこ	った。	
務を休止するこ		
と。		

様式1-2-4-2 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
2-1	業務・システムの効率化と情報化の推進		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753
度		レビュー	

2	. 主要な経年データ						
	評価対象となる指標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価	HÍ .	主務大臣は	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第3 業務運営の効	第2 業務運営の効	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
率化に関する事	率化に関する目	なし		評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
項	標を達成するた			○ 業務・システム最適化計画	○ 業務・システム最適化計画	
	めにとるべき措	<その他の指標>		に基づき、入力作業等の委託	に基づき、入力作業等の委託	<今後の課題>
通則法第29条第	置	なし		業務の調達については、公平	業務の調達については、公平	<その他事項>
2項第2号の業務運	独立行政法人通則			性及び透明性に配慮した調達	性及び透明性に配慮した調達	
営の効率化に関する	法(以下「通則法」			仕様書を作成し、一般競争入	仕様書を作成し、一般競争入	
事項は、次のとおり	という。)第30条第			札による業者選定を行うこと	札による業者選定を行うこと	
とする。	2項第1号の業務運			で経費の削減と併せ、仕様書	で経費の削減と併せ、仕様書	
	営の効率化に関する			に則した品質を保持し、かつ	に則した品質を保持し、かつ	
	事項は、次のとおり			低廉な委託業者を調達した。	低廉な委託業者を調達した。	
	とする。			○ 社会福祉法人の財務諸表等		
		<評価の視点>		電子開示システムについては、	○ 社会福祉法人の財務諸表	
1 業務・システム	1 業務・システム			定期的にプロジェクト会議を	等電子開示システムについて	
の効率化と情報化	の効率化と情報化			開催し、システム設計・開発	は、定期的にプロジェクト会	
の推進	の推進			業者を選定のうえ、プログラ	議を開催し、システム設計・	
(1) 業務・システ	(1)業務・システ	○ 業務・システムの	○ 毎年度、業務・システム最適化計画に基づき、入力作業	ム構築を完了するとともに、	開発業者を選定のうえ、プロ	
ム最適化計画を	ム最適化計画を	最適化計画に基づき、	等の委託業務の調達にあたっては、公平性及び透明性に配	円滑なシステムの導入を図る	グラム構築を完了するととも	

着実に実施し、	着実に実施し、	経費の節減等を図っ	慮した調達仕様書を作成し、経費削減を図るため、一般競	ため、都道府県及び所轄庁を	に、円滑なシステムの導入を
経費の節減を図	経費の節減を図	ているか。	争入札により業者を選定した。	対象とした説明会の開催や社	図るため、都道府県及び所轄
ること。	る。		また、ホスティング・システム運用保守業務や年金担保	会福祉法人を始めとした都道	 庁を対象とした説明会の開催
			貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入	府県や所轄庁にシステムの操	や社会福祉法人を始めとした
			力作業等の委託業務の調達については、更なる経費削減を	作等体験のための試行運用を	都道府県や所轄庁にシステム
			図るため、複数年契約を前提とした調達仕様書を作成し、	行うなど、平成29年6月から	の操作等体験のための試行運
			業者を選定した。	の本格稼働に向けた準備を整	用を行うなど、平成 29 年 6
				えることができた。	月からの本格稼働に向けた準
(2)業務の実施を	(2) 業務の実施を	○ 業務の実施を効率	○ 第3期中期情報化推進計画に基づき、機構が行う次の事	○ 情報化推進計画に基づくシ	備を整えた。
効率的かつ安定	効率的かつ安定	的かつ安定的に支援	業等の情報化を計画的かつ効率的に進め、業務の実施を効	ステム改善では、業務の実施	
的に支援するた	的に支援するた	するために、情報化	率的かつ安定的に支援した。	を効率的かつ安定的に支援す	○ 情報化推進化計画に基づ
め、システム等	め、情報化推進	推進計画を策定し、	• 福祉医療貸付事業	るため、福祉医療貸付事業の	き、社会福祉法人の財務諸表
の継続的な改善	計画を策定し、	システム等の継続的	・福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET)	貸付総合電算システム等の改	等電子開示システムの構築と
に努めること。	システム等の継	な改善に努めている	・退職手当共済事業	修を実施し、制度改正に伴う	併せ、既存の事業報告・経営
	続的な改善を図	か。	· 年金担保貸付事業	システム処理の効率化を図る	分析システムの再構築を実施
	る。		承継年金住宅融資等債権管理回収業務	とともに、社会福祉法人の財	し、報告様式の簡素化や報告
			○ 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築に向	務諸表等電子開示システムの	方法の見直しなど顧客の利便
			け、平成 27 年度から定期的にプロジェクト会議を開催し、	構築と併せ、既存の事業報告・	性向上を図った。
			システム設計・開発業者選定のための調達仕様書を作成の	経営分析システムの再構築を	
			うえ、一般競争入札(総合評価落札方式)にて設計・開発	実施し、報告様式の簡素化や	○ また、同計画に基づき、業
			業者を選定し、プロジェクト計画に基づき、平成28年度末	報告方法の見直しなど顧客の	務の実施を効率的かつ安定的
			までに当該システムのプログラム構築を完了した。	利便性向上を図った。	に支援するため、福祉医療貸
			また、当該システムの安定的及び効率的な運用を行うた	○ 情報化推進体制等の強化で	付事業の貸付総合電算システ
			め、都道府県及び所轄庁を対象とした試行運用説明会を全	は、情報管理担当部署の専門	ム等の改修を実施し、制度改
			国8か所(24回)で開催し、システムを利用する関係機関	性向上に係る研修のほか、C	正に伴うシステム処理の効率
			への操作周知のための研修支援を実施したうえで、社会福	IO補佐官による情報セキュ	化を図った。
			祉法人及び所轄庁等の関係者によるシステムの試行運用を	リティの現状報告について機	
			実施した。	構役職員を対象に研修を実施	○ 情報化推進体制等の強化
			○ 福祉医療貸付事業及び経営支援事業については、顧客の	するとともに、ICTリテラ	を図るため、情報管理担当部
			利便性の向上を図る観点から、事業報告様式の簡素化を行	シーの向上を図るため、職員	署の専門性向上に係る研修の
			うとともに、債権管理や分析機能の強化を図るため、社会	に対するOA操作研修を定期	ほか、CIO補佐官による情 報セキュリティの現状報告に
			福祉法人の財務諸表等電子開示システムの構築に併せて事	的に開催した。	ついて機構役職員を対象に研
			業報告・経営分析システムの再構築を行うこととし、平成		修を実施するとともに、IC
			28 年度において新システムの基本設計・詳細設計等を実施	<課題と対応>	Tリテラシーの向上を図るた
			し、平成 29 年度から運用を開始することとした。	特になし。	め、職員に対するOA操作研
					修を定期的に開催した。
(3)情報化の進展	(3)情報化の進展	○ 情報化の進展に機	○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、研修プロ		
に機動的かつ的	に機動的かつ的	動的かつ的確に対応	グラムに基づく外部研修やCIO補佐官によるICT人材		○ 以上のとおり、中期目標期
確に対応するこ	確に対応するた	するために、情報管	育成のための研修を受講した。		間中の目標を達成していると
と。	め、情報管理担	理担当部署の専門性	《外部研修の実績》		評価できることから「B」評
	当部署の専門性	の向上を図っている			価とする。

の向	上を図る。	カュ。	年度	回数		
			H25	15回		
			H26	16回		
			H27	12回		
			H28	9回		
				<u> </u>	J	
			○ 職員が培っ	てきた専門的な	お知識や経験を	活用し、ICT
			技術に精通し	た人材を長期多	安定的に確保し	ていくため、キ
			ャリアパス整	揺備の一環として	て、平成 26 年度	より専門職コー
			スを新設した	• 0		
	50a = t					
		○ 職員に対するIT				
	、当該業務	に関する研修等を計	/C / W 113 1 K +			、情報管理担当
	ITに関す	画的に実施している	HA-H (1 (0 % %)			(OUTLOOK Ø
	習得を推進	カ・。				集合研修)及び
	、職員に対					キュリティの現
	等を実施す			セキュリティに		
る。				ールへの対応)	に係る研修(集合研修)を実
			施した。			lete della anala
			年度	OA研修	システム	情報セキュ
				10.17	操作研修	リティ研修
			H25	484名	60名	
			H26	349名	53名	
			H27	264名	42名	66名
			H28	268名	66名	66名
				ミスリファかい	ようた知繗的な	管理を行うため
						、EUC管理方
						ともに、助成事
						について、技術
			大援を行った		ノ ロ ○ ○ √ /1日/∏	
			~1X C 11 7 C	-0		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
2-2	経費の節減		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753
度		レビュー	

2. 主要な経年データ (参考) (参考情報) 評価対象となる指標 達成目標 25 年度 26 年度 27 年度 28 年度 29 年度 前中期目標期間 当該年度までの累積値、平均値 最終年度値 等、目標に応じた必要な情報 経費節減(計画値) 中期目標期間の最終年度において、一般管 (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (百万円) 226 (\(\textbf{\Lambda}\)3\%) 219 (▲6%) $212 (\blacktriangle 9\%)$ 205 (12%)198 (**▲**15%) 理費は198百万円、業務経費は1,003百万 233 円 (業務経費) (業務経費) (業務経費) (業務経費) (業務経費) (業務経費) **1,003** (**▲**5%) 1,056 $1,045 \ (\blacktriangle1\%)$ $1,034 \ (\blacktriangle 2\%)$ $1,024 \ (\blacktriangle3\%)$ 1,013 (\(\Lambda 4\)%) 経費節減(実績値) 年度計画値の 100% (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (百万円) 206203 183 注 2(218) (業務経費) (業務経費) (業務経費) (業務経費) 592611 638 678 上記削減率(%) 中期目標期間の最終事業年度において、平 (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) 成 24 年度(一般管理費 233 百万円、業務 **▲**11.5% **▲**12.5% **▲**3.6% **▲**21.5% 経費 1,056 百万円) と比べて一般管理費は 注 2(6.1%) 15%程度、業務経費は5%程度削減 (業務経費) (業務経費) (業務経費) (業務経費) **▲**43.9% **▲**42.1% **▲**39.5% **▲**35.7% 達成度 (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) (一般管理費) 383.3% 208.3% 179.2% 40.0% 注 2(67.8%) (業務経費) (業務経費) (業務経費) (業務経費) 4.390.0% 2,105.0% 1,316.7% 892.5%

⁽注 1) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込及び口座振替手数料、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修 に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

⁽注2) 顧客情報保護・セキュリティ強化を図るための事務所受付窓口の設置の経費を除いた実績値、削減率及び達成度である。

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣!	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 経費の節減	2 経費の節減	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
		① 中期目標期間の最	① 中期目標期間の最終事業年度(平成 29 年度)において、運営費交付金を	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
		終事業年度において、	充当して行う業務(一般勘定・共済勘定・保険勘定)に係る一般管理費及び	〇 毎年度、一	○ 毎年度、一般管理費及び業	(見込評価時との乖離がある場
		平成24年度と比べ	業務経費について、運営費交付金の効率的な活用により基準額(平成24年	般管理費及び	務経費の効率的な執行に努	合には重点的に理由を記載)
		て一般管理費は1	度決算額)に対して、一般管理費は△15%、業務経費は△5%の額を削減で	業務経費の効	め、	
		5%程度、業務経費	きるよう、削減対象経費を個別に検証し、各年度効率的な執行に努めた。	率的な執行に	・ 一般管理費については、	<今後の課題>
		は5%程度の額を節	平成28年度末における一般管理費については、本部事務所賃貸借契約の更	努めるととも	平成 28 年度末において、	(見込評価時に検出されなかっ
		減する。	新にあたり、賃料改定に係る交渉を行った結果、1か月相当分の賃料を削減	に、平成 28	本部事務所賃貸借契約の	た課題、新中期目標の変更が必
			したこと等により、基準額に対して△21.5%を節減し、本中期目標期間の最	年度末におい	更新にあたり、賃料改定に	要になる事項等あれば記載)
		<その他の指標>	終年度(平成29年度)における目標を達成することができた。	ては、一般管	係る交渉を行った結果、1	<その他事項>
		なし	業務経費については、業務・システム最適化計画に基づくWAM NET	理費につい	か月相当分の賃料を削減し	
			事業の見直しにあたり、新システムの構築において稼働環境にクラウドを導	て、本部事務	たこと等により、基準額に	
			入した結果、昨年度に引き続き運用保守経費を大幅に改善できたこと等によ	所賃貸借契約	対して△21.5%を節減し、	
			り、基準額に対して△35.7%を節減し、こちらも中期目標における目標を達	の更新にあた	業務経費については、業	
			成することができた。	り、賃料改定	務・システム最適化計画に	
				に係る交渉を	基づくWAM NET事業	
		<評価の視点>		行った結果、1	の見直しにあたり、新シス	
(1)業務方法の見	(1) 質が高く効率	○ 業務方法をどのよ	○ 業務方法の改善等による事務効率化及び経費の節減の取組みとして、以	か月相当分の	テムの構築において稼働環	
直し及び事務の	的な業務運営を	うに改善し、事務の	下のとおり実施した。	賃料を削減し	境にクラウドを導入した結	
効率化を行い、	確保し、組織に	効率化を図り、経費	(平成25年度から実施)	たこと等によ	果、昨年度に引き続き運用	
経費の節減に努	おける資源を有	の節減に努めている	・WAM NETの新システムの構築において稼働環境にクラウドを導入す	り、基準額に	保守経費を大幅に改善でき	
めること。	効に活用するた	カ³。	ることによる運用保守経費の削減(年間約△43,700万円)	対して△	たこと等により、基準額に	
	め、毎年度、業	○ 事業費における冗	・福祉医療貸付事業における預金口座振替案内等の郵送料の削減(年間約	21.5%を節減	対して△35.7%を節減し、	
	務方法等を点検	費を点検し、その削	△480万円)	し、本中期目	いずれについても中期目標に	
	し、業務方法の	減を図っているか。	・退職手当共済事業に係る退職金の振込手数料の削減(年間約△515万円)	標期間の最終	おける目標を達成した。	
	改善等を行うこ		・光ファイバーによる電話回線の導入(年間約△196万円)	年度 (平成 29		
	とにより、事務		(平成26年度から実施)	年度)におけ	○ 契約の適正化については、	
	の効率化を推進		・本部事務所の賃料の削減(平成26・28年度それぞれ年間約△2,200万円)	る目標を達成	調達等合理化計画に基づく取	
	し、経費の節減		・退職手当共済制度に係る制度等周知に要する経費の削減 (e-ラーニング形	することがで	組みを着実に実施するととも	
	に努める。		式への見直し)(年間約△1,000万円)	きた。	に、契約監視委員会における	
			・資格証明の請求等に係るオンライン申請の導入(年間約△34万円)	また、業務	点検を適正に行い、公正かつ	
			 ・契約期間の複数年化等による会計監査人における監査費用の削減(年間	経費について	透明な調達手続きによる適切	
			 約△571万円)	は、業務・シ	で、迅速かつ効果的な調達を	
			 ・調達方法の見直しによる人材派遣費用の削減(年間約△424万円)	ステム最適化	推進した。	
			(平成27年度から実施)	計画に基づく	•	
			- ・福祉医療貸付事業における預金口座振替手数料等の削減(年間約△440	WAM NE	○ 給与水準については、その	
			万円)	T事業の見直	適正化に向けて、組織のスリ	
			- ・承継年金住宅融資等債権管理回収業務における抵当権移転登記費用の削	しにあたり、	ム化、機構独自の特別都市手	

			減(年間約△3,300万円)			新システムの	当据置の継続、55 歳を超え	
			・入札参加事業者の掘り起こしによる年金	*相保資全貸付システ	人に体るデ	構築において	る職員に対する給与体系の見	
					2 (C)(VO)	稼働環境にク	直し等による人件費の削減を	
			(平成28年度から実施)	3 1)		ラウドを導入	実施しており、その結果、年	
			・承継年金住宅融資等債権管理回収業務に	おける業務委託費の	削減(年間	した結果、昨	齢・地域・学歴差を勘案した	
			約△900万円)		1111700 (11141	年度に引き続	ラスパイレス指数は、平成25	
			W3772000/21 1)			き運用保守経	~28 年度の平均で 100.4 ポ	
(2)契約について	(2) 契約について	○ 公正かつ透明か調	│ │○ 平成 25 年度及び平成 26 年度においてに	ト「随音契約の目直し	計画」(巫成	費を大幅に改	イントとなり、さらに、職員	
は、原則として	は、原則として	達手続による適切で、				善できたこと	宿舎廃止に伴う住居手当増	
一般競争入札等	一般競争入札等	迅速かつ効果的な調		五分に フィーCla、人に	- /4////// 1.	等により、基	加影響を控除すると平均	
によるものとし、	によるものとし、	達を実現する観点か		ける調達等合理化の時	D組の推進に	準額に対して	99.8ポイントになると見込ま	
以下の取組によ	以下の取組によ	ら、機構が策定した				→ 版に のとて △35.7%を節	れる。	
り、契約の適正	り、契約の適正	「調達等合理化計				減し、こちら	4 · · · · ·	
化を推進するこ	化を推進する。	画」に基づく取組を				も中期目標に	○ 以上のとおり、中期目標期	
٤.	① 公正かつ透	着実に実施している			. , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	おける目標を	間中の目標を達成していると	
① 公正かつ透	明な調達手続	か。	推進委員会の設置前である平成 25・26 年			達成すること	評価できることから「B」評	
明な調達手続	による適切	~ 0	また、契約監視委員会において、新たな			ができた。	価とする。	
による適切	で、迅速かつ		連続の一者応札・応募案件等について事後			○ 契約の適正		
で、迅速かつ	効果的な調達		これらの取組みにより、公正かつ透明な		_			
効果的な調達	を実現する観		効果的な調達を推進した。	W477 1 1/21 = 01 @ 20 / 20 / 20 / 20 / 20 / 20 / 20 / 20	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	は、調達等合		
を実現する観	点から、機構			のない		理化計画に基		
点から、機構	が策定した			字約 合	計	づく取組みを		
が策定した	「調達等合理		件数 金額 件数	金額 件数	金額	着実に実施す		
「調達等合理	 化計画」に基		H25 34件 6.1億円 4件			るとともに、		
化計画」に基	づく取組を着		H26 55件 26.1億円 7件		30.0億円	契約監視委員		
づく取組を着	実に実施す		H27 51件 12.7億円 6件		15.0億円	会における点		
実に実施する	る。		H28 44件 37.1億円 10件	ļ	41.0億円	検を適正に行		
こと。			(注)単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、	<u> </u>	<u> </u>	い、公正かつ		
② 一般競争入	② 一般競争入					透明な調達手		
札等により契	札等により契		○ 総合評価落札方式及び企画競争により調	達を実施する場合には	は、競争性、	続きによる適		
約を行う場合	約を行う場合		透明性が十分に確保されるよう、調達マニ	ュアルに基づき、以下	下の点に留意	切で、迅速か		
であっても、	であっても、		しつつ調達を実施した。			つ効果的な調		
特に企画競争	特に企画競争		a 入札公告から提案書提出までの十分な	日程の確保		達を推進し		
や公募を行う	や公募を行う		b 選定基準及び配点の事前公開並びに選	定結果の公開		た。		
場合には、競	場合には、競		c 選定委員における外部有識者割合の基準	単の設定		○ 給与水準に		
争性、透明性	争性、透明性					ついては、そ		
が十分に確保	が十分に確保					の適正化に向		
される方法に	される方法に					けて、組織の		
より実施する	より実施す					スリム化、機		
こと。	る。					構独自の特別		
③ 監事及び会	③ 監事及び会					都市手当据置		
			75	5				

計監査人によ	計監査人によ		の継続、55 歳	
る監査におり	る監査におい		を超える職員	
て、入札・勢	マ て、入札・契		に対する給与	
約の適正な多	期 約の適正な実		体系の見直し	
施について箱	敵 施について徹		等による人件	
底的なチェッ	底的なチェッ		費の削減を実	
クを受けるこ	クを受ける。		施してきた結	
と。			果、年齢・地	
(3) 運営費交付金	金 (3) 運営費交付金	○ 一般管理費等の経 ○ 上記①のとおり、節減することができた。	域・学歴差を	
を充当する一般	を充当する一般	費の節減については、	勘案したラス	
管理費及び業務	管理費及び業務	中期目標を達成して	パイレス指数	
経費(いずれも	を 経費 (いずれも	いるか。	は、平成 25	
人件費を除く。) 人件費を除く。)		~28 年度の	
については、よ	については、よ		平均で 100.4	
り一層の業務道	重 り一層の業務運		ポイントとな	
営の効率化を推	営の効率化を推		り、さらに、	
進し、中期目標	悪し、中期目標		職員宿舎廃止	
期間の最終事業	期間の最終事業		に伴う住居手	
年度において、	年度において、		当増加影響を	
平成24年度	平成24年度と		控除すると平	
比べて一般管理	里 比べて一般管理		均99.8ポイン	
費は15%程	異 費は15%程		トになると見	
度、業務経費は	ま 度、業務経費は		込まれ、前中	
5%程度の額を	5 %程度の額を		期目標期間最	
節減すること。	節減する。		終年度と同水	
(注)貸付金に	こ (注)貸付金に		準を維持して	
係る振込及	及 係る振込及		いる。	
び口座振権	ず び口座振替			
手数料、袖	手数料、福		<課題と対応>	
祉医療経営	対		特になし。	
指導事業は	た 指導事業に			
係る経費、	係る経費、			
社会福祉事	事 社会福祉事			
業に関する	き 業に関する			
調査研究、	調査研究、			
知識の普及				
及び研修に	こ 及び研修に			
係る経費、	係る経費、			
退職手当却	退職手当共			
済事業に係	系 済事業に係			
る業務委割	毛 る業務委託			

費及び退職	費及び退職						
手当給付金	手当給付金						
支給に係る	支給に係る						
振込手数	振 込 手 数						
料、システ	料、システ						
ム関連経	ム関連経						
費、公租公	費、公租公						
課並びに特	課並びに特						
殊要因経費	殊要因経費						
を除く。	を除く。						
総人件費につ	総人件費につ						
いては、政府に	いては、政府に						
おける総人件費	おける総人件費						
削減の取組を踏	削減の取組を踏						
まえ、厳しく見	まえ、厳しく見						
直すものとする	直すものとす						
こと。	る。						
機構の給与水	機構の給与水	○ 国家公務員等と比 (毎年度、機	後構の給与水準の	適切性に係る検	証を行うとと	もに、その結果と
準について、以	準について、以	較して適切な水準と	今後講ずる指	昔置を機構ホーム	、ページで公表し	た。	
下のような観点	下のような観点	なっているか。					
からの検証を行	からの検証を行	○ 機構の給与水準に () ラスパイレ	/ス指数の状況			
い、その検証結	い、これを維持	ついて、中期目標に	年度	対国家公務員	地域勘案	学歴勘案	地域·学歷勘案
果や取組状況に	する合理的な理	示されたとおり、適	H25	115.8	103.0	112.9	101.0
ついては公表す	由がない場合に	切に取組んでいるか。	H26	114.8	102.1	111.7	100.0
るものとするこ	は必要な措置を		H27	116.1	103.2	112.9	100.9
と。	講ずることによ		H28	115.1	101.7	111.9	99.5
① 職員の在職	り、給与水準の						る手当の有無を考
地域や学歴構	適正化に速やか			慮した指数		(5×1-5×1)=145 4 0 1	2 1 ¬ 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11
成等の要因を	に取り組むとと		学歴勘绪	だった。 発指数:学歴構成		生の違いを老庸	した指数
考慮してもな	もに、その検証		1 175 130 24			200座1 217/总	0701630
お国家公務員	結果や取組状況						
の給与水準を	については公表						
上回っていな	するものとする。						
いか。	① 職員の在職						
② 職員に占め	地域や学歴構						
る管理職割合	成等の要因を						
が高いなど、	考慮してもな						
給与水準が高	お国家公務員						
い原因につい	の給与水準を						
て、是正の余	上回っていな						
地はないか。	いか。						

③ 国からの財	② 職員に占め
政支出の大き	る管理職割合
さ、累積欠損	が高いなど、
の存在、類似	給与水準が高
の業務を行っ	い原因につい
ている民間事	て、是正の余
業者の給与水	地はないか。
準等に照ら	③ 国からの財
し、現状の給	政支出の大き
与水準が適切	さ、累積欠損
かどうか十分	の存在、類似
な説明ができ	の業務を行っ
るか。	ている民間事
④ その他、給	業者の給与水
与水準につい	準等に照ら
ての説明が十	し、現状の給
分に国民の理	与水準が適切
解の得られる	かどうか十分
ものとなって	な説明ができ
いるか。	るか。
	④ その他、給
	与水準につい
	ての説明が十
	分に国民の理
	解の得られる
	ものとなって
	いるか。

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753
度		レビュー	

2	. 主要な経年データ							
	評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自	1己評価	主務大臣は	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
第5 財務内容の改	第4 予算、収支計	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
善に関する事項	画及び資金計画	なし		評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
通則法第29条第	1 予算			○ 運営費交付金を充当して行う事業に	○ 運営費交付金を充当して行	(見込評価時との乖離がある場
2項第4号の財務内	別表1のとおり	<その他の指標>		ついて、利用者負担に配慮しつつ、適	う事業について、利用者負担	合には重点的に理由を記載)
容の改善に関する目	2 収支計画	なし		切なサービスや料金体系を確保すると	に配慮しつつ、適切なサービ	
標は、次のとおりと	別表2のとおり			ともに、事業目的を損なわない範囲で	スや料金体系を確保するとと	<今後の課題>
する。	3 資金計画			自己収入の確保に努めた結果、毎年度、	もに、事業目的を損なわない	(見込評価時に検出されなかっ
	別表3のとおり			予算額を上回る自己収入を確保するこ	範囲で自己収入の確保に努め	た課題、新中期目標の変更が必
				とができた。	た結果、毎年度、予算額を上	要になる事項等あれば記載)
		<評価の視点>		○ 福祉医療機構債券の発行について	回る自己収入を確保した。	<その他事項>
1 運営費交付金以		○ 福祉医療経営指導	○ 運営費交付金を充当して行う事業について、利用	は、アナリストや投資家に対し発行に		
外の収入の確保		事業及び福祉保健医	者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を	係る説明会を実施するとともに、IR	○ 福祉医療機構債券の発行	
運営費交付金を充		療情報サービス事業	確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自	(投資家向けの広報活動) を積極的に	については、アナリストや投	
当して行う事業につ		については、それぞ	己収入の確保に努めた結果、毎年度、予算額を上回	実施したこと等により、適切な発行条	資家に対し発行に係る説明会	
いては、それぞれの		れの事業目的を損な	る自己収入を確保した。	件で円滑な資金調達を行うことができ	を実施するとともに、IR(投	
事業目的を損なわな		わない範囲で自己収	年度 自己収入	た。	資家向けの広報活動) を積極	
い範囲で、利用者負		入の確保に努めてい	H25 47,043千円	○ 不要財産の国庫納付については、計	的に実施したこと等により、	

担その他の自己収入		るか。	H26	46,176千円	画どおり適切に実施し、全ての職員宿	適切な発行条件で円滑な資金	
を確保することに努			H27	52,560千円	舎の売却手続きを完了することができ	調達を行った。	
めること。			H28	53,145千円	た。		
						○ 不要財産の国庫納付につい	
2 自己資金調達に		〇 福祉医療貸付事業	○ 福祉医療機	養債券の発行については、アナリスト	<課題と対応>	ては、計画どおり適切に実施	
よる貸付原資の確		及び年金担保貸付事	や投資家に対	†し発行に係る説明会を実施するととも	特になし。	し、全ての職員宿舎の売却手	
保		業において、債券の	に、IR(接	資家向けの広報活動)を積極的に実施		続きを完了させた。	
福祉医療貸付事業		発行等による資金調	したこと等に	より、各年度において適切な発行条件			
及び年金担保貸付事		達を適切に行ってい	で円滑な資金	調達を行った。		○ 以上のとおり、中期目標期	
業において、債券の		るか。	年度	I R件数		間中の目標を達成していると	
発行等による資金調			H25	30件		評価できることから「B」評	
達を適切に行うこ			H26	31件		価とする。	
と。			H27	33件			
			H28	30件			
	第5 短期借入金の						
	限度額						
	1 限度額						
	1 1 7,400						
	百万円						
	2 想定される理由						
	(1) 運営費交付金						
	の受入れの遅延						
	等による資金不						
	足に対応するた						
	め 。						
	(2)一般勘定にお						
	いて、貸付原資						
	の調達の遅延等						
	による貸付金の						
	資金不足に対応						
	するため。						
	(3) 年金担保貸付						
	勘定及び労災年						
	金担保貸付勘定						
	において、貸付						
	原資に充当する						
	ため。 (4) # * * * * * * * *						
	(4) 共済勘定にお						
	いて、退職者の						
	増加等による給			80			

	/ # ~ \\				
	付費の資金不足				
	に対応するた				
	Ø.				
	(5)予定外の退職				
	者の発生に伴う				
	退職手当の支給				
	等、偶発的な出				
	費に対応するた				
	め。				
3 不要資産の国庫	第6 不要財産又は	○ 不要財産の国庫納	│ ○ 「独立行政法 <i>)</i>	人の事務・事業 <i>0</i>	の見直しの基本方針」
納付	不要財産となる	付については、計画	(平成 22 年 12	2月7日閣議決	定)に基づき、平成
将来にわたり業務	ことが見込まれ	どおり適切に実施し			売却手続きを完了し
を確実に実施する上	る財産がある場	ているか。	た。平成 28 年	度末に不動産売	買契約を締結した日
で必要なくなったと	合には、当該財				度に落札者へ引渡し
認められる財産(不	産の処分に関す		のうえ、国庫納		
要財産)を速やかに	る計画			不動産売買	国庫納付日
国庫納付すること。	以下不要財産を国		宿舎	契約締結日	(国庫納付額)
	庫納付する。		用賀宿舎	平成27年3月	平成27年10月
	東久留米宿舎(東		玉川宿舎	平成27年4月	(3.6億円)
	京都東久留米市、		東久留米宿舎	平成28年2月	
	戸建3戸)、小金井		上大岡宿舎	平成28年2月	平成28年10月
	宿舎(東京都小金		宝塚宿舎	平成28年3月	(3.0億円)
	井市、戸建2戸)、		千里山宿舎	平成28年9月	
	玉川宿舎(東京都		高槻宿舎	平成28年9月	平成29年3月
	世田谷区、戸建2			平成28年12月	(2.7憶円)
	戸)、日野宿舎 (東		(1.77) IE E	1 /3/20 12/1	平成29年度中
	京都日野市、戸建		日野宿舎	平成29年3月	(予定)
	5戸)、用賀宿舎				(1 1/1/2)
	(東京都世田谷		○ 会計検査院に	よる平成 25 年	度決算検査報告にお
	区、集合住宅1		ける機構への意	見表示「独立行	政法人福祉医療機構
	棟)、上大岡宿舎		の労災年金担保領	貸付勘定におけ	る政府出資金の規模
	(横浜市港南区、		について」への	対応として、厚	生労働省と協議を行
	集合住宅1棟)、宝		い、平成 27 年 3	3月 20 日付で:	14.3 億円の不要財産
	塚宿舎(兵庫県宝		(現預金)を国	庫納付し、当該	政府出資金の規模を
	塚市、集合住宅1		縮減した。		
	棟)、千里山宿舎				
	(大阪府吹田市、				
	集合住宅1棟)、高				
	槻宿舎(大阪府高				
	槻市、集合住宅1				

棟)について、平
成25年度以降
に、原則現物納付
により国庫納付す
る。ただし、現物
納付が困難な場合
は売却し金銭納付
を行う。
• 年金担保貸付勘
定及び労災年金担
保貸付勘定に係る
政府出資金等につ
いて、業務廃止後、
金銭納付により国
庫納付する。
第7 第6の財産以
外の重要な財産を譲
渡し、又は担保に供
しようとするときは、
その計画
なし
第8 剰余金の使途
・ 全勘定に共通す
る事項
業務改善にかか
る支出のための原
資
職員の資質向上
のための研修等の
財源

1. 当事務及び事業に関	する基本情報			
4-1	効率的かつ効果的な業務運営体制の整備			
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753	
度		レビュー		

2	. 主要な経年データ					
	評価対象となる指標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

0.				票期間評価に係る自己評価及び主務大臣による		→数→压1	アトス証体
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実		主務大臣は	
				業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
	第2 法人全体の業	第1 法人全体の業	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
	務運営の改善に	務運営の改善に	なし		評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
	関する事項	関する目標を達			○ トップマネジメントを補佐	○ トップマネジメントを補佐	(見込評価時との乖離がある場
		成するためにと	<その他の指標>		する経営企画会議を原則とし	する経営企画会議を原則とし	合には重点的に理由を記載)
		るべき措置	なし		て月2回開催し、「経営理念」	て月2回開催し、「経営理念」	
	独立行政法人の趣	機構に期待される			の共有、理事長からの「機構	の共有、理事長からの「機構	<今後の課題>
	旨を十分に踏まえ、	社会的使命を効率			運営哲学」及び「行動の指針」	運営哲学」及び「行動の指針」	(見込評価時に検出されなかっ
	業務実施方法の更な	性、有効性を持って			の提示、全役員による「重点	の提示、全役員による「重点	た課題、新中期目標の変更が必
	る改善を図り、機構	果たしていくために、			目標」の指示のほか、「業務実	目標」の指示のほか、「業務	要になる事項等あれば記載)
	に期待される社会的	第三期中期目標期間			績評価の検証」等の重要案件	実績評価の検証」等の重要案	<その他事項>
	使命を効率的、効果	においては、機構に			に対し、迅速かつ的確に経営	件に対し、迅速かつ的確に経	
	的に果たすことがで	おいて最適なガバナ			判断を行うとともに、役員連	営判断を行う等により、機構	
	きるよう、経営管理	ンスの更なる高度化			絡会を原則として毎週開催し、	内での情報の共有化及び問題	
	の充実・強化を図る	を図るとともに、引			機構内での情報の共有化及び	意識の統一の徹底を図ってお	
	こと。	き続き、「専門性の向			問題意識の統一の徹底を図っ	り、その内容についてはイン	
		上」と「業務間の連			た。	トラネット等を通じて全職員	
		携強化」を図り、小			なお、経営企画会議の協議	に共有されている。	
		回りのきく福祉、医			内容等についてはイントラネ		

	療を支援する専門店				ット等を通じて全職員に対し	○ また、福祉医療に係る事業	
	療を又仮りる専門店 として、次のような				で発信され、迅速かつ的確な		
	機構の事業全般にわ				浸透を図っている。	するための組織見直しを継続	
	たる共通の取組を実				○ 福祉医療に係る事業の健全		
	施することとする。	/証何の知より			な発展を総合的に支援するた		
4 ************************************		<評価の視点>			めの組織見直しを実施するこ	備を図っている。	
1 効率的かつ効果					とで、効率的かつ効果的な業		
的な業務運営体制	的な業務運営体制				務運営体制整備を図った。	○ この他、業務間の連携を強	
の整備	の整備		- I-II-		○ 多岐にわたる事業を実施し	化し、業務の効率的な運営を	
国の政策や福祉医療				寮に係る事業の健全な発展を総合的に支援する観 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		図っている。	
に係る事業経営環境	祉医療に係る事	業の健全な発展を総		たのとおり業務運営体制の見直しを行った。	活かしつつ、業務間の連携を		
が変化する中で福祉	業経営環境が変	合的に支援するため、	年度	主な見直し内容		○ 以上のとおり、中期目標期	
医療に係る事業の健	化する中で福祉	業務運営体制を継続		・金融庁検査等の導入を見据えたガバナンスの	とができた。	間中の目標を達成していると	
全な発展を総合的に	医療に係る事業	的に見直しているか。		更なる高度化等に向けた再編	特に、東日本大震災への対		
支援するため、組織	の健全な発展を			・NPO等の相談支援及びガバナンス強化に対	応については、災害復旧資金	価とする。	
編成等の業務運営体	総合的に支援す		110=	応するための再編	による優遇措置や二重債務へ		
制を継続的に見直す	るため、組織編		H25	・社会福祉法人の経営高度化等に向けた更なる	の対応、WAM NETを活用		
こと。	成等の業務運営			経営支援機能強化のため顧客業務部を再編	した情報提供、被災地におけ		
	体制について、			し、「経営サポートセンター」を設置	るNPO等の活動を支援する		
	継続的に見直し			・更なる広報機能強化のため「広報課」を設置	ための助成等により多面的に		
	を行う。			・効率的かつ効果的な業務実施等のため福祉貸	支援するとともに、平成28年		
				 付部と医療貸付部を統合して、「福祉医療貸	熊本地震への対応については		
				付部」を設置	当該地域における全貸付先の		
				・信用リスク管理部門の拡充を図るため「与信	被災状況の把握に努め、返済		
			H26	管理課」を新設	猶予に係る周知を実施し被災		
				・厚生労働省行政事業レビューでの指摘等を踏	地の復旧を支援した。		
				まえた更なる合理化・効率化の推進による組	さらに、広報活動や債権管		
				織のスリム化	理の強化等についても業務間		
				・各リスクの管理態勢を適切に分散できるよう、	で連携した取組みを実施し、		
					多岐にわたる事業を実施して		
				企画室を再編して、「企画管理部」を創設	いる機構の特長や専門性を活		
				・福祉系NPOに対する「貸付」・「助成」・「専	かすことにより、業務の効率		
			H27	門的助言や情報提供」による支援をワンスト	的な運営を図ることができた。		
				ップで総合的、効果的かつ効率的に実施する			
				ため、福祉医療貸付部と助成事業部を統合・	/ 調照 ト 対広へ		
				再編し、福祉医療貸付部内に「NPOリソー	<課題と対応>		
				スセンター」を創設	特になし。		
			1100	・貸付先の業況改善に向けての要因分析やアド			
			H28	バイス等を行うため与信管理課を再編			
			(注) 上言				
			\I/F				
				84			

(2) 国の政策や福 ○ トップマネジメン	〇 トップマネジメントを補佐する経営企画会議を原則とし
社医療に係る事 ト機能が有効に発揮	て月2回開催し、「経営理念」の共有、理事長からの「機構
業経営環境の変とれ、国の福祉医療	運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「重
化等に迅速的確 施策の変化等に関す	点目標」の指示のほか、「業務実績評価の検証」等の重要案
に対応するたる重要事項に迅速か	件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。
め、トップマネーの的確に対応してい	〇 役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の
ジメントを補佐るか。	共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。
する経営企画会	
議等の効率的か	
つ効果的な運営	
を図る。	
(3)多岐にわたる 〇 業務間の連携強化	○ 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性
事業を実施してしてより、どのようなし	を活かしつつ、次のとおり、業務間の連携を強化し業務
- いる機構の特長 業務運営の効率化が	の効率的な運営を図った。
や専門性を活か 図られているか。	事項・年度 主な取組内容 というには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ
しつつ、業務間	・災害復旧資金による優遇措置や二重債務
の連携を強化す	への対応、WAM NETを活用した情報
ることにより、	提供、被災地におけるNPO等の活動を 東日本大震災
業務の効率的な	支援するための助成等により多面的に支 への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
運営を図る。	(H25以降) 援
	・東北応援企画として社会福祉施設経営セ
	ミナーを関係部が連携して開催(H25・
	H26、各1回)
	・災害復旧資金による優遇措置を実施する
	平成28年熊本 とともに、貸付関係部が連携して当該地
	地震への対応 域における全貸付先(339件)の被災状
	(H28) 況の把握に努め、返済猶予に係る周知を
	実施
	・広報活動を一体的に推進するため、広報
	広報活動の 活動方針を策定し、各部署において当該
	一体的な推進 方針に沿って広報活動計画を策定のう
	(H26以降) え、各部署間で連携して一体的な広報活
	動を実施
	・債権管理部門及び経営サポートセンター
	債権管理の が連携し、イエローゾーン債権の抽出基
	強化 準を策定・抽出し、適切な経営改善支援
	(H26以降) 策を講じることにより、リスク管理債権
	化を未然防止
	WAM NET ・各事業に係る連絡用掲示板を設置し、外
	基盤の活用 部団体等との事務手続きの円滑化を支援

(H25L)	・社会福祉法人経営動向調査、介護報酬改		
	定に係るアンケート調査及び診療報酬改		
	定に係るアンケート調査等を実施		
	・WAM NETのメール一括配信機能によ		
	り各事業における情報を迅速かつ安全に		
	発信		
	・特色ある助成先の記事・取材動画の公表		

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
4-2	業務管理(リスク管理)の充実		
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753
度		レビュー	

2	. 主要な経年データ						
	評価対象となる指標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報

			期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評	価	主務大臣は	こよる評価
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)
2 業務管理(リス	2 業務管理(リス	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>	<自己評価>	評定 B	評定
ク管理)の充実	ク管理)の充実	なし		評定: B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>
				○ 効率的かつ効果的な業務運	○ 効率的かつ効果的な業務運	(見込評価時との乖離がある場
		<その他の指標>		営を行うとともに、業務の健	営を行うとともに、業務の健	合には重点的に理由を記載)
		なし		全性及び適切性を確保するた	全性及び適切性を確保するた	
				め、内部統制基本方針等の規	め、内部統制基本方針等の規	<今後の課題>
		<評価の視点>		程体系の整備やガバナンス委	程体系の整備やガバナンス委	(見込評価時に検出されなかっ
効率的かつ効果的	(1) 効率的かつ効	○ 業務の健全性及び	○ 効率的かつ効果的な業務運営を行うとともに業務の健全	員会の設置等の新たなガバナ	員会の設置等の新たなガバナ	た課題、新中期目標の変更が必
な業務運営を行うと	果的な業務運営	適切性を確保するた	性及び適切性を確保するため、監査機能及びリスク管理機	ンス態勢を整備するとともに、	ンス態勢を整備するととも	要になる事項等あれば記載)
ともに、業務の健全	を行うとともに	め、監査機能及びリ	能等の強化等、ガバナンスの更なる高度化を図った。	平成26年度からの運用におい	に、平成 26 年度からの運用	<その他事項>
性及び適切性を確保	業務の健全性及	スク管理機能等を強	年度主な取組内容	て、ガバナンス委員会におけ	において、ガバナンス委員会	
するため、監査機能	び適切性を確保	化し、ガバナンスの	・ガバナンスの更なる高度化を図るための態勢	るリスク管理上のモニタリン	におけるリスク管理上のモニ	
及びリスク管理機能	するため、監査	更なる高度化を図っ	整備	グに係る報告等及びリスク対	タリングに係る報告等及びリ	
等を強化するなど、	機能及びリスク	ているか。	①内部統制基本方針等の規程体系の整備	応計画の策定・評価等を通じ	スク対応計画の策定・評価等	
ガバナンスの更なる	管理機能等を強		H25 ②ガバナンス委員会の設置	た改善活動を行うことにより、	を通じた改善活動を行うこと	
高度化を図ること。	化し、顧客保護		③統括管理責任部署の設置	ガバナンスの更なる高度化を	により、ガバナンスの更なる	
なお、内部統制に	等管理態勢や信		④コンプライアンス・プログラム及びコンプ	図った。	高度化を図っている。	
ついては、更に充	用リスク管理態		ライアンス・マニュアルの整備	また、リスク・アプローチ		

実・強化を図るもの	勢等の充実を図			・新たなガバナンス態勢の運用開始	に基づく内部監査を効果的に	○ また、適切な情報セキュリ
とし、その際、総務	り、ガバナンス			①ガバナンス委員会の開催(毎月)	実施した。	ティ対策を継続的に推進する
省の「独立行政法人	の更なる高度化			②リスク対応計画の策定・評価	○ 適切な情報セキュリティ対	
における内部統制と	やALM(資産			③コンプライアンス・プログラムに基づく役	策を継続的に推進するため、	したオフラインネットワーク
評価に関する研究	負債管理)シス		H26	職員向け研修の実施	インターネットと分離したオ	の構築などの技術的対策を講
会」が平成22年3	テムの活用等に			④業務継続計画に基づく災害時想定訓練の実	フラインネットワークの構築	
月に公表した報告書	より金利リスク			施、業務継続計画の見直し	などの技術的対策を行うとと	の標的型攻撃メール対処訓練
(「独立行政法人に	を管理すること			⑤リスク・アプローチに基づく内部監査	もに、全役職員向けの標的型	や情報セキュリティ研修を実
おける内部統制と評	で、機構が被る			⑥システムリスク外部監査による改善	攻撃メール対処訓練や情報セ	施するなどの人的対策を講じ
価について」)及び総	リスクの抑制に			・業務継続計画に基づく優先復旧業務に係る目	キュリティ研修を実施するな	ている。
務省政策評価・独立	努める。			標復旧時間の見直し等を実施	どの人的対策を行った。	
行政法人評価委員会	なお、内部統		H27	・情報システム復旧計画に基づく災害時を想定	○ 業務改善活動の活性化とし	○ 以上のとおり、中期目標期
から独立行政法人等	制については、			した初動訓練等を実施	て、職員からの意見提案箱制	間中の目標を達成していると
の業務実績に関する	更に充実・強化		TTOO	・福祉医療貸付事業に係る信用リスク等管理に	度を引き続き運用するなど、	評価できることから「B」評
評価の結果等の意見	を図るものと		H28	特化した信用リスク分科会を設置	業務の効率化、顧客サービス	価とする。
として各府省独立行	し、その際、総		L		及び職場環境の向上を図った。	
政法人評価委員会等	務省の「独立行	○ ALMシステムを	○ 市場リン	スク及び流動性リスクの管理にあたり、ALMの		
に通知した事項を参	政法人における	適切に活用するなど、	手法による	るマチュリティラダー分析及びデュレーション分	<課題と対応>	
考にするものとする	内部統制と評価	金利リスクの抑制に	析等を定期	明的に実施した。	特になし。	
こと。	に関する研究	努めているか。				
	会」が平成22					
	年3月に公表し					
	た報告書(「独立					
	行政法人におけ					
	る内部統制と評					
	価について」) 及					
	び総務省政策評					
	価・独立行政法					
	人評価委員会か					
	ら独立行政法人					
	等の業務実績に					
	関する評価の結					
	果等の意見とし					
	て各府省独立行					
	政法人評価委員					
	会等に通知した					
	事項を参考にす					
	るものとする。					
また、政府の方針				b針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を継 ***・*********************************		
を踏まえ、適切な情	方針を踏まえ、	対策の充実を図って		進するため、以下の取組みを行うとともに、人的		
報セキュリティ対策	適切な情報セキ	いるか。	対策として	て全役職員向けの標的型攻撃メール対処訓練や情		

を推進すること。	ュリティ対策を		報セキュ!	リティ研修を実施した。
	推進する。		年度	主な取組内容
				・外部メール送信時の添付ファイルの自動暗号
			H25	化機能の導入
			H26	・メールの誤開封・誤送信防止機能の導入
				・インターネットと分離したオフラインネット
			H27	ワークの構築 (ネットワークの二重化)
				・ファイルの自動暗号化機能の導入
				・サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示
				(平成27年7月22日付)に基づく第三者監査
				の受検
			1100	・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統
			H28	一基準」の改定を踏まえた情報セキュリティ
				ポリシーの改定
				・オフライン環境におけるプリンタ出力時の「認
				証機能」の導入
		○ 国民からの苦情・		スクの管理を含めた品質マネジメントシステムの
	客満足度調査、	指摘についての分		(点検)を実施し、機構の品質マネジメントシス
	各種データ分析	析・対応、内部監査、		売性及び有効性の確認を行った。
	などに基づく是			ポート等に係る対応状況、事務リスク等に係る自
	正・予防処置活	種データ分析などに		実施状況及び保有顧客情報の管理状況等のモニタ
	動により、業務			通じて実態把握するとともに、課題の洗い出し及
	改善の推進及び			肖のための取組みを行った。
				査(書面審査、ヒアリング調査)を実施し、監査
	制を図る。	リスクの抑制を図っ		づく報告書を発行のうえ、検出された問題事象及
		ているか。		こ検出された問題事象に関する改善活動をフォロ
			ーアップ	
				ムリスク管理の強化を目的として、平成 26 年度
				ンステムリスク外部監査に係る監査報告書で示さ
			れた課題に	こついて、改善活動をフォローアップした。
				業務改革等に向けた取組みを奨励し、業務改善活
	業務改革等に向			化を図るため、職員からの意見提案箱制度の継続
	けた取組を奨励		的な運用を	を図るとともに、以下の取組みを行った。
	し、業務改善活	動の活性化を図って	年度	主な取組内容
	動の活性化を図	いるか。	H25	・次世代認定マーク「くるみん」の取得
	り、効率的かつ			・理事長自らが、昇任した職員及び新任の幹部
	効果的な業務運		H26	職員を対象とした面談の実施
	営を行う。			・育児休業取得者の円滑な職場復帰支援を目的
				90

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4-3	人事に関する事項							
当該項目の重要度、難易		関連する政策評価・行政事業	平成 28 年度行政事業レビューシート番号 702・753					
度		レビュー						

2	2. 主要な経年データ											
	評価対象となる指標	達成目標	(参考)	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	(参考情報)			
			前中期目標期間最終年						当該年度までの累積値、平均値			
			度値						等、目標に応じた必要な情報			
	常勤職員数(計画	期末の常勤職員数を期初の	_	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	_			
	値)	常勤職員数の 100%以内										
	常勤職員数(実績	_	83.9%	86.6%	86.6%	86.6%	88.3%		_			
	値)											
	達成度	_	_	115.5%	115.5%	115.5%	113.3%		_			

3.	3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				E Company	主務大臣による評価		
				業務実績				自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	第6 その他業務運	第9 その他主務省	<主な定量的指標>	<主要な業務等	実績>			<自己評価>	評定 B	評定	
	営に関する重要	令で定める業務	① 期末の常勤職員数	① 業務の実	態を踏まえつつ、	組織体制及び	人員配置の見直	評定:B	<評定に至った理由>	<評定に至った理由>	
	事項	運営に関する事	を期初の常勤職員数	しを行った	結果、期末の常勤	動職員数についる	ては、期初の常	○ 効率的かつ効果的な業務運	○ 効率的かつ効果的な業務運	(見込評価時との乖離がある場	
		項	の100%以内とす	勤職員数の	100%以内となり	り、中期計画に対	定めた目標を達	営を行うため、管理職の参事	営を行うため、管理職の参事	合には重点的に理由を記載)	
	通則法第29条第	独立行政法人福祉	る。	成した。				制度(年齢到達により管理職	制度(年齢到達により管理職		
	2項第5号のその他	医療機構の業務運営		年度	期初の常勤	期末の常勤	比 率	ポストを外れる仕組み)を見	ポストを外れる仕組み)を見	<今後の課題>	
	業務運営に関する重	並びに財務及び会計	<その他の指標>	十段	職員数(A)	職員数(B)	(B/A)	直し、対象年齢を引き下げる	直し、対象年齢を引き下げる	(見込評価時に検出されなかっ	
	要目標は、次のとお	に関する省令(平成	なし	H25		259人	86.6%	とともに、課長代理職につい	とともに、課長代理職につい	た課題、新中期目標の変更が必	
	りとする。	15年厚生労働省令		H26		259人	86.6%	ても副参事制度(年齢到達に	ても副参事制度(年齢到達に	要になる事項等あれば記載)	
		第148号) 第4条		H27	299人	259人	86.6%	より課長代理ポストを外れ、	より課長代理ポストを外れ、	<その他事項>	
		の業務運営に関する	<評価の視点>	H28		264人	88.3%	本俸△10%とする仕組み)を導	本俸△10%とする仕組み)を		
		事項は、次のとおり			•			入するなど、組織の活性化に	導入するなど、組織の活性化		
		とする。						向けて取り組んだ。	に向けて取り組んでいる。		
								○ 人事評価制度については、			
	人事に関する事項	1 職員の人事に関						その適正な運用を図るため、	○ 担当業務に必要な知識・技		
		する計画						引き続き、評価結果を昇給、	術の習得、職員の能力開発等		
	(1) 効率的かつ効	(1) 方針						賞与等に反映させた。	を目的として各種研修を実施		
	果的な業務運営	① 効率的かつ	○ 職員の人事に関す	○ 管理職の	参事制度(年齢到	到達により管理期	敞ポストを外れ	○ 研修については、担当業務	するとともに、若手職員の育		

	<u> </u>			<u></u>
を行うため、組	効果的な業務 る計画について、中	る仕組み)を見直し、対象年齢を引き下げるとともに、課	に必要な知識・技術の習得、	成・専門性の向上に資するた
織編成及び人員	運営を行うた 期計画に掲げる方針	長代理職についても副参事制度(年齢到達により課長代理	職員の能力開発等を目的とし	め、国の政策動向を踏まえ、
配置を実情に応	め、組織編成 に基づき、実施して	職ポストを外れ、本俸△10%とする仕組み)を導入し、中	て各種研修を実施するととも	毎年度、若手職員勉強会年間
じて見直すこ	及び人員配置 いるか。	堅職員の積極登用の推進及び組織の活性化を図った。(平成	に、若手職員の育成・専門性	計画を策定のうえ勉強会を開
と。	を実情に即し	26 年度より段階的に対象年齢を引下げ、平成 28 年 4 月か	の向上に資するため、国の政	催している他、金融業務機能
	て見直す。	ら完全実施(対象年齢 55 歳))	策動向を踏まえ、毎年度、若	の強化を目的として、貸付部
			手職員勉強会年間計画を策定	門に所属する職員を対象とし
(2)人事評価制度	② 人事評価制 〇 職員の努力とその	○ 人事評価制度の適正な運用を図るため、引き続き評価結	のうえ勉強会を開催した。	た通信教育を継続して実施す
の運用により職員の	度の適正な運 成果が適切に人事上	果を昇給、賞与等に反映させた。	また、平成 26 年度から係員	る等、研修内容の充実を図っ
努力とその成果を適	用を行い、評 評価されているか。	○ 平成27年度においては、人事評価制度における目標設定・	を対象として機構業務に必要	ている。
正に評価するととも	価結果を人事	達成基準の設定ポイントの理解、評価基準に対するレベル	な基礎知識を習得するための	
に、人材の育成に努	及び給与等に	感の均一及び評価スキルの更なる向上を図ることを目的と	基礎知識研修や各業務基礎研	○ 期末の常勤職員数について
め、士気及び専門性	反映し、士気	して、評価者である管理職を対象にした人事評価研修を実	修を実施したほか、金融業務	は、期初の常勤職員数の
の高い組織運営に努	の高い組織運	施した。	機能の強化を目的として、貸	100%以内となり、中期計画
めること。	営に努める。		付部門に所属する職員を対象	に定めた目標を達成してい
			とした通信教育(金融業務能	る。
	③ 職員の資質	○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とし	力検定)を継続して実施する	
	向上を図るた	て、公開セミナー (「企画力研修」ほか)、通信教育 (「ロジ	など、研修内容の充実を図っ	〇 以上のとおり、中期目標期
	め、担当業務	カル・シンキングコース」ほか)及び部署毎における固有	た。	間中の目標を達成していると
	に必要な知	の能力を習得するための専門研修を実施したほか、平成27	○ 期末の常勤職員数について	評価できることから「B」評
	識・技術の習	年度からは金融業務機能の強化を目的として、貸付部門に	は、期初の常勤職員数の 100%	価とする。
	得、能力開発	所属する職員を対象とした通信教育(金融業務能力検定)	以内となり、中期計画に定め	
	等を目的とし	を実施した。	た目標を達成することができ	
	た各種研修を	公開セミナー・ 年度 金融業務能力検定	た。	
	実施するとと	年度 通信教育 金融業務能力検定		
	もに、引き続	H25 62名	<課題と対応>	
	き外部との人	H26 57名	特になし。	
	事交流を行	H27 51名 15名		
	う。	H28 33名 18名		
		○ 平成 26 年度から、入社から数年を経過した係員層を対象		
		として、機構業務に必要な独立行政法人の法令や貸付契約		
		等の基礎知識を習得する基礎知識研修を実施したほか、多		
		岐にわたる機構の各事業に係る制度概要や今後の課題等を		
		習得する各業務基礎研修を実施した。		
		○ 国の政策動向を踏まえ、毎年度、若手職員勉強会年間計		
		画を策定し、「生活困窮者支援」、「社会福祉法人改革」、「障		
		害者虐待防止法及び障害者差別解消法」等をテーマとした		
		外部講師等による勉強会を開催した。		
		年度 若手職員勉強会		
		H25 12回		
		92		

		Пос	OF	
		H26	9回	
		H27	9回	
		H28	8回 8回 2 大小 74 17 17 2 4 14	
			い職員を育成・確保するため	、民間金融機関
		等への研修派	遣を継続して実施した。	
(0) 1号次校文化				
(2) 人員に係る指				
標地上の光光階		○ 上記①のと	おり、中期計画を達成した。	
	○ 期末の常勤職員数		10) (1 / M III III E LE / N O / C)	
員数を期初の常	が期初の常勤職員数			
勤職員数の10	の100%以内とな			
0%以内とす	っているか。			
る。				
(参考1)				
期初の常勤職員				
数				
299人				
(参考2)				
中期目標期間中				
の人件費総額見				
込み				
10, 187				
百万円				
ただし、上記の				
額は、役員報酬並				
びに職員基本給、				
職員諸手当及び時				
間外勤務手当に相				
当する範囲の費用				
である。				
2 施設及び設備に				
関する計画				
なし				
3 積立金の処分に				
関する事項				
前期中期目標の期				
間の最終事業年度に				
おいて、独立行政法				
人通則法第44条の				

処理を行ってなお積			
立金があるときは、			
その額に相当する金			
額のうち厚生労働大			
臣の承認を受けた金			
額について、独立行			
政法人福祉医療機構			
法第12条第1項に			
定める業務の財源に			
充てることとする。			